

令和8年度

令和7年10月

保育施設利用のご案内

令和8年4月～令和9年2月入所

●保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申込みください。

4月入所申込受付期間

締切午後5時

一次 令和7年10月1日(水)～令和7年12月1日(月)

二次 令和7年12月2日(火)～令和8年2月2日(月)

障害児保育等の相談・申込みの方

令和7年10月15日(水)～令和7年10月21日(火)

※障害児保育等の申込みの方は右の二次元コードから事前予約してください。



(1世帯45分以内)

令和8年5月～令和9年2月入所申込み締切日

締切午後5時 ※障害児保育等の申込の方は、区役所窓口でお申込みください。

入所希望月	申込締切日
令和8年5月入所	令和8年4月10日(金)
6月入所	5月11日(月)
7月入所	6月10日(水)
8月入所	7月10日(金)
9月入所	8月10日(月)
10月入所	9月10日(木)

入所希望月	申込締切日
令和8年11月入所	令和8年10月13日(火)
12月入所	11月10日(火)
令和9年1月入所※	
2月入所※	3月入所の募集はありません
3月入所	

※1、2月入所の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

保育施設の定員や保育サービス、整備・運営形態等は、令和7年10月時点の情報をもとに編集しているため、その後の保育施策の見直し等に伴い、変更となる場合がありますのでご了承ください。
[区ホームページ]とあるのは「保幼(ぼよ)ナビ」を指します。

申請の
流れが分かる
YouTube動画
はコチラ



ご存知ですか？

杉並区子どもの権利に関する条例

区では、すべての子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。条例の内容についてお知らせします。

条例全文は
こちらから▶



基本理念（子どもの権利に関する基本的な考え方）

条例の基本理念は、世界中のすべての子どもが持つ権利を定めた「子どもの権利条約」の精神にのっとり規定しました。

- どんな時でも、差別的扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
- あらゆる場面で、年齢及び発達に応じて、その「思い、考え、意見」を表すことができ、これらが尊重されます。
- 自分に関係する全てのことについて、最善の利益（子どもにとって最もよいこと）が優先して考慮されます。
- 常に命を大切にされ、成長及び発達が図られます。

子どもにとって大切な権利 あらゆる場面で、子どもの権利を保障します。

① 安心して生きる権利

- ・命が守られます。健康に生きて成長することができます。
- ・一人ひとりが大切にされて、愛されます。
- ・知られたくないことは秘密にできます。
- ・安心して過ごす居場所を持てます。



② 自分らしく生きる権利

- ・ありのままの自分が大切にされます。
- ・興味や関心があることに取り組むことができます。



③ 育つ権利

- ・年齢や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
- ・ゆっくり休むことができます。



④ 意見を聴かれる権利

- ・必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
- ・子どもの思いや考え、意見が大切にされます。



⑤ 守られる権利

- ・暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
- ・心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。



⑥ 個別の必要に応じて支援を受ける権利

- ・国や性別などを理由に差別されません。
- ・それぞれの子どもの状況に合った助けが受けられます。



子どもを取り巻く大人の役割

区、保護者、子ども関係施設、区民、事業者それぞれの役割を明確に定めることで、子どもの権利を保障します。

保護者

- ・子どもの意見を聴き、子どもにとって最善の利益を優先して考えます。
- ・子どもが安心・安全に暮らすことのできる生活環境を確保します。

子ども関係施設

- ・子どもの意見を聴き、施設運営を行うにあたっては、その意見を尊重します。
- ・子どもが安心・安全に過ごすことのできる環境を整備します。
- ・子どもからの相談に対応できるようにします。

区民

子どもの意見を尊重し、子どもが様々な社会活動に参画できる機会を確保します。



事業者

その会社で働く人が仕事と子育てを両立できるように雇用環境を整備します。

杉並区

子どもの意見を聴き、子どもに関する様々な取組を考え、保護者等と協力しながら行います。

子どもの権利相談・救済窓口

子どもが抱える悩みを解決するために、LINEやWEBなどから子どもが気軽に相談することができる「子どもの権利相談・救済窓口」を設置しました。子どもの権利を守るためであれば、保護者など大人からの相談も受け付けます。



フリーダイヤル

なみなみみんなよし

0120-7373-34

- ・上手く伝えられなくても大丈夫です。
- ・秘密は守ります。 ・お金はかかりません。

その他窓口詳細は
こちらから

開設時間・曜日

月・水・金 / 13:00～19:00
土 / 10:00～16:00
火・木・日・祝日・年末年始は休み



目次

杉並区における保育施設の種類	P 2
1 杉並区内の認可保育所・地域型保育事業を利用できる方	P 3
2 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ	P 4
【1】 令和8年4月入所	P 4
【2】 令和8年5月～令和9年2月入所	P 6
3 区保育施設の入所・転園申込みに必要な書類について	P 8
4 保育の必要性の認定について	P 17
【1】 認定とは	
【2】 保育を必要とする事由と認定有効期間	
【3】 保育の必要量について	
【4】 認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ	
5 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について	P 19
6 注意事項	P 29
【1】 申込み時のご注意	P 29
【2】 保育施設の利用時間等について	P 29
【3】 「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について	P 29
【4】 会社勤務の方で就労証明書を提出される方	P 31
【5】 ひとり親の方の提出書類について	P 31
【6】 延長保育について	P 32
【7】 これから生まれる予定の児童の申込みについて（1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ）	P 33
【8】 就労要件で申込の方へ	P 33
【9】 育児のための短時間勤務制度（所定労働日数を短縮する場合を含む）を利用予定または利用中の方へ	P 34
【10】 別の保育施設へ転園を希望する方へ	P 34
【11】 支援が必要な児童の申込みについて	P 34
7 申込み後の手続き等について	P 35
8 認可保育所等	P 38
9 居宅訪問型保育事業	P 54
10 今後の保育施設の整備予定について	P 54
11 杉並区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）	P 55
12 こども誰でも通園制度の実施について	P 55
13 認可保育所等保育料について【全世帯無償化】	P 56
14 家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室	P 58
15 認証保育所	P 58
16 認証保育所・認可外保育施設・一時預かり事業の保育料助成制度	P 59
17 私立幼稚園	P 60
18 区立子供園	P 62
19 主な変更点とお知らせ	P 63
20 保活ツール	P 64

杉並区における保育施設の種類

施設区分／概要				クラス※1	開所時間※2		延長	保育の必要性の認定	施設利用申込先	保育料 ★契約条件による区補助あり		
保育施設	認可施設	認可保育所 ・国の設置運営基準を満たした児童福祉施設 P38～53参照	区立	0歳～5歳	11時間	7時30分～18時30分	○				必要 (P17・18参照)	区
			私立			施設による	(施設による)					
		地域型保育事業(区の設置運営基準)	小規模保育事業所(A型・B型)※3 ・認可保育所に比べ小規模な環境(定員6～19人)で保育を行う施設 P38～53参照			11時間	施設による	(施設による)				
			事業所内保育事業所(地域枠) (保育所型・小規模A型・小規模B型)※4 ・区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設け保育を行う施設 P38～53参照		0歳～2歳	11時間	施設による	(施設による)				
			家庭的保育事業所 ・家庭的な雰囲気のもとで、保育を実施する施設(定員5名まで) P38～53参照			施設による	施設による	(施設による)				
	居宅訪問型保育事業 ・児童の自宅において1対1で保育を行う事業 P54参照							区または施設				
	認可以外の施設	家庭福祉員 家庭福祉員グループ ・自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、一定の資格を有し、区長の認定を受けた保育経験者が保育を行う P58参照		0歳～2歳	8時間以上	8時30分～17時	×	不要 (補助金申請時には必要)	施設	P58参照		
		グループ保育室 ・杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営 P58参照		0歳～2歳	11時間	7時30分～18時30分	×					利用時間による★ P58参照
		認証保育所 ・東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設 P58参照		A型	産休明けから小学校就学前まで	13時間以上	施設による	(施設による)	不要 (補助金申請時には必要)	施設		各施設による★
		その他認可外保育施設(ベビーホテル) ・民間事業者や個人が設置運営する保育施設で、東京都(令和8年11月からは杉並区)に届出している施設。 区ホームページ参照		0歳～施設による		施設による	(施設による)					
その他認可外保育施設(企業主導型) ・企業が従業員のために設置するもので、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる。 区ホームページ参照		0歳～施設による		施設による	(施設による)	地域枠は必要						
教育施設	幼保一体化施設	区立子供園 ・区立幼稚園を転換した、区独自の幼保一体化施設 ・短時間保育と長時間保育の児童と一緒に保育 P62参照		3歳～5歳	5時間	9時～14時	×	不要	施設	幼児教育・保育無償化により、無料		
		短時間保育			11時間	7時30分～18時30分		必要	区			
		私立幼稚園 ・幼児の「学びの場」を提供する学校教育法に基づいた学校 P60参照		3歳～5歳(一部2歳から)	4～5時間(その他預かり保育実施施設有)	施設による	(施設による)	不要 (預かり保育補助金申請時には必要)	施設	幼児教育無償化により、上限内で無償		

同時期に複数の保育・教育施設に在籍することはできません。

※1: 受入年齢や詳細は保育施設によって異なりますのでご注意ください。

※2: 保育施設と区立子供園(長時間保育)の開所時間は利用可能な上限時間であり、実際に保育を必要とする時間のみ施設を利用することができます。

※3: A型は全ての保育従事者が保育士資格を有し、B型は6割以上の保育従事者が保育士資格を有します。

※4: 保育所型は定員が20人以上、小規模A型及び小規模B型は定員が19人以下の事業所内保育事業所です。

保育所型及び小規模A型は全ての保育従事者が保育士資格を有し、小規模B型は6割以上の保育従事者が保育士資格を有します。

★: 保育料補助制度等があります。詳細はP59をご確認ください。

1 杉並区内の認可保育所・地域型保育事業を利用できる方

① 申込日現在、杉並区に住民登録がある方

申込窓口▶ 保育課 認定・入園係 ※必要書類は P8 参照

② 杉並区外に住民登録があり、入所希望月の前月末日までに転入の届出及び保育課での手続きをする予定の方

※締切日までに転入先の物件が決まっていることが必要です。

申込窓口▶ 保育課 認定・入園係 ※必要書類は P8・9 参照

注意事項

- 入所の可否にかかわらず、**入所希望月の前月末日**（末日が土、日、祝日の場合はその前開庁日）までに転入届を提出し、杉並区民として「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」及び「マイナンバー記入用紙」を記入の上、保育課認定・入園係に提出してください。
- ※入所希望月の前月末日までに転入できない場合、または転入しても杉並区民としての書類提出がない場合等は、**原則内定取り消し、または申込みが無効となります。**

③ 杉並区外に住民登録があり、保護者のいずれかまたは両方が杉並区で月48時間以上在勤または在学している方

申込窓口▶ 住民登録がある自治体 ※杉並区の各入所希望月の締切日の一週間前までに**住民登録がある自治体**にお申し込みください。※必要書類は P8・9 参照

注意事項

- 入所希望月中に杉並区内での就労・就学を開始することが確定していない場合は申込みできません。
- 申込みできる施設や入所希望月に係る制限**がありますので、以下の表★をご確認ください。
- 以下の調整指数が適用となりますのでご注意ください。
杉並区に在勤、在学している保護者→**基準指数**（杉並区で在勤、在学している日数、時間のみ対象）に対して**調整指数（P25） 項番 23（-5点）を適用**
杉並区に在勤・在学していない保護者→**基準指数（P23） No.11 その他、保育が必要と認めた状態（1点）を適用**
- 在園可能期間は卒園までです。ただし、入所後に保護者の就労先（就学先）が杉並区外に変更になった場合または杉並区内での就労（就学）をやめてしまった場合は、**その月の末日**までになります。

④ 里帰り出産のため、保護者と申込みをする児童が杉並区内へ帰省する方

申込窓口▶ 住民登録がある自治体 ※杉並区の各入所希望月の締切日の一週間前までに**住民登録がある自治体**にお申し込みください。※必要書類は P8参照

注意事項

- 申込みできる施設や入所希望月に係る制限**がありますので、下記の表★をご確認ください。
- 保護者両方に、**それぞれ基準指数（P23） No.11 その他（1点）**が適用となります。
- 在園可能期間は出産予定月の前2か月から出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。期間を過ぎての継続入所はできません。

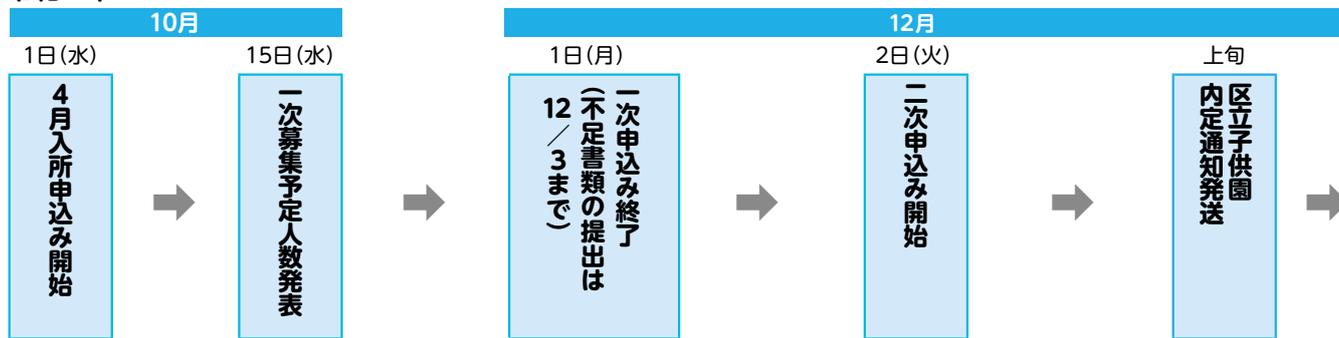
保育施設	クラス	入所申込		延長保育
		4月入所	5月入所以降	
区立	0～2歳児	×		—
	3～5歳児	×	○	月ぎめ申込不可 (延長スポット保育は可能)
私立	0～5歳児	○		園による
地域型保育事業	0～2歳児	×		—

- ※各クラスの空きが1名となったときは、杉並区民枠として確保するため、空きが2名以上の場合のみ利用調整の対象となります。
- ※申込みをする児童が、住民登録のある自治体で保育施設・教育施設を利用中の場合、申込みに制限がある可能性がございます。そのため、住民登録のある自治体に必ずご確認ください。
- ※③④の場合、利用調整結果は住民登録がある自治体を経由して通知します。そのため、杉並区の「保育所等利用調整結果通知書」は保護者に発送されません。利用結果の通知の様式等は、住民登録がある自治体にご確認ください。

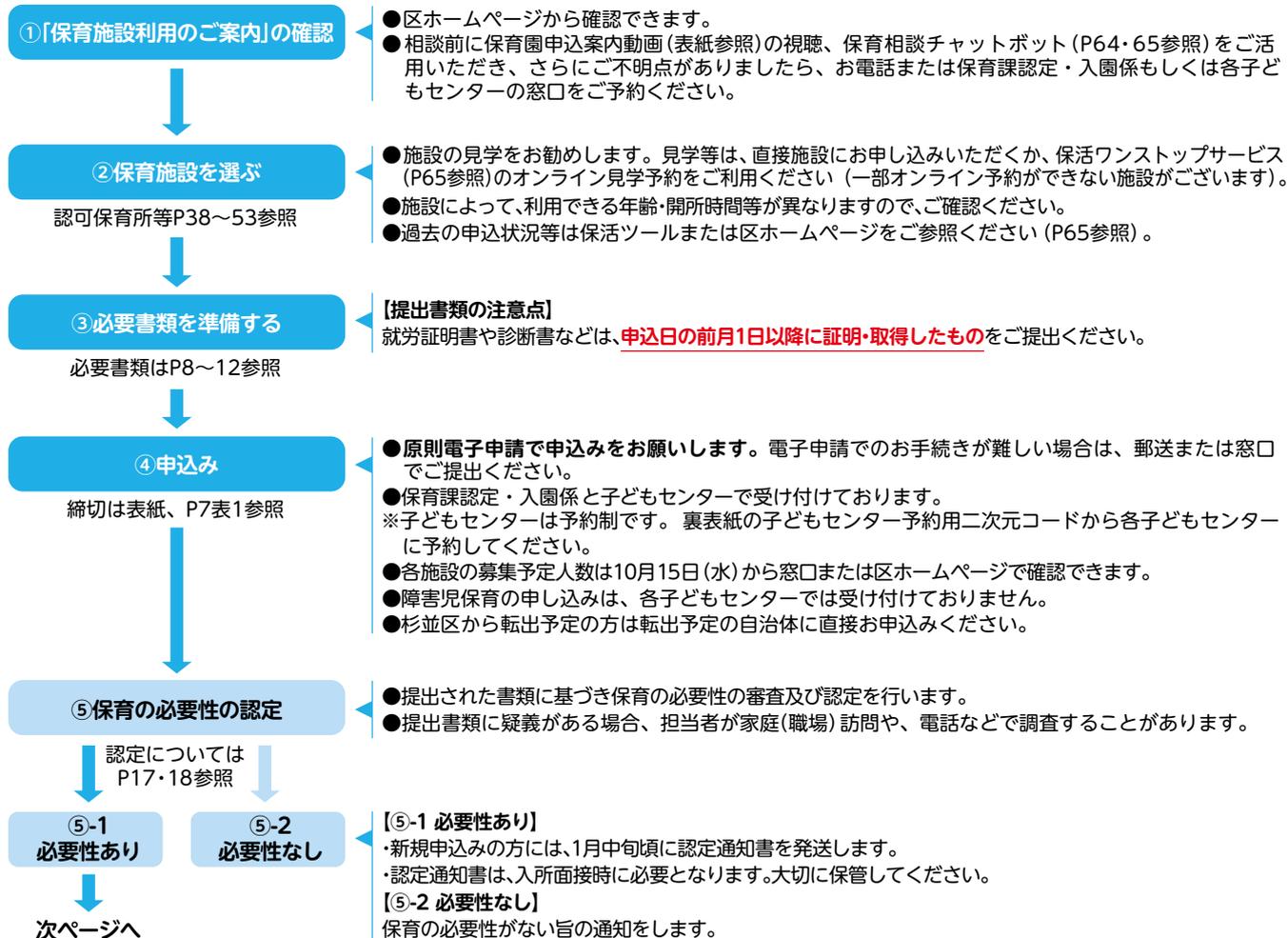
2 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ

【1】令和8年4月入所

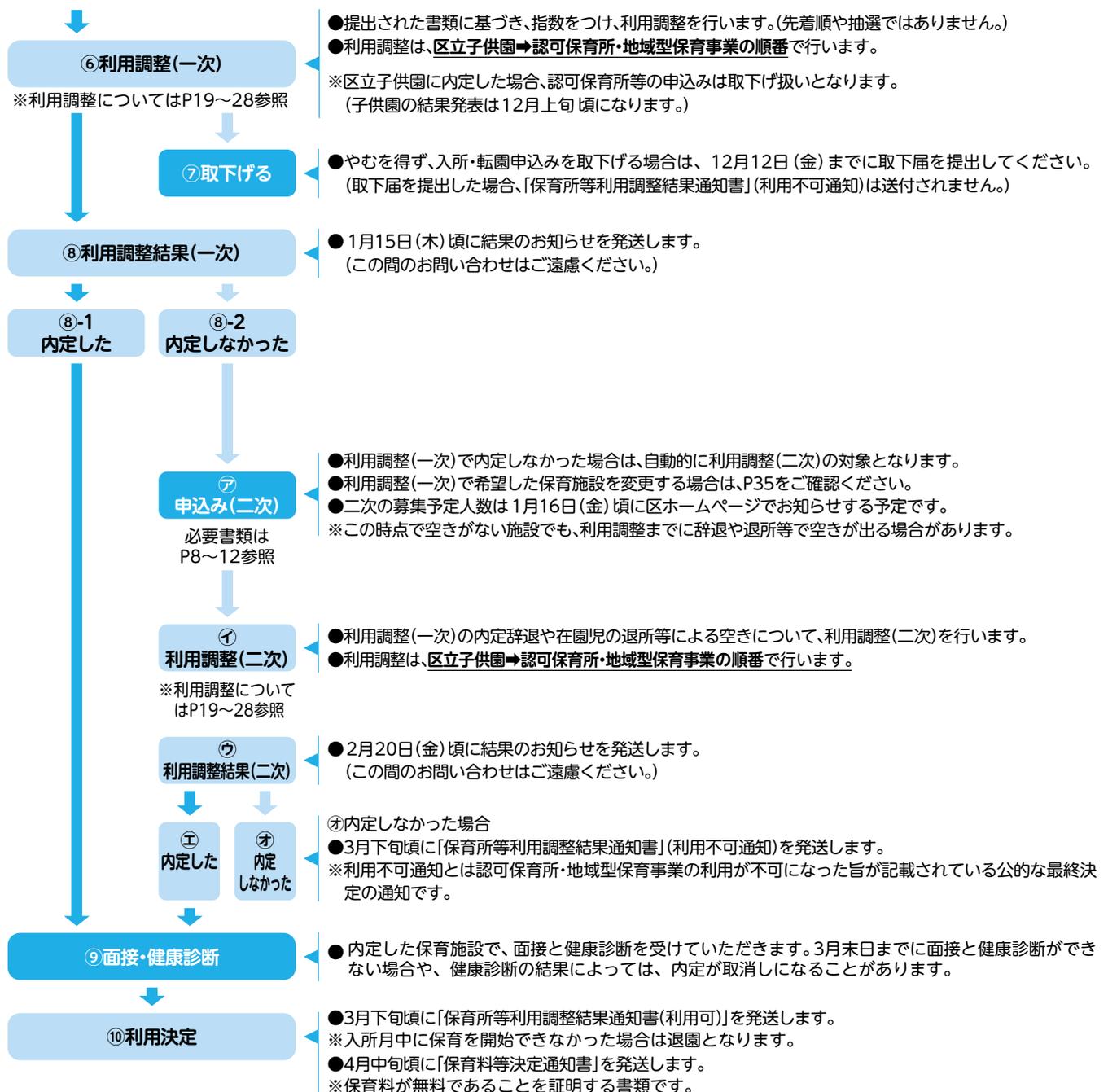
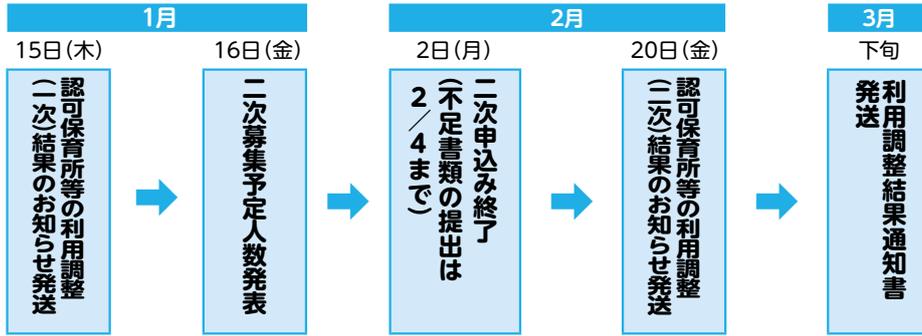
令和7年



具体的な流れ及び注意事項



令和8年



[2] 令和8年5月～令和9年2月入所 ※3月入所の募集はありません。

●募集予定人数は入所希望月の前々月末頃に区ホームページでお知らせします。ただし、1・2月入所の募集予定人数は、申込締切日が早いとお知らせできません。

掲載時点で空きがない施設でも、利用調整までに退所等で空きが出た場合は、利用調整を行います。

●申込有効期間は申込日から6か月間です。(次ページ表2参照)

●障害児保育の申込みは、各子どもセンターでは受け付けておりません。

●杉並区から転出予定の方は転出予定の自治体に直接お申し込みください。

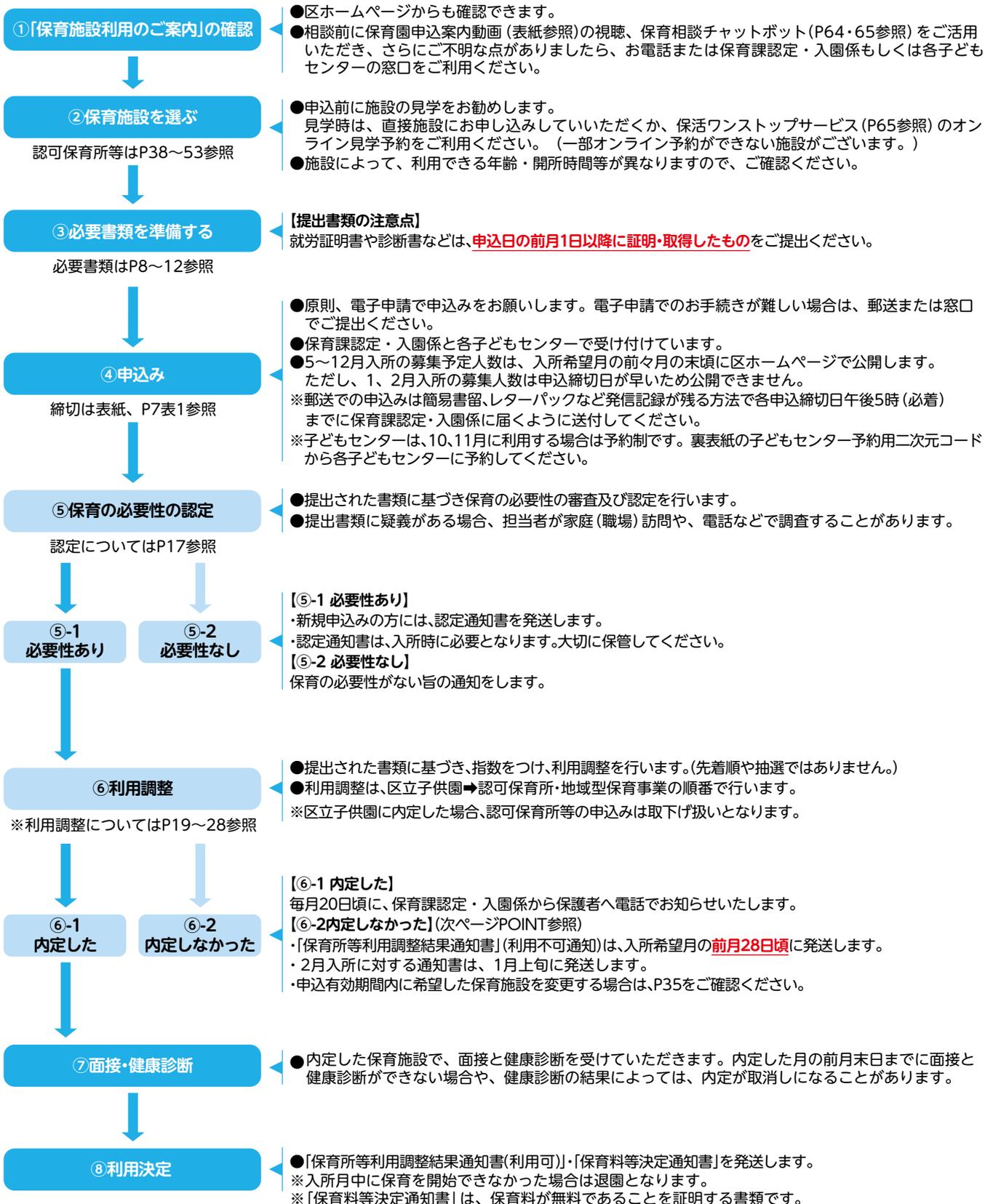


表1【申込締切日】 ※申込締切日の午後5時送信完了分まで

入所希望月	申込締切日
令和8年5月入所	令和8年4月10日(金)
6月入所	5月11日(月)
7月入所	6月10日(水)
8月入所	7月10日(金)
9月入所	8月10日(月)
10月入所	9月10日(木)
11月入所	10月13日(火)
12月入所	11月10日(火)
令和9年1月入所 ※1	
2月入所 ※1	
3月入所	3月入所の募集はありません

※1:1・2月入所の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

表2【申込有効期間】

申込書提出日	申込有効期間
令和7年11月	令和8年5月入所分まで
12月	6月入所分まで
令和8年1月	7月入所分まで
2月	8月入所分まで
3月	9月入所分まで
4月	10月入所分まで
5月	11月入所分まで
6月	12月入所分まで
7月	令和9年1月入所分まで
8月	2月入所分まで
9月	
10月	4月入所分まで
11月	5月入所分まで
12月	6月入所分まで

- 提出後不足書類があった場合は、申込締切日から2開庁日後の午後5時までに追加提出された書類を、当月の利用調整に反映します。それ以降に提出された書類については、翌月以降の利用調整から反映します。
- 一度入所・転園の内定が出ると、申込有効期間に関わらず、翌月以降は取下げ扱いとなります。
- 内定後、再申請時は全ての書類を改めて提出する必要があります。
- 申込有効期間中に、希望保育施設の変更等申込内容を変更する場合は、P35を参照してください。
- 申込有効期間中は、自動的に利用調整の対象となります。
(例)6月に7月入所の申込みをした場合
 - ・7月入所で内定しなくても、12月入所分までは、自動的に利用調整の対象となります。
 - ・その間に希望した保育施設に空きが出た場合は、利用調整が行われます。

【年度途中の申込みと翌年4月の申込みを両方提出する方へ】

- 1月、2月の利用調整は、4月申込みの締切後となります。
- 12月、1月、2月の利用調整で内定が出ると、その内定した施設に入所となるため、4月入所申込みは取下げ扱いとなります。

POINT

「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)について

- 利用不可通知には第一希望及び第二希望以下の利用調整上の指数(基準指数+調整指数の合計)が記載されます。
- 最初の入所希望月分のみ、利用不可通知を発送します。
- 上記以降の月の通知が必要な場合は、必要な月の申込締切日までに「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。ただし、その場合有効期間は延長されません。
- 利用不可通知は、入所希望月の前月28日頃に発送します。2月入所に対する通知書は、1月上旬頃に発送します。

MEMO

3 区保育施設の入所・転園申込みに必要な書類について

- 入所・転園申込みに、以下の書類が必要です。
- 太字の書類は区指定の書式でご用意ください。
区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。
- 状況に応じて以下に記載のない書類を求める場合があります。
- 必要書類一覧 (P8 ~ 12 参照) で提出書類を確認してください。



申請書ダウンロード
・各申請書の記入例



必要書類
チェックシート

[1] 入所申込み (新たに保育所へ入所したい) に必要な書類 ※杉並区に住民登録がある方

●区保育施設入所申込書類 (①～④すべて)

①	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。 ※ 4 月入所を申し込む方は、右上に 4 月入所用と印字された No.1「保育所等利用申込書 兼 教育保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に記入してください。
②	児童の状況 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。
③	確認書
④	マイナンバー記入用紙 ※ 2 回目以降の申込みで、保育の必要性の認定が有効な方は不要です。 ※杉並区に転入予定でお申し込みされる方は、マイナンバー記入用紙は転入手続き後に提出してください。

※①～③は電子申請で直接入力できます。なお④は電子申請で提出できないため、窓口へ持参または郵送での提出をお願いします。

- 保育の必要性を確認する書類 (P10 参照)
- その他必要書類 (P10・11 参照) ※該当する方のみ
- ※育児休業中 (取得予定) の方は、【5】その他必要書類の**育児休業確認書**を提出してください。

[2] 転園申込み (杉並区内の認可保育所等から転園したい) に必要な書類 ※杉並区に住民登録がある方

- 保育所等転園申込書** ※保育所等転園申込書は電子申請で入力できます。
- 保育の必要性を確認する書類 (P10 参照)
- その他必要書類 (P10・11 参照)

「杉並区外の保育所から、杉並区内の認可保育所等へ転園したい」「認可以外の施設から、杉並区内の認可保育所等へ転園したい」場合、【1】入所申込み (新たに保育所へ入所したい) に必要な書類を提出してください。転園の際の注意事項は P34 【10】を参照してください。

[3] 杉並区外に住民登録がある方が杉並区の保育施設を申し込む際に必要な書類

▲杉並区外に住民登録があり、入所希望月の前月末日までに転入の届出及び保育課での手続きをする予定の方 (各月の締切日までに転入先の物件が決まっていることが必要です。)

●区保育施設入所申込書類 (①～③すべて)

①	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。 ※ 4 月入所を申し込む方は、右上に 4 月入所用と印字された No.1「保育所等利用申込書 兼 教育保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」に記入してください。
②	児童の状況 ※申込児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。
③	確認書

※入所の可否にかかわらず、**入所希望月の前月末日**（末日が土、日、祝日の場合はその前開庁日）までに転入届を提出し、杉並区民として「**保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書**」及び「**マイナンバー記入用紙**」を記入の上、保育課認定・入園係に提出してください。

● 保育の必要性を確認する書類 (P10 参照)

※育児休業中(取得予定)の方は、【5】その他必要書類の**育児休業確認書**を提出してください。

● その他必要書類 (P10・11 参照)

● 転入に関する確認書

● 入所希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できるいずれかの書類

所有形態	入居先	必要書類
自己所有	新たに購入した物件にお住まいになる場合	・住宅の売買契約書のコピー ※ (転入先住所、引渡日(入居可能日)、契約者双方の記名・押印)
	すでに所有している物件にお住まいになる場合	
他者所有	賃貸借契約によって借りる物件にお住まいになる場合	・賃貸借契約書のコピー ※ (転入先住所、引渡日(入居可能日)、契約者双方の記名・押印)
	杉並区内に住民登録がある親族等と同居する場合	・同居(入居)同意書(住民登録がある人が記載)
	社宅、または会社が借上げた物件にお住まいになる場合	・入居同意書(社宅用)(会社が記入) ・会社が物件を所有・借上げしていることが分かる書類
上記に該当がない場合		保育課認定・入園係にご相談ください

※押印入りの契約書が締切日までに用意できない場合はご相談ください。

● 児童の氏名、生年月日が確認できるいずれかの公的な書類

住民票の写し(コピーでも可)、パスポート、母子健康手帳の出生届出済証明ページのコピー等

● 受付印入りの退園届のコピー

(現在通っている認可施設を、杉並区の認可保育所等が不内定であった場合でも継続通園せず退所する場合)

※提出がなくても利用調整の対象となりますが、その場合の調整指数(P24・25 参照)は転園の扱いとなります。

また、同一指数の場合の優先順位で優先度が下がる場合があります。

● 課税(非課税)証明書

(令和8年4月～8月入所の場合は令和7年度、令和8年9月～令和9年2月入所の場合は令和8年度のもの)

※提出がなくても利用調整の対象となりますが、同一指数の優先順位で優先度が下がる場合があります。

▲杉並区外に住民登録があり、保護者のいずれかまたは両方が杉並区に月48時間以上在勤または在学している方
▲里帰り出産のため、保護者と申込みをする児童が杉並区へ帰省する方

● 区保育施設入所申込書類(①～③すべて)

①	保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※申込児童1人につき1枚ご用意ください。 ※4月入所を申し込む方は、右上に4月入所用と印字されたNo.1「 保育所等利用申込書 兼 教育保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 」に記入してください。
②	児童の状況 ※申込児童1人につき1枚ご用意ください。
③	確認書

● 保育の必要性を確認する書類 (P10 参照)

※育児休業中(取得予定)の方は、【5】その他必要書類の**育児休業確認書**を提出してください。

● 支給認定証のコピーまたは認定を受けていることが確認できる書類

※住民登録のある自治体にご確認ください。

● 帰省先に関する確認書 ※里帰り出産の場合のみ

[4] 保育の必要性を確認する書類

保護者（父・母）ともに各1部ずつご用意ください。（婚姻の事実がなくとも、子の保護者として生計を一にしている方（パートナー等）がいる場合は、相手方の書類も必要です。）

[注意] 就労証明書、診断書（保育の必要性の認定用）、在学証明書、就学証明書等は、**申込日の前月1日以降に証明・取得したものを**提出してください。

保育を必要とする事由	父	母	必要な書類	
就労	会社勤務の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就労証明書 ※P31 参照（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります。）
	自営業 個人事業主の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就労証明書（区ホームページに手書き用・エクセル版と記載要領があります。） ・仕事の内容が分かる資料 （税務署に提出する個人事業の開業届・廃業等の届出書、営業許可書、事業所やお店の賃貸借契約書、開業していることが分かるパンフレットやホームページ等、仕入れ伝票、業務委託契約書のコピー等）
就学の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就学証明書 ・在学証明書または入学許可書等（在学期間が分かるもの）のコピー ・カリキュラム、時間割等（就学証明書を提出する場合で、時間割表の記載がある場合不要）	
妊娠・出産の方	-	<input type="checkbox"/>	・母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日が記載されているページ）	
疾病・障害の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・診断書（保育の必要性の認定用） ※診断書は任意の様式でも可。ただし、発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状況について具体的な記載があるものに限る または各種手帳のコピー（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級）	
介護・看護の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・介護・看護状況申告書 ・被介護者・被看護者に関する書類（要介護度が分かる介護保険被保険者証・障害支援区分通知書・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー）または診療情報提供書（介護・看護用） ・介護・看護の実態が分かるもの（直近のサービス利用票など）	
災害復旧の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・り災証明書のコピー ・復旧活動の状況及び今後の見通しが分かるもの	
求職活動の方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・求職活動をしていることが確認できる書類 （ハローワーク受付票のコピー、面接の日程や就職活動サイトへの登録が確認できる書類等）	

[5] その他必要書類（必須）

該当する方のみ

※以下の書類については、**申込日の前月1日以降に取得したもの**（更新が必要なものは最新のものを）を提出してください。

育児休業中（取得予定）の方	・育児休業確認書
申込日現在育児休業中で、弟妹の産前産後休暇が入所月にかかる方	・入所月中の産前産後休暇取得に関する同意書
ひとり親の方	・申請保護者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または児童扶養手当証書・ひとり親医療証・児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）のコピー ※P31 参照（外国籍の方は独自証明書とその和訳）
外国籍で永住権がない方	・在留カードの両面コピー（認定の申請のみの場合も必要です） ※就労、求職活動で申し込む場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。
杉並区外に住居登録があり、杉並区に転入予定の方	・転入に関する確認書 ・入所希望月の前月末日までに杉並区に居住することが確認できる書類（P8・9 参照） ・児童の氏名、生年月日が確認できる公的な書類（住民票の写し（コピーでも可）、パスポートのコピー、母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピー等）
区立保育園の月ぎめ延長保育を希望する方（満1歳以上）	・区立保育園延長保育申込書 ・保育園延長保育実施のお願い ※P32 参照
児童に障害がある、または児童が定期的に通院中の申込みの方	・診療情報提供書 ※P34 参照 ※2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に保育課認定・入園係にご相談ください。
これから生まれる予定の児童の申込みをする方（1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ）	・母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日が記載されているページ） ※P33 参照
保護者が、下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童の転園申込みを希望する方（育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含みます。）	・育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書

[6] その他必要書類 (任意)

該当する方のみ

以下の書類の提出がない場合も利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の優先順位で影響がありますので、ご確認ください。

令和8年4月～令和8年8月入所をお申し込みされる方で、令和7年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・勤務先が発行した令和6年1月から令和6年12月分（賞与含む）の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、日本円に換算した内容で記載してください。
令和8年9月～令和9年2月入所をお申し込みされる方で、令和8年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	・勤務先が発行した令和7年1月から令和7年12月分（賞与含む）の給与証明書 ※外国語の場合は、日本語に和訳し、日本円に換算した内容で記載してください。
外国籍の方で平成24年7月8日以前から杉並区に引き続き居住している方	・平成24年7月8日以前から杉並区に居住していることが確認できる書類 (例) 公共料金の支払いが確認できるもの、アパートの契約書等のコピー
児童を他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方	・ 受託証明書 ※調整指数 (P24・25 参照) 項番 11 に該当する場合のみ
保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が各種手帳をお持ちの方	・各種手帳のコピー (身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級)
区内の民営認可保育所・地域型保育事業等に保育士としてお勤めの方 (常勤または非常勤で 80 時間 / 月) ※区職員は除く	・保育士証のコピー ※育児休業中の方のみ
生活保護受給中の方	・保護証明書のコピー
入所希望月の初日までに出産予定日がある方	・母子健康手帳のコピー (表紙、分娩予定日が記載されているページ)
保護者全員が育児休業制度が無い又は取得不可の方	・ 育児休業対象外であることの証明書 ※調整指数 (P24 参照) 項番 16・17 に該当し会社勤務の場合のみ
平成 26 年 4 月以降に杉並区から転出し、申込日現在杉並区に住民登録がある方	・住民票の除票 (コピーでも可) ※区内転居ではなく、区外に転居したものをご提出ください。
区民税非課税世帯の方	・保護者全員の非課税証明書 (令和 8 年 4～8 月入所の場合は令和 7 年度非課税証明書、令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月入所の場合は令和 8 年度非課税証明書)
現在、兄弟姉妹が同じ認可保育所等に在籍しているが、区内転居により、転園申込みをする方 (令和 8 年 4 月入所申込みの場合のみ)	・ 通園時間に関する申告書 ・住宅の売買契約書のコピー、賃貸借契約書のコピーまたは 同居 (入居) 同意書
個別連携先施設の幼稚園に在園する児童の兄弟姉妹が個別連携元施設を第一志望とした入所または転園申込みをする方	・ 受託証明書 または幼稚園在園証明書
個別連携先施設の幼稚園に入園予定の児童の兄弟姉妹が個別連携元施設を第一希望とした入所または転園申込みをする方 (令和 8 年 4 月入所申込みの場合のみ)	・幼稚園への入園を内定していることが分かる書類
入所希望月の前月まで区外の認可保育所を利用して、継続通園しない旨の退園届を提出している方	・受付印入りの退園届のコピー ※ P8・9 参照
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定がある方	
令和 7 年 1 月 1 日現在杉並区に住民登録がなかった方	・保護者全員の課税 (非課税) 証明書 (令和 8 年 4～8 月入所の場合は令和 7 年度、令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月入所の場合は令和 8 年度のもの)
令和 8 年 1 月 1 日現在杉並区に住民登録がなかった方	

※太文字の書類は、区ホームページ (ページ ID : 1106) からダウンロードできます。

主な必要書類一覧

	入所 (杉並区民)	転園 (杉並区民)	区外からの 入所・転園 (転入予定あり)	区外からの 入所・転園 (転入予定なし)	杉並区民が 他自治体の園に 継続通園する
保育所等利用申込書 兼 教育・保育 給付認定・施設等利用給付認定申請書	●			●	
保育所等転園申込書		●			
児童の状況	●			●	
確認書	●			●	
育児休業確認書	○申込日時点で育児休業を取得されている方または、申込み以後利用希望月の末日 の前日まで（の間）育児休業を取得予定の方				
マイナンバー記入用紙	●（以前の申し込みで提出 された方は不要）		●杉並区に転入後 提出		●
保育の必要性を確認する書類（P10 参 照）	●				
在留カードのコピー	○外国籍で永住権がない方				
入所月中の産前産後休暇取得に関する 同意書	○申込日現在申込児童の育 児休業中で、弟妹の産前産 後休暇が入所月に係る方		○申込日現在申込児童の育児休業中 で、弟妹の産前産後休暇が入所月に係 る方		
診療情報提供書 ※区から提出を依頼された場合	○児童に障害がある、また は児童が定期的に通院中 の方（P34 参照）		○児童に障害がある、または児童が定 期的に通院中の方（P34 参照）		
住民票の除票の写し（コピーでも可）	○平成 26 年 4 月以降に杉並区から転出し、 申込日現在杉並区に住民登録がある方				
・転入に関する確認書 ・入所希望月の前月末日までに杉並区に 居住できることが確認できる書類（P9 参照）			●		
児童の氏名と生年月日が確認できる公的 な書類（住民票の写し（コピーでも可）、 パスポート、母子手帳の出生届出済証明 ページのコピー等）			●		
課税証明書	○令和 8 年 4 月～ 8 月入所の申し込みを する方で、令和 7 年 1 月 1 日現在杉並区 に住民登録がなかった方→令和 7 年度課 税証明書 ○令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月入所の申 し込みをする方で、令和 8 年 1 月 1 日現 在杉並区に住民登録がなかった方→令和 8 年度課税証明書		○令和 8 年 4 月～ 8 月入所の申し込み をする方→令和 7 年度課税証明書 ○令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月入所の 申し込みをする方→令和 8 年度課税証 明書		
退園届のコピー	○現在通っている区外の認 可保育園に入所希望月以 降は継続通園せず退所す る場合		○現在通っている区外の認可保育所に入 所希望月以降は継続通園せず退所す る場合 ○現在通っている区外の認可保育所を 入所希望月以降は退所する場合		
支給認定証のコピー（住民登録がある 自治体の書式で揃えてください。）				●	
帰省先に関する確認書				●※里帰り出産の 場合のみ	
育児休業取得時の継続利用中の児童の 申込みに関する同意書	○保護者が、下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに 下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に 在園中の児童の転園申込みを希望する方（育児休業には、自営業等で育児休業制度 のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含みます。）				

●・・・全員必須 ○・・・当てはまる方は必須

■は提出必須ではないが、利用調整に影響が出ることがあります。
その他該当する方が当てはまる書類に関しては、P11 を必ずご覧ください。

杉並区民の方が杉並区外の保育施設(認可保育所等)を申し込む場合について

杉並区から転出予定がある場合

申込窓口は**入所希望先の自治体**になります。申込みの条件や締切日、必要書類等は自治体によって異なります。必ず申込前に入所希望先の自治体に詳細を確認してください。

杉並区から転出予定がない場合

申込窓口は、**杉並区**になります。入所希望先の自治体の申込締切日の一週間前までに、保育課認定・入園係に書類を提出してください。

申込みの条件や締切日、必要書類等は自治体によって異なります。必ず申込前に入所希望先の自治体に詳細を確認してください。

※杉並区の認可保育施設を利用中の方が他自治体の認可保育施設に入所する場合は、入所開始月の前月の末日までに「認定事由の消滅届 兼 保育園退園届」を保育課認定・入園係にご提出ください。

※申込制限をしている場合がありますので、必ず申込前に希望先の自治体に詳細を確認してください。

※子どもセンターでは受付ておりません。

杉並区民が他自治体の園に継続通園する場合

継続通園開始月の前月末日(土・日・祝日の場合は、その前の開庁日)までに、転入届を提出してください。その後、保育課認定・入園係の窓口で継続通園の手続きを行ってください。

必要書類

- 保育所等利用申込書 兼 教育給付認定・施設等利用給付認定申請書
- 保育の必要性を確認する書類(P10・11 参照)
- マイナンバー記入用紙

MEMO

よくあるご質問 (FAQ)

Q①：兄弟ともに申し込む場合、申請書類は兄弟分必要ですか？

A：以下2点の書類は申請されるお子様の人数分必要となります。

1. 保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書
2. 児童の状況
その他の書類はお子様の人数分提出していただく必要はありません。

Q②：第二希望で保育園に決まりました。第一希望の保育園に転園申込みをしたいです。

内定した次の月から転園申込みをすることは可能ですか？

A：入所後であれば可能です。例えば、5月入所で内定し、6月入所の転園申込みをしたいとなった場合には5月1日以降に転園申込みをしてください。そのため、1月・2月入所で内定した場合には4月二次入所の転園申込みから可能となります。なお、転園申込みをする場合は再度、保育の必要性を確認する書類の提出が必要になります。

Q③：10月1日以降に年度内の入所(11月～2月入所)と来年度4月入所を同時に申込みする場合はすべての書類を2部そろえる必要がありますか？

A：2部そろえる必要はありません。10月1日以降に11月～2月入所を申し込む場合、有効期間が6か月となるため、下記書類はまとめて一部の提出で、4月入所利用調整の対象になります。ただし、4月に内定しなかった場合の「保育所等利用調整結果通知書(利用不可通知)」の発行を希望される場合は、以下①の右上に「4月入所用」と印字されているものも提出が必要です。

①保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書

(4月入所を申し込む方は、右上に4月入所と印字されたものに記入してください。)

②児童の状況

③確認書

④マイナンバー記入用紙初めでの申込みの方のみ。なお、転入予定で申し込む方は転入後の手続きの際に提出してください。
電子申請で提出できないため、郵送が窓口での提出をお願いします。)

⑤保育の必要性を確認する書類

⑥育児休業確認書(育児休業取得中(取得予定)の方)

申込時点の状況により上記以外にも必要書類がありますので、P8～12をご確認ください。

Q④：現在会社で育児休業を取得しています。保育の必要性を確認する書類は何を提出すればよいですか？

A：申込日の前月1日以降に勤務先から証明を受けた就労証明書を提出してください。なお、証明欄に社判等の押印は不要です。

Q⑤：自分の働きかたが会社勤務か自営業・個人事業主のどちらに該当するのか分かりません。なにか基準はありますか？

A：法人化しているかどうか判断基準となります。法人化している場合は会社勤務、法人化していない場合は自営業・個人事業主となります。

Q⑥：直近で保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)を提出したが、申込みに際して、再度、提出する必要がありますか？

A：直近でご提出いただいた場合でも、保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)をご提出いただく必要があります。なお、申込日の前月1日以降に証明・取得したものであれば、以前提出された書類と同じもの(コピーでも可)をご提出いただけます。

Q⑦：申込みはいつからできますか？

A：入所希望月の6か月前から申込みが可能です。しかし、申込有効期間は申込みをした日から6か月となるため、あまりに早く申込みをすると利用調整の対象となる月が少なくなってしまう場合があります。例えば、5月入所申込みを11月中に申請した場合、申込有効期間は5月入所分までとなるため、5月入所のみ利用調整の対象となります。

Q⑧：申込有効期間内すべての月について「利用調整結果通知書(利用不可通知)」が欲しい場合、どのような手続きになりますか？

A：「保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用申請書」を申込有効期限内全ての月分提出してください。その他付属書類の提出は必要ありません。

Q⑨：育児休業給付金の延長のため、保育園の申込みをする予定ですが、何月入所の申込みをすればよいですか？

A：勤務先担当者またはハローワークにご確認ください。

Q⑩：育児休業給付金の延長のため、保育園の申込みをしなげればならなかったが、申込みを忘れてしまいました。どうすればよいですか？

A：入所希望月の申込締切日までに入所申込みを行っていない場合、その月の「保育所等利用調整結果通知書」を発行することができません。育児休業給付金については勤務先担当者またはハローワークへご確認ください。

Q⑪：提出した申請書のコピーが欲しいです。

A：保育課認定・入園係の窓口にて身分証明書をご持参の上、「証明書等発行願」をご提出いただければお渡し可能です。別途コピー代（1面10円）がかかります。
ご希望の場合、事前に保育課認定・入園係までご連絡ください。TEL.03-3312-2111(代表)

Q⑫：認可保育所等の預け時間はどのようにして決まりますか？

A：預け時間は認定された「保育の必要量」に基づき、利用する認可保育所等と面談を行った上で決まります。原則として、認定された事由以外で預けることはできません。
「保育の必要量」は認定事由が「就労」の場合、就労先の1日の拘束時間と通勤時間（認可保育所等と職場の往復に要する時間）を足した時間により判断します。（P18参照）

Q⑬：「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の「保育を希望する時間」はどのように記載すればよいですか？

A：保育所等の利用を希望するおおまかな預け時間を記載してください。なお、記載していただいた時間によって、利用調整に影響が及ぶことはありません。

よくあるご質問 (FAQ)

杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定がある方へ

Q①：4月中に杉並区へ転入予定です。4月入所の申込みはできますか？

A：4月入所申込みはできません。翌月5月入所からお申し込みいただけます。
転入予定がある場合、申込日時点で杉並区外に住民登録があり、入所希望月の前月末日までに転入の届出及び保育課での手続きができる方のみ、申込みが可能です。
※申込締切日までに転入先の物件が決まっていることが必要です。

Q②：現在住んでいる自治体で認可保育施設や認定こども園（保育利用に限る）に通園しています。申込書類は、入所申込書類と転園申込書類のどちらを準備すればよいですか？

A：杉並区の認可保育所等をはじめご利用される方は入所申込書類(P8・9参照)をご準備ください。
ただし、調整指数は転園申込扱いとなります。入所申込扱いでの選考をご希望の場合は、受付印入りの退園届（申込日現在通っている認可保育所等や認定こども園（保育利用に限る。）を、杉並区の認可保育所等が不内定であった場合も継続通園せず退所する場合のみ）の提出が必要です。なお退園届の提出がなくとも利用調整の対象となりますが、同一指数の場合の優先順位項番③により優先度が下がります。

Q③：現在認可外保育施設・幼稚園等に通っている場合、退園届のコピーの提出は必要ですか？

A：不要です。

Q④：書類の提出先はどちらですか？

A：杉並区に直接お申し込みください。杉並区様式の入所申込書類(P8参照)をご準備ください。

Q⑤：電子申請はできますか？

A：可能です。杉並区ホームページの「保育所等入所申込み」フォームからご申請ください。(裏表紙の二次元コード参照)

Q⑥：月の途中に杉並区へ転入する場合、月途中から入所・転園することはできますか？

A：杉並区では、月途中での入所はできません。利用開始月の1日付で入所となります。

Q⑦：区民と転入予定の申込みで選考時の指数は変わりますか？

A：基準指数・調整指数での差はありませんが、同一指数の場合の優先順位項番①によって、申請日時点で杉並区民の方が転入予定の方より優先されます。

Q⑧：転入手続きが済んだので保育課での手続きをしたいのですが、どうしたらいいですか？

A：保育課認定・入園係（区役所東棟3階6番窓口）で、杉並区民として「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」及び「マイナンバー記入用紙」を提出してください。入所の可否にかかわらず、転入予定で申し込まれた方は手続きが必要です。入所希望月の前月末日までに転入できない場合、または転入されても上記手続きが確認できない場合等は、原則内定取消し、または申込みが無効となります。

※区民事務所で保育課の手続きはできません。

Q⑨：内定・不内定はいつわかりますか？

A：【4月入所の場合】

入所の可否にかかわらず一次選考結果は1月中旬頃、二次選考結果は2月下旬頃に「結果のお知らせ」をお住まいの住所に送付します。（この間のお問い合わせはご遠慮ください。）

【5月～2月入所】

内定された方のみ20日頃に、保育課認定・入園係から保護者へ電話でお知らせいたします。

Q⑩：「保育所等利用調整結果通知書」はいつ届きますか？

A：入所の可否にかかわらず、杉並区に転入手続き後、保育課認定・入園係（区役所東棟3階6番窓口）での「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」及び「マイナンバー記入用紙」の提出をもって申込みが有効となります。そのため、前月28日頃の一斉発送日までに上記手続きが済んでいる方は一斉発送日に、済んでいない方は上記手続きが確認でき次第送付します。

※2月入所の場合は、1月上旬頃が一斉発送になります。

Q⑪：杉並区の保育所に入園できなかった場合、これまで通っていた認可保育所に継続して通うことはできますか？

A：継続して通園できるか、また通園可能期間については、現在通っている保育所の所在地の自治体にご確認ください。なお、継続通園開始月の前月末日までに杉並区保育課認定・入園係へ必要書類を提出してください（P13参照）。

よくあるご質問 (FAQ)

杉並区に転入予定がなく、在勤・在学されている方・里帰りする方へ

Q①：杉並区に転入予定がなくても申し込めますか？（区外に住んでいても申し込めますか？）

A：杉並区への転入予定がない場合、以下のいずれかの条件を満たしている必要があります。

●保護者のいずれかまたは両方が杉並区に月48時間以上在勤または在学している場合

※両保護者が求職活動要件の場合は申し込めません。

●里帰り出産のため、保護者と申込みをする児童が杉並区内へ帰省する場合

※上記の条件を満たさない、もしくは近隣にお住まいの方・通勤等で杉並区を経由される方からの申込みは受け付けておりません。

Q②：どの保育所でも申込みをすることはできますか？

A：在勤・在学している場合または里帰り出産の場合は0歳～2歳児は私立園のみ希望することができます。区立園や地域型保育事業所は希望できません。

3歳～5歳児は、私立園と5月～2月入所のみ区立園に申請ができます（P3の表★参照）。

Q③：杉並区への転入予定がない申込みの場合、申込書類の提出先はどちらですか？

A：住民登録がある自治体へ、杉並区の各入所希望月の締切日1週間前までに提出ください。

Q④：杉並区への転入予定がない申込みの場合、電子申請できますか？

A：電子申請はできません。

Q⑤：杉並区への転入予定がない申込みの場合、利用調整結果はどのように知らせられますか？

A：利用調整結果は住民登録がある自治体を経由して通知します。そのため、杉並区の「保育所等利用調整結果通知書」は保護者に発送をしません。どのような様式で通知が発送されるかは、お住まいの自治体にご確認ください。

4 保育の必要性の認定について

教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。

【1】認定とは

保育の必要性の認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。認定の決定は、**保育施設の利用可否を決定することとは異なります。**

教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法第19条)			
認定区分	1号	2号	3号
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間 保育短時間
年齢	満3歳～就学前	満3歳～就学前	0歳～満3歳未満
利用できる主な施設・事業	新制度幼稚園、区立子供園、 認定こども園等	認可保育所、認定こども園等	認可保育所、地域型保育事業、 認証保育所、認可外保育施設等
施設等利用給付認定(子ども・子育て支援法第30条の4)			
認定区分	1号(新1号)	2号(新2号)	3号(新3号)
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量			
年齢	満3歳～就学前	4月1日時点で 満3歳以上～就学前	4月1日時点で満3歳未満のうち、 区民税非課税世帯
利用できる主な施設・事業	未移行幼稚園	区立子供園(保育の必要性の認定を受けた方)、幼稚園の預かり保育事業等、認証保育所、認可外保育施設	幼稚園の預かり保育事業等、一時預かり保育、認可外保育施設、ベビーシッター等

●保育施設を利用できるのは、保育の必要性がある方のみです。年に1回現況確認が必要です。

●既に教育・保育給付認定2号・3号認定を受けている場合は、必要に応じて施設等利用給付認定2号・3号認定を受けているものとみなします。

【2】保育を必要とする事由と認定有効期間

上表の認定(1号認定を除く)を受けるには、「保育の必要性」が「あり」と認定される必要があります。保護者の「保育の必要性」は下表の「保育を必要とする事由」に応じて提出していただく書類に基づき審査します。また、保育を必要とする事由ごとに、認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間	認定時の条件・注意点
就 労	就労している期間 ※ただし育児休業中の方は復職月から有効。 なお、当該児童の育児休業から復職せずに 下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、 「妊娠または出産」に該当します。	1か月に48時間以上就労することを常態とすることが条件です。
疾病または障害	各事由が生じている期間	診断書は、発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状況について具体的な記載が必要です。
介護または看護		保護者が同居の親族を常時介護または看護している場合に限り ます。
災害復旧		保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧にあたっていることが条件です。
妊娠または出産	出産予定月の前2か月から、出産(予定)日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	
求職活動	認定希望月の初日から起算して90日経過する日が属する月の末日まで	常時求職活動を行っていることが条件です。(求職活動を中止した場合、その時点で認定有効期間は終了となります。)就労先が決定した場合は、保育課認定・入園係にご連絡ください。
就学(職業訓練)	在学している期間	カリキュラムや時間割等から日中保育を必要とすることが確認できることが条件です。詳細はP22参照。
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課認定・入園係にお問い合わせください。

※認可保育所等に在園中の児童について、認定有効期間が満了する月の末日までに、翌月以降の保育を必要とする事由に該当する状況であることが確認できた場合には、期間満了後に該当する事由における認定有効期間まで在園を維持することができます。

[3] 保育の必要量について

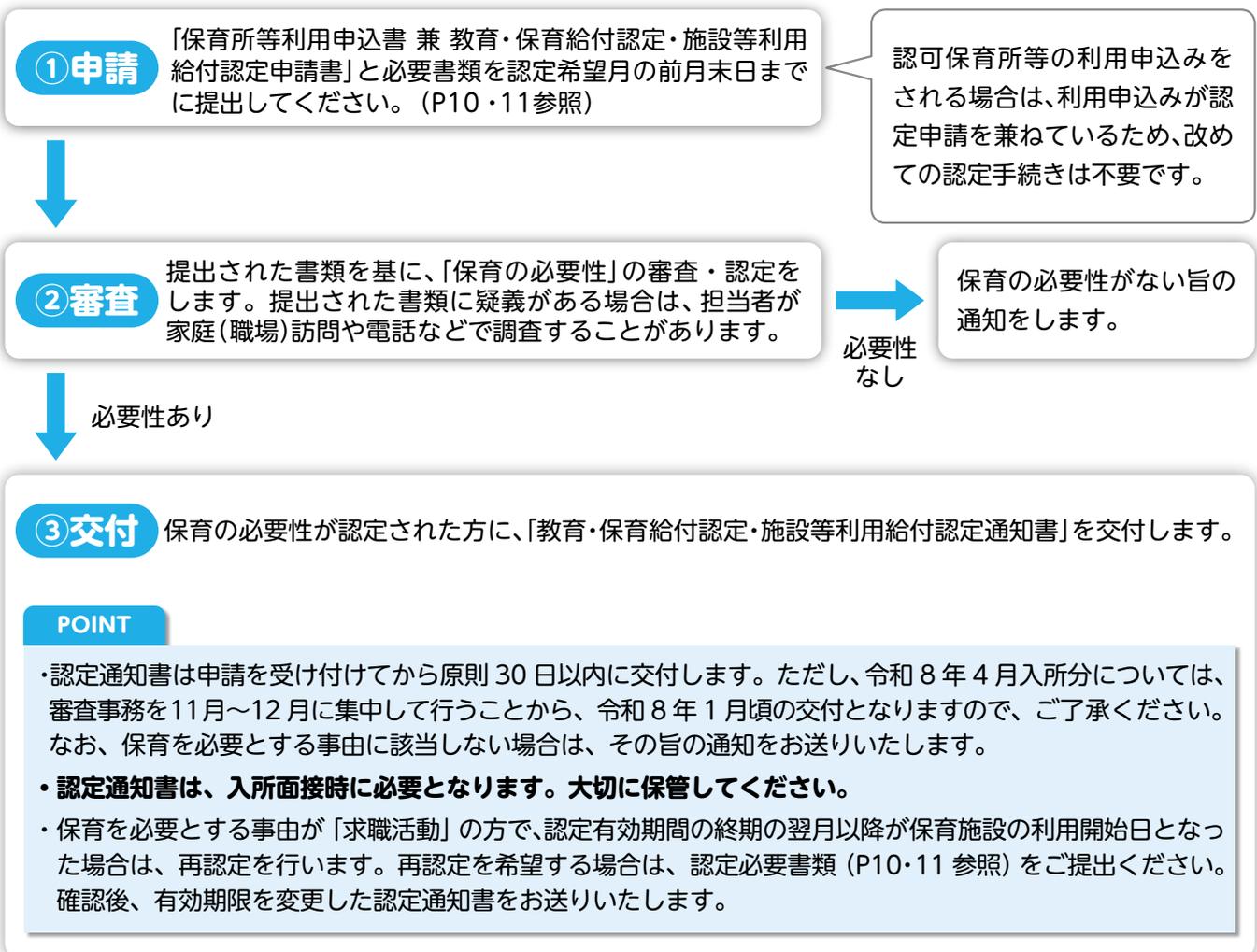
2号・3号認定を受けた場合、認定事由や状況に応じて、保育施設の利用可能な上限時間を「保育必要量」として認定します。認定事由が「就労」の場合、就労先の1日の拘束時間と通勤時間（保育所と職場の往復に要する時間）を足した時間により、判断します。

区分	内容	判定基準(例)
保育標準時間	1日最大11時間まで	「就労」で拘束時間+通勤時間が8時間を超える場合 等
保育短時間	1日最大8時間まで	「就労」で就労時間が月48時間以上、「求職活動」 等

※保育を必要とする事由が「就労」で、保育の必要量が「保育短時間」の認定を受けた方が、勤務時間や通勤経路が変わる等の理由で「保育標準時間」を希望する場合は、保育課認定・入園係にご連絡ください。（「保育標準時間」から「保育短時間」への変更も同様にご連絡ください。）

※復職と同時に短時間勤務制度を利用する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。

[4] 認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ



よくあるご質問 (FAQ)

Q：保育の必要性の認定はどのような時に必要ですか？

A：認可施設の利用のほか、家庭福祉員、グループ保育室等の認可以外の施設の利用や認証保育所等の保育料補助を申請する場合に必要となります。「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書」は、入所する施設の面接等の際に必要となることがあるため、大切に保管してください。

5 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について

認可保育所等の入所は、提出された書類等をもとに、①～③のとおり保育を必要とする状況に応じて指数(点数)をつけ、指数が高いほど保育所を必要とする度合いが高いと判断して、利用調整します。

指数のつけ方

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数 (P22・23参照)をつけます。
- ②条件に該当する場合、調整指数(加算または減算P24・25参照)をつけます。
- ③基準指数と調整指数を合算し、指数を決定します。

保護者1の基準指数 + 保護者2の基準指数 + 調整指数 = 合計指数

※保護者1人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、より必要度の高い主たる事由の指数のみを適用します。
※締切日(表紙・P7表1参照)までに提出された書類をもとに、指数をつけます。

指数のつけ方…(例)就労の場合 ※就労証明書の記載例です

No.	項目	記 載 欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期 間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日～ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名 称 住 所
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日
		平日 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)
		土曜 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)
		日祝 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (契約就労の場合)	合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分)	
	就労日数 月間 週間 日	
	主な就労時間帯・シフト時間形 時 分～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	就労実績	
7	就労実績	年月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月

基準指数は6に記載の「就労日数」「就労時間」で判断し、整合性の有無は7に記載の「就労実績」で判断します。

利用調整の方法

- ①各施設の入所希望者全てをクラス年齢ごとに、合計指数の高い順に並べます。
- ②園ごとの募集人数に基づき、指数が高い順に内定者を決定します。また、同一指数で並んだ場合は、**同一指数の場合の優先順位 (P26参照)**の①から順に(①→②……→⑦)内定者を決定します。

POINT

第一希望の申込人数が入所可能数(予定)内であったとしても内定となるわけではありません。第一希望から第九希望まで、全ての申込みをあわせて指数により利用調整します。

(例) ○○保育園

Aさん 第二希望:合計指数[42] Bさん 第一希望:合計指数[40]

指数[42]のAさんが第一希望の園に決まらなかった場合、○○保育園は指数[42]のAさんが内定となります。

※4月入所における利用調整の順番について

4月入所における利用調整において、P20・21に記載の事由に該当する児童を対象とした優先的な利用調整を以下の順番のとおり行います。利用調整は、上記「利用調整の方法」と同様の方法で行います。

いずれかの優先的な利用調整により定員が埋まった場合、それ以降の利用調整は行われません。

優先的な利用調整(4月入所のみ適用)

連携施設利用調整対象児童
(P20参照)
※主に3歳クラス

医療的ケア児の保育施設利用への
取組対象児童 (P20参照)

兄弟姉妹同園入所・転園への
取組対象児童 (P21参照)
※全クラス

一般児童
※全クラス

4 月入所における優先的な利用調整について

① 年齢上限のある認可施設に在園する児童の卒園後の保育施設利用について (連携施設利用調整) (4月入所選考のみ適用)

年齢上限のある認可施設(2歳児クラスまでの認可保育所及び地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に限る))を利用する児童には、その施設の卒園に際して、卒園後も認可保育所等の利用を希望する方を対象に、引き続き受け入れて保育を提供する認可施設等(以下「連携施設」)への優先的な利用調整(以下「連携施設利用調整」)が行われます。

この利用調整において、いずれかの連携施設へのあっせんが確実に行為、年齢上限のある認可施設に入所しても安心して小学校就学前まで認可施設をご利用いただくことができます。



令和8年4月入所選考における連携施設利用調整の対象者

令和8年2月1日までに杉並区民として2歳児クラスまでの認可保育所、地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に限る)に在園する方で、令和8年3月31日をもって在園する保育施設の最年長クラスを卒園する方

※杉並区外の事業所内保育事業所(従業員枠)を利用している杉並区民の方も対象となります。

※年度途中で年齢上限のない認可保育所への転園が内定した場合は、この連携施設利用調整の対象外となります。

卒園後に利用できる連携施設

区内にあるすべての認可保育所・区立子供園を利用できます。

※一部の年齢上限のある認可施設(下表の個別連携元施設)には、個別に設定された連携施設(下表の個別連携先施設)があり、当該施設の個別連携元施設を利用する児童は、卒園に際して対象の個別連携先施設に優先的に入所できます。

園コード	個別連携元施設		園コード	個別連携先施設	備考
2404674	ソラーナやなぎくぼ	▶	2101880 2101890	ゆめの樹保育園おぎくぼ ゆめの樹保育園なりたにし	※希望するいずれか一園で利用調整を行います。
2504697	マザーズハート成田東園	▶	2101926	杉並の家さくら	
2406181	ピヨピヨおうちえん	▶	2101868	グローバルキッズ荻窪	※連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間での利用調整となります。
2104783	ウィズブック保育園東高円寺	▶	2104803	ウィズブック保育園高円寺南 聖心学園幼稚園	
2404692	コロボックル保育室	▶		聖心学園幼稚園	
2404685	K a n g a ルーのへや	▶		世尊院幼稚園	
2101847	保育センターこどもの木かげ 野のはな空のとり	▶		玉成幼稚園	
2101863	Pico ナーサリ久我山	▶		久我山幼稚園	
2101878	Pico ナーサリ久我山駅前				

連携施設利用調整の手続き

手続きの時期や方法は、該当する方に保育課認定・入園係よりお知らせします。

② 医療的ケア児の保育施設利用への取組(4月入所選考のみ適用)

区では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をふまえ、医療的ケア児の支援体制の整備に取り組んでおります。この一環として、区内の医療的ケア児が、医療的ケアの体制が整った保育所等に入所を希望する場合、優先的な利用調整を実施します。

その他、医療的ケア児の手続きについてはP34をご覧ください。

③兄弟姉妹同園入所・転園への取組（4月入所選考のみ適用）

区では、地域で入所しやすい環境を整えるため、これまで認可保育所の整備を中心に待機児童対策を行った結果、8年連続待機児童ゼロを達成しました。

入所状況が改善したことから、以下の1～3のいずれかの条件に該当する場合は優先的に利用調整を行い（※1）、兄弟姉妹が別園となる保護者・児童の負担を軽減できる環境を整えます。

- 1 杉並区民である兄弟姉妹が引き続き利用している認可保育所等を第一希望とした入所・転園の申込みをする場合（※2）（※7）（※8）
- 2 杉並区民である兄弟姉妹が既に別の認可保育所等に在籍していて、同時に、現在通っていない同じ認可保育所等に転園を申し込む場合（※3）
- 3 現在、同じ認可保育所等に通園しているが、区内転居により明らかに通園が困難になった場合（※4）で、同時に、通園が容易になると認められる同じ認可保育所等に転園を申し込む場合（※3）（※5）（※6）

調整指数（P24・25参照）項番20を適用する場合は、上記1～3に該当する場合であっても、優先的な利用調整は行いません。

- ※1 入所先の空き数に対し、申込数が多かった場合は、当該優先的な利用調整の適用を受ける申込児童間で、P19の「利用調整の方法」に基づき選考を行います。その結果、兄弟姉妹の在籍園に内定できず、かつ他の利用希望保育所があった場合は、一般の利用調整により選考を行います。
なお、「認可保育所等」とは、杉並区内の認可保育所及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く）を指します。
- ※2 利用希望保育所に在籍する兄弟姉妹が転園申込みをしている場合は、当該優先的な利用調整の対象外となります。
- ※3 「保育所等転園申込書」中、「2人以上の申込みをされる方」欄の「同時同園を希望」を選択し、かつ兄弟姉妹の希望園と希望順位がすべて同一の場合に限り、優先的な利用調整を行います。
- ※4 区内転居により現在通園している認可保育所等への通園が、公共交通機関を利用しても30分以上かかるようになった場合を指します。
- ※5 希望園すべてが転居先から30分以内に通園できる場合に限りです。希望園のうち1園でも通園に30分以上かかる場合は、希望園すべてに対して優先的な利用調整は行いません。
- ※6 申請時に、①通園時間に関する申告書、②区内転居した又は区内転居することがわかる資料（P11参照）等の提出が必要となります。また、転園が決定した後、区内転居していない又は区内転居しないことが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。（転園元には戻れません。）
- ※7 個別連携先施設に在園する園児の兄弟姉妹の個別連携元施設を第一希望とした申込みをする場合も対象となります。（個別連携元施設、個別連携先施設についてはP20を参照してください。）
- ※8 令和8年2月1日までに杉並区民として、個別連携元施設に在園し、令和8年3月31日をもって当該施設の最年長クラスを卒園する方が、個別連携先施設を第一希望とした入所の申込みをする場合であって、当該児童の兄弟姉妹が、当該児童が利用する個別連携元施設または当該児童の申込みをする個別連携先施設へ第一希望で入所・転園の申込みをする場合も対象となります。（この場合において、個別連携先施設が幼稚園の場合も含みます。幼稚園の場合、入園を内定していることが分かる書類が必要となります。必要書類はP11をご確認ください。）（個別連携元施設、個別連携先施設についてはP20を参照してください。）

（例1）

当該児童	[kanga ルーのへや] を卒園予定で、「世尊院幼稚園」を第一希望とした入園手続き
弟または妹	[kanga ルーのへや] を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います ※当該児童が「世尊院幼稚園」への入園を内定していることが分かる書類を提出した場合に限り

（例2）

当該児童	[マザーズハート成田東園] を卒園予定で、「杉並の家さくら」を第一希望とした入所の申込み
兄弟姉妹	[杉並の家さくら] を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います

●基準指数

No.	事由	保護者の状況		指数	備考
1	就労 (内定を含む)	月 20 日以上の就労	週 40 時間以上又は月 160 時間以上の就労を常態とする場合	20	
		月 16 日以上の就労	週 32 時間以上又は月 128 時間以上の就労を常態とする場合	18	
		月 12 日以上の就労	週 24 時間以上又は月 96 時間以上の就労を常態とする場合	16	
			週 20 時間以上又は月 80 時間以上の就労を常態とする場合	14	
			週 16 時間以上又は月 64 時間以上の就労を常態とする場合	12	
			週 12 時間以上又は月 48 時間以上の就労を常態とする場合	10	
			週 3 日以上の交替制による勤務等	週 40 時間以上又は月 160 時間以上の就労を常態とする場合	
			週 32 時間以上又は月 128 時間以上の就労を常態とする場合	18	
			週 24 時間以上又は月 96 時間以上の就労を常態とする場合	16	
			週 20 時間以上又は月 80 時間以上の就労を常態とする場合	14	
	週 16 時間以上又は月 64 時間以上の就労を常態とする場合	12			
	週 12 時間以上又は月 48 時間以上の就労を常態とする場合	10			
	月 48 時間以上の就労を常態とする場合	8			
2	就学・ 職業訓練 (予定を含む)	月 20 日以上の就学	週 40 時間以上又は月 160 時間以上の就学を常態とする場合	20	※就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練を指します。 ※上記教育施設等が実施する通信教育の場合は、月 48 時間以上の授業の受講が必要となります。
		月 16 日以上の就学	週 32 時間以上又は月 128 時間以上の就学を常態とする場合	18	
		月 12 日以上の就学	週 24 時間以上又は月 96 時間以上の就学を常態とする場合	16	
			週 20 時間以上又は月 80 時間以上の就学を常態とする場合	14	
			週 16 時間以上又は月 64 時間以上の就学を常態とする場合	12	
			週 12 時間以上又は月 48 時間以上の就学を常態とする場合	10	
		その他就学をしている場合	8		
3	不存在	死亡・離婚・遺棄・拘禁等により保護者のいずれかが不存在の場合		20	
4	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難な状態		8	
5	疾病	長期入院（1 か月以上）		20	
		常時臥床・感染症疾患		20	
		精神疾患	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級程度	20	
			上記以外の程度	16	
		次に掲げるいずれかの場合 ●長期安静（1 か月以上）を要する状態 ●週 3 日以上通院・加療をしている状態 ●国・都が指定する難病または介護保険法施行令に基づく特定疾病が原因で週 1 日以上通院もしくは加療を要する状態		16	
上記以外の一般療養		12			

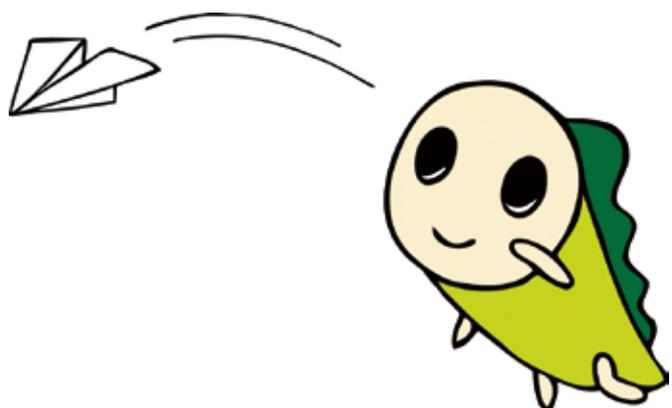
No.	事由	保護者の状況	指数	備考
6	心身障害	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	20	
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級	16	
		身体障害者手帳 4 級	12	
7	介護・看護	月 20 日以上 日中 1 人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護 4・5 の高齢者	20	※ 1 入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部について、常時介護を要する者に限る。
		月 16 日～19 日 ●身体障害者手帳 1・2 級 (※ 1)	18	
		月 12 日～15 日 ●愛の手帳 1・2 度 (※ 1) ●精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 (※ 1)	16	
		月 20 日以上 日中 1 人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護 3 の高齢者	16	
		月 16 日～19 日 ●身体障害者手帳 1、2 級 (※ 1 を除く)・3 級	14	
		月 12 日～15 日 ●愛の手帳 1、2 度 (※ 1 を除く)・3、4 度 ●精神障害者保健福祉手帳 1、2 級 (※ 1 を除く)・3 級	12	
		病院等付き添い (週 4 日以上)	16	
上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる状態	12			
8	災害復旧	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況	20	
9	求職活動 (起業準備を含む)	早急に就職しなければならない状況	7	
		上記以外の状況	1	
10	育児休業中の転園	保護者が下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童について、転園後も下の子の育児休業を取得し続けることを希望する転園申込みを行う場合	1	※ 育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含む。
11	その他	特に区長が必要と認めた状態	20	
		その他、保育が必要と認めた状態	1	

※同じ認定事由内で複数の項目に該当する場合、より高い指数を適用します。ただし、No.10 に該当する場合は除きます。

※就労時間には休憩時間を含みます。

※育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得している場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、No.1 就労の指数を適用します。

※ No.1 就労で、育児のための時間短縮勤務制度 (所定労働日数を短縮する場合を含む) を取得の場合、短縮後の勤務について、月 80 時間以上勤務している場合または 1 月あたりの通常勤務時間の 2 分の 1 以上 (月 48 時間以上である場合に限る) 勤務している場合に限り、通常勤務時間の指数で利用調整します。



調整指数

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件		
			入所	転園				
1	世帯	生活保護世帯		○	△	2	●認定事由が就労の場合のみ適用する。 ●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。	
2		18歳以上 65歳未満の同居の親族等がないひとり親世帯		○	△	3		
3		18歳以上 65歳未満の同居の親族等がおらず、離婚についての調停事件等が継続中である場合または保護者のいずれかが行方不明である場合であって、ひとり親世帯に準ずる世帯		○	△	2	●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。	
4	保護者	障害	保護者が身体障害者手帳 1～4級、愛の手帳 1～4度、精神障害者保健福祉手帳 1～3級のいずれかに該当する方		○	○	1	認定事由が就労、就学（職業訓練）の場合のみ適用する。
5	児童	兄弟姉妹等	保護者と同一の世帯にいる子を年齢の高い順に数えて3番目以降の児童の申込み		○	○	4	3番目以降の児童が双子以上の場合、当該双子内の兄弟姉妹の申込みも適用する。
6	世帯		生計を一にする子が3人以上いる世帯		○	○	1	
7	児童		双子以上が同時に同じ認可保育所等の利用を申し込む場合		○	○	1	
8			入所を申し込む児童の兄弟姉妹が同時に入所または兄弟姉妹が同時に同じ認可保育所等の利用を申し込む場合		○	○	2	※ P25（※ 6）参照
9			兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第一希望とした入所申込みの場合		○	×	3	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
10			兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第一希望とした転園申込みの場合		×	○	3	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
11	児童	卒園	年齢上限がある保育施設を卒園（進級を希望する際に、再度申込みが必要な場合も含む）し、引き続き区内の認可保育所等の入所を申し込む場合		○	×	4	●4月利用希望の3歳児の入所申込み児童のみ適用する。 ●申込日現在、保護者及び申込み児童が杉並区に住民登録している場合に適用する。 ●当該施設に在籍していることが確認できる場合に適用する。 ●認定事由を理由として保育施設に預けている場合に適用する。
12	児童	再申込	区内の認可保育所等の利用を、保護者の育児休業取得を理由として終了した児童が、当該育児休業明けに再度入所を申し込む場合、または当該児童の弟妹が申し込む場合		○	×	10	●産後休暇中に退所することが条件（育児休業に入った後で退所した場合には適用しない）。 ●利用を終了した月の翌月から利用希望月まで1年以上経過している場合のみ適用する。 ●当該育児休業が当該児童に係る場合を除く。
13	児童	育児休業等	1歳児クラスへの入所申込み		○	×	2	
14			申込日現在、保護者が育児休業を取得している場合		○	×	3	
15			3歳児クラスへの入所申込み		○	×	4	●項番 11（卒園）と重複する場合は適用しない。
16	世帯	育児休業等	保護者全員が育児休業制度のない自営業や勤務先に育児休業制度があるが適用対象外の場合であって、出産休暇後、復職（予定）する場合		○	×	4	●給付認定に係る事由が就労（産前休暇前まで引き続き就労していた場合に限る）の場合に適用する。
17			1～2歳児クラスへの入所申込み		○	×	2	●外勤の場合、勤務先の証明がある場合に限る。

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件
			入所	転園		
18	児童	児童福祉の観点から特に調整が必要な場合	○	○	4	
19	保護者	就労状況（日数・時間等）に対して就労実績に整合性がない場合	○	○	-2 -12	状況に応じて段階的に減算する
20	世帯	希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得（延長）する場合	○	○	-20	「育児休業確認書」の7で「ア」及び「イ」を選択し、希望した場合のみ適用する。
21		過去に利用調整時の入所要件（家庭・就労状況等）と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合または利用期間中に違反行為が判明した場合	○	○	-5	届出義務違反や書類未提出の場合を含む。
22		正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合（卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む）	○	○	-10	
23	保護者	保護者が区外に在住し、かつ、区内に在勤または在学している場合	○	○	-5	
24	児童	申込み児童が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児である場合	○	○	50	医療的ケア児の受入れを実施する園のみ適用する。（P34参照）
25		申込み児童が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親から養育を受けている場合	○	○	2	

※1：「認可保育所等」とは、認可保育所、地域型保育事業を指します。

※2：入所申込み、転園申込みについては以下の場合となります。

入所申込み…①現在、区内の認可保育所等を利用していない方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。

②区内または他自治体の認可保育所等・認定こども園（保育利用に限る）を利用している方で、杉並区の認可保育所等の利用希望月以降は当該保育施設の退園が決まっている状態。

③年齢上限がある認可保育所等を卒園する方が認可保育所等の入所を申し込む。

④事業所内保育事業所の従業員枠を利用している方が認可保育所等の入所を申し込む。

転園申込み…①現在、区内の認可保育所等を利用している方が、別の認可保育所等への転園を申し込む。

②区外の認可保育所等・認定こども園（保育利用に限る。）を利用している方が、杉並区の認可保育所等に決まらなかった際には元の保育施設を利用できる状態で、認可保育所等への転園を申し込む。

※3：調整指数の加減算は基準指数に対して行い、保護者からの申込みに基づき、各月の申込締切日までに書類等で事実が確認できる場合に適用します。

※4：項番20を適用する場合は、項番1～18、項番24・25は重複して適用しません。

※5：項番1～10、項番12～18、項番24・25は申込日現在、保護者のどちらか及び申込み児童（但し、仮受付に係る児童は除く）が杉並区に住民登録をし、かつ、居住している場合または保育の利用を希望する前月末日までに杉並区に転入予定である場合に適用します。

※6：項番8の適用対象について、兄弟姉妹が下表の状況で申込みをする場合、希望園が全て同じであることが条件となります。

希望保育所名や希望数が全て同じであれば、希望順位は問いません。

なお、兄弟姉妹が同時に入所申込をする場合、上記条件はございません。

上の子	下の子
入所	転園
転園	入所
転園	転園

※7：項番9と項番10は、個別連携先施設に在園する園児の兄弟姉妹の個別連携元施設を第一希望とした申込みにも適用します。（個別連携施設の一覧についてはP20を参照してください。）

※8：項番11を適用する場合は、項番15は重複して適用しません。

※9：項番1～3は、それぞれ重複して適用しません。（重複して該当する場合は、より高い指数を適用します。）

●同一指数の場合の優先順位

項番	対 象	適用条件
①	申込日現在、申込児童及び保護者のどちらかが杉並区に住民登録し、現に在住している児童	仮受付に係る申込児童の場合は、いずれかの保護者のみで判断する。
②	障害児認定を受けている児童（障害児指定園を除く）	入所を希望する認可保育所等が障害児の受入が可能な場合に適用する。
③	・入所申込児童 ・調整指数項番 8 の適用を受ける転園申込児童 ・調整指数項番 10 の適用を受ける児童	兄弟姉妹が利用していない認可保育所等を第 1 希望とした転園申込みの場合は適用しない。
④	申込児童の保護者が、杉並区内の認可保育所等及び認証保育所・幼稚園（長時間預かり保育実施園に限る）・グループ保育室・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・認可外保育施設（都の指導監督基準を満たしたベビーホテル）に保育士・保育教諭として勤務し、申込日現在、育児休業中である世帯	令和 10 年 4 月入所までの利用調整において適用する。 月 80 時間以上の勤務に限る。区の職員は除く。
⑤	経済的に困窮度が高い世帯(保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯)	確認できる資料が提出された場合に適用する。
⑥	杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間(日数)が長い世帯(平成 26 年 4 月以降に転出入があった場合は平成 26 年 4 月以降の住民登録期間を合算した期間を対象とする。)	保護者のどちらか長い期間を適用する。 ※平成 26 年 4 月以降に転出があった場合は、確認できる資料が提出された場合に限り。
⑦	区民税所得割額が低位の世帯	

※「認可保育所等」とは、認可保育所、地域型保育事業を指します。

よくあるご質問 (FAQ)

Q①：復職後に時短勤務を利用したいです。その場合の指数はどうなりますか？

A：勤務先の短時間勤務制度（所定労働日数を短縮する場合を含む）を利用する予定または申込日現在利用中の方で、通常勤務時間（契約時間）を変えずに勤務時間・勤務日数を短縮する場合（短縮後の勤務について、月 80 時間以上勤務している場合または 1 月あたりの通常勤務時間の 2 分の 1 以上（月 48 時間以上である場合に限る）勤務していることが条件）には、通常勤務時間により、指数を付与します（P22・23 参照）。なお、保育必要量は時間短縮後の勤務時間で認定します。

Q②：就労形態により、指数は変わりますか？

A：基準指数（就労）について、指数は契約している就労日数・時間で指数を適用しています。そのため就労形態（パートやアルバイト等）によって指数が変更となることはありません。

Q③：保護者 1 人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、すべて足した指数がつきますか？

A：つきません。より必要度の高い主たる事由の指数のみを適用します。

Q④：申込み後に転職をすることになった場合、内定取り消しになりますか？

A：申込み時点と入所時点で指数を下げずに転職していただければ、内定取り消しにはなりません。なお、変更後の状況により指数が下がることとなった場合、その理由によっては、入所内定の取り消し、または入所月の末日で退所となる可能性があります。手続き等については P35【2】を参照してください。

Q⑤：入所希望月中に就労を開始する予定です。その場合の基準指数は就労の指数になりますか？

A：就労の指数になります。

Q⑥：兄弟姉妹が同時に利用申込みをする場合、調整指数の加点はありますか？

A：①兄弟姉妹で同時入所希望の場合
調整指数（P24・25 参照）項番 8 の加点対象となり 2 点を付与します。
②兄弟姉妹で同時転園または入所と転園希望の場合
希望順位は問いませんが、希望する園が全て同じである場合は調整指数（P24・25 参照）項番 8 の加点対象となり 2 点を付与します。

Q⑦：兄弟姉妹が通っている保育所に申込みをする場合、調整指数の加点はありますか？

A：兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している認可保育所等を第一希望で入所または転園申込みをした場合、調整指数（P24・25 参照）項番 9 または 10 の 3 点を付与します。ただし、在園中の兄弟姉妹が同時に転園申込している場合は付与されません。
なお、兄弟姉妹同園入所への取組（4 月入所選考のみ適応）の対象となります。（P21 参照）

Q⑧：転園申込みの場合、入所申込みより不利になりますか？

A：基準指数・調整指数での差はありませんが、同一指数の場合の優先順位項番③（P26 参照）では入所より転園が不利になります。
※兄弟姉妹が通っている園を第一希望とした転園の場合は同一指数の場合の優先順位項番③（P26 参照）の対象となります。

Q⑨：同一指数の場合の優先順位項番⑥（P26 参照）の住民歴はどれくらい長いと有利になりますか？

A：長ければ長いほど選考上有利ですが、希望する園やクラスに申し込まれる方の状況によっても異なるため、どのくらい長ければよいか明確に回答することはできません。

Q⑩：申込日現在、杉並区に住民登録があるが、平成 26 年 4 月以降に転出した場合、同一指数の場合の優先順位項番⑥（P26 参照）で優先されますか？

A：申込日現在、杉並区に住民登録がある方で、保護者のいずれかが住民票の除票（区内転居ではなく、区外に転居したもの）をご提出いただいた場合、同一指数の場合の優先順位項番⑥（P26 参照）の対象となる期間を平成 26 年 4 月以降の住民登録期間に合算できます。なお、申込日現在、杉並区に住民登録がない方または平成 26 年 3 月 31 日以前に転出した方は対象となりません。

Q⑪：早く申請をすると優先されますか？

A：認可保育所等の入所は、提出された書類等をもとに、保育を必要とする状況に応じて指数を適用し、指数が高いほど保育を必要とする度合いが高いと判断することから、早く申請することによる優先はありません。ただし、申込締切日（不足書類の場合は申込締切日の 2 開庁日後の午後 5 時）までに提出がなかった場合は、利用調整の対象外となります。申込締切日直前までのご連絡となってしまう可能性もありますので、ご自身で必要書類を確認の上、なるべく早めに提出してください。

Q⑫：申込園の希望順位で優先されますか？

A：申込園の希望順位で優先はされません。例えば 40 点の方が A 園を第一希望。41 点の方が A 園を第二希望にした場合、41 点の方が第一希望の園に決まらなかった場合、A 園は 41 点の方が内定します。したがって、希望順位は行きたい園の順番で選択することをお勧めします。

Q⑬：前年度の申込者の人数を知りたい。

A：過去 2 年分の 4 月一次入所における申込者の人数は「認可保育所等の利用申込状況」で公表しております。なお 4 月一次入所以外は公表しておりません。
以下 URL または二次元コードよりご参照ください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1062.html>



Q⑭：P21「兄弟姉妹同園入所・転園への取組（4 月入所選考のみ適用）」の対象者で優先的な利用調整を行った人数を知りたい。

A：公表しておりません。

Q⑮：前年度の内定者の指数について知りたい。

A：過去 2 年分の 4 月一次入所における内定者、申込者の人数は「指数別集計表」「認可保育所等の利用申込状況」で公表しております。なお 4 月一次入所以外は公表しておりません。
以下 URL または二次元コードよりご参照ください。
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1062.html>



Q⑯：調整指数（P24・25 参照）項番 20「希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得（延長）する場合」を適用した場合、育児休業延長および給付金の受給はできますか？

A：育児休業延長及び給付金の手続きについては、勤務先担当者またはハローワークへご確認ください。

Q⑰：保育所に必ず落選したい場合、どうすればよいですか？

A：杉並区では指数による厳正な利用調整を行っております。
そのため確実に不内定となることはできませんが、内定及び不内定となる場合については下記のとおりです。
内定となる場合 1) 指数が他の申請者より高い 2) 申込園にほかの申請者がいない
不内定となる場合 1) 指数が内定者より低い 2) 申込園に空きがなかった 3) 兄弟姉妹の同時申込みの条件により不内定となる

Q⑱：空きがない保育所に申込みをすることはできますか？

A：希望の認可保育所等に空きがなくても申し込むことができます（空き状況公開後に退所等で空きが出る場合があります）。

Q19：現在の空き状況を確認したい。

A：以下URLまたは二次元コードをご確認ください。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/aki/1004710.html>

※5月入所～12月入所の募集予定人数は、入所希望月の前々月末頃に区ホームページで公開します。ただし、1・2月入所の募集予定人数は申込締切日が早いいため公開していません。

4月入所の募集予定人数は、一次募集は10月15日、二次募集は1月16日に区ホームページで公開します。



Q20：内定しやすい園選びをしたい。

A：0～2歳児クラスは認可保育所等は最大9か所（地域型保育事業を除く園は最大6か所）、3歳児クラス以上は9か所まで希望園を選択できますので、できる限り多くの園を希望することをお勧めします。なお、希望順位によって有利不利はありません。例えば40点の方がA園を第一希望。41点の方がA園を第二希望にした場合、41点の方が第一希望の園に決まらなかった場合、A園は41点の方が内定します。したがって、希望順位は行きたい園の順番で選択することをお勧めします。

Q21：保育所に内定したが、辞退したいです。辞退した場合、次の利用調整時に不利になりますか？

A：不利になることはありません。

Q22：現在、年齢制限のある認可施設に通っている。卒園後の手続き・優先的な利用調整について知りたい。

A：地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所）及び2歳児クラスで卒園となる認可施設には、卒園時の転園先を保障する「連携施設」を設定しています。これらの施設の卒園時には、優先的に転園希望先の利用調整が行われるとともに、いずれかの園へのあっせんが確実に行われ、年齢制限のある施設でも安心してご利用いただくことができます。（P20参照）
手続きの時期や方法は、10月ごろ該当する方に保育課認定・入園係よりお知らせします。

Q23：「連携施設」とは何ですか？

A：区内にあるすべての認可保育所・区立子供園のことを指します。以下の認可保育所等には、個別に連携施設が設定されています。（P20参照）

①【ソーナナやなぎくぼ】→ゆめの樹保育園おぎくぼ・ゆめの樹保育園なりたにし

②【マザーズハート成田東園】→杉並の家さくら

③【K a n g a ルーのへや】→世尊院幼稚園

④【保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり】→玉成幼稚園

⑤【P i c o ナーサリ久我山、P i c o ナーサリ久我山駅前】→久我山幼稚園

⑥【ピヨピヨおうちえん】→グローバルキッズ荻窪

⑦【ウィズブック保育園東高円寺】→ウィズブック保育園高円寺南・聖心学園幼稚園

⑧【ロボックル保育室】→聖心学園幼稚園

なお⑥は連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間での利用調整となります。

Q24：現在、下の子の育児休業中で、上の子は認可保育所等に通っています。

下の子の育児休業を取得したまま、上の子の転園申込みはできますか？

※育児休業には、自営業等で育児休暇制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合があります。

A：できます。通常の申込書類のほか「育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書」の提出が必須です。申込みに必要な書類はP8～11をご確認ください。保護者の基準指数はいずれもNo.10（育児休業取得中の転園：1点）を付けます。

6 注意事項

- ※申請書類の記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンでの記入はしないでください。また、修正液や修正テープは使用しないでください。訂正する場合は、二重線で消していただき正しく記入してください。
- ※提出していただいた書類は返却できません。コピー等が必要な場合は、事前にご自身でコピーをお取りください。

【1】申込み時のご注意

- 受付時または後日、保育課認定・入園係から必要な書類を追加で依頼することがあります。追加書類を依頼した場合の提出にかかる郵送料・交通費等費用は保護者負担になりますので、ご了承ください。
- 申込み時の状況から変更があった場合は、その都度書類の提出が必要です。
- 証明書類には証明年月日の記載があるか必ず確認してください。未記入の場合は再提出していただく場合があります。
- 申請の内容が事実と異なる場合は、給付認定や保育施設の利用の内定・決定を取り消します。
- 申込書の未着や同封漏れなどについては、区は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

【2】保育施設の利用時間等について

保育施設の利用時間は認定された「保育の必要量」に基づき、利用する保育施設と面談を行った上で決まります。原則として、認定された事由以外で利用することはできません。

POINT

保育施設の利用時間の考え方は保育施設によって異なります。見学の際に保育施設へ必ず確認してください。

- ※保育短時間認定の場合、各保育施設で設定されているコアタイム(核となる保育時間)があります。コアタイムの時間帯を超えて利用を希望する場合は、保育施設によって対応状況が異なりますので、必ず事前に確認してください。

【3】「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」について

- 4月入所を申し込む場合、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」は、本冊子に挟み込まれた利用申込書(右上に「4月入所用」と印字されているもの)を使用してください。
- 10月以降に令和7年11月～令和8年2月入所を申し込む場合、有効期間が6か月となるため4月入所の利用調整の対象になります。4月入所の利用申込書の提出がない場合も利用調整の対象になりますが、4月に内定しなかった場合の「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)は送付されません。

希望保育施設の選び方

- 認可保育所と地域型保育事業を合わせて最大9か所(0～2歳児クラスの場合は、認可保育所(地域型保育事業を除く園)は最大6か所)まで申し込むことができます。
- 希望の認可保育所等に空気がなくても申し込むことができます(退所等で空きが出る場合があります)。
- 0歳児クラスについては、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していない場合は、申込みできません。P30「保育施設クラス編成【0歳児早見表】」を必ずご確認ください。
- 各施設によって保育方針が異なりますので、事前に問い合わせや見学することをお勧めします(見学する際は、各保育施設への事前連絡が必要です)。あらかじめ保育内容・開所時間等をご確認ください。
- 居宅訪問型保育事業(P54参照)は、認可施設の利用調整後に選考を行うため、希望順位の最後にご記載ください。

令和8年度保育施設クラス編成

- 認可保育所等のクラスは4月1日時点の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和7年4月2日～下表【0歳児早見表】をご覧ください。
1歳児クラス	令和6年4月2日 ～令和7年4月1日生
2歳児クラス	令和5年4月2日 ～令和6年4月1日生
3歳児クラス	令和4年4月2日 ～令和5年4月1日生
4歳児クラス	令和3年4月2日 ～令和4年4月1日生
5歳児クラス	令和2年4月2日 ～令和3年4月1日生

POINT

0歳児クラスを申し込む場合、入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していないと希望できません。

保育施設クラス編成【0歳児早見表】

0歳児早見表(生年月日)					
入所月	7週	9週	3か月	6か月	8か月
令和7年12月	令和7年10月19日	令和7年10月5日	令和7年 9月1日	令和7年 6月1日	令和7年 4月1日
令和8年 1月	令和7年11月19日	令和7年11月5日	令和7年10月1日	令和7年 7月1日	令和7年 5月1日
令和8年 2月	令和7年12月20日	令和7年12月6日	令和7年11月1日	令和7年 8月1日	令和7年 6月1日
令和8年 3月	3月の利用調整(選考)は行いません。				
令和8年 4月	令和8年 2月17日	令和8年 2月3日	令和8年 1月1日	令和7年10月1日	令和7年 8月1日
令和8年 5月	令和8年 3月19日	令和8年 3月5日	令和8年 2月1日	令和7年11月1日	令和7年 9月1日
令和8年 6月	令和8年 4月19日	令和8年 4月5日	令和8年 3月1日	令和7年12月1日	令和7年10月1日
令和8年 7月	令和8年 5月19日	令和8年 5月5日	令和8年 4月1日	令和8年 1月1日	令和7年11月1日
令和8年 8月	令和8年 6月19日	令和8年 6月5日	令和8年 5月1日	令和8年 2月1日	令和7年12月1日
令和8年 9月	令和8年 7月20日	令和8年 7月6日	令和8年 6月1日	令和8年 3月1日	令和8年 1月1日
令和8年10月	令和8年 8月19日	令和8年 8月5日	令和8年 7月1日	令和8年 4月1日	令和8年 2月1日
令和8年11月	令和8年 9月19日	令和8年 9月5日	令和8年 8月1日	令和8年 5月1日	令和8年 3月1日
令和8年12月	令和8年10月19日	令和8年10月5日	令和8年 9月1日	令和8年 6月1日	令和8年 4月1日
令和9年 1月	令和8年11月19日	令和8年11月5日	令和8年10月1日	令和8年 7月1日	令和8年 5月1日
令和9年 2月	令和8年12月20日	令和8年12月6日	令和8年11月1日	令和8年 8月1日	令和8年 6月1日

※(例)令和8年4月入所で9週目以上の保育施設を希望する場合は、令和8年2月3日までに生まれる児童が申込みできます。

兄弟姉妹での同時申込み

- 兄弟姉妹が同時に申し込む場合は、「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の「2人以上の申込みをされる方」の欄の「同時同園を希望」「同時別園 [希望順位優先] を希望」「同時別園 [同園優先] を希望」「一人だけでも入所を希望」のいずれかを選択してください。

区分	利用調整の方法
同時同園を希望する	申込児童全員の希望順位が高い、かつ同じ園に内定するよう調整します。申込児童が同じ園で内定しない場合は、申込児童全員が不内定となります。
同時別園 (希望順位優先) を希望する	申込児童のそれぞれの希望順位が最も高い園に内定するよう調整します。そのため、申込児童が同じ園に内定しないことがあります。申込児童のうち1人でも内定が出せない場合は、申込児童全員が不内定となります。
同時別園 (同園優先) を希望する	申込児童全員の希望順位が高い、かつ同じ園に内定するよう調整します。同じ園に内定しない場合は、申込児童それぞれの希望順位が最も高い園に内定するよう調整します。申込児童のうち1人でも内定が出せない場合は、申込児童全員が不内定となります。
一人だけでも入所を希望する	申込児童のそれぞれの希望順位が最も高い園に内定するよう調整します。そのため、申込児童が同じ園に内定しないことがあります。申込児童のうち1人でも内定することがあります。

例:姉と弟が同時に申込みをし、以下のように内定が出せる状況になった場合

	姉		弟	
	希望園		希望園	
第1希望	A園	不内定	A園	内定
第2希望	B園	不内定	B園	不内定
第3希望	C園	内定	C園	不内定
第4希望	D園	内定	D園	内定

- ・「同時別園 [希望順位優先] を希望」を選択した場合
…姉はC園、弟はA園に内定
- ・「同時別園 [同園優先] を希望」を選択した場合
…姉と弟はD園に内定

【4】会社勤務の方で就労証明書を提出される方

- 就労証明書は、**勤務先から証明を受け**、証明内容や証明年月日等をご自身で必ずご確認のうえ、提出してください。電子申請の場合は、原本のイメージデータを送信してください。また、**こすると消えるペンの使用は認められていません**。誤って記入した内容の訂正は、二重線で消して訂正されていることを確認してください。
- 就労証明書は、**申込日の前月 1 日以降に証明・取得したもの**をご提出ください。
- 証明の内容について、保護者または勤務先等に確認する場合があります。
- 育児休業取得期間については、申込み時点での予定を記入してください。4 月入所希望の場合は、育児休業の期間を 3 月 31 日までに定める必要はありません。

就労実績について

- 日数・時間数には、有給休暇の日数・時間数及び休憩時間数も含めて記入していただくよう、勤務先に依頼してください。
- 育児休業取得中の方は、産前休暇に入る前の就労実績を記入していただくよう、勤務先に依頼してください。
- 妊娠による体調不良・子の看護等で「7. 就労実績」が少ない場合はその期間を除き、就労実績を記載していただくよう勤務先に依頼してください。
(例 1) 出産休暇が 8 月 22 日から開始の場合⇒就労実績の月は 5、6、7 月の記載となる。
(例 2) 出産休暇が 8 月 22 日からだが、6、7 月は切迫早産で会社を休んでいた場合
⇒ 3、4、5 月の就労実績を記入し、傷病休暇取得期間・理由を就労証明書の「備考」に記入する。

【5】ひとり親の方の提出書類について

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、児童扶養手当証書、ひとり親医療証、児童育成手当認定通知書（継続認定通知書）のいずれかで確認できた場合は、基準指数（P22・23 参照）No.3「不存在」に該当するものと判断します。
- 外国籍の方は各国の大使館発行の独身証明書とその和訳が必要となります。
- 離婚調停、裁判等で、離婚前提の別居中であって、保護者両方が親権を持つ場合であったとしても、児童を現に監護する保護者の保育の必要性を確認できる書類があれば利用申込みが可能です。なお、ご家庭の状況に応じて、その他の書類の提出が必要になるため、申込前に保育課認定・入園係にお問い合わせください。
- 婚姻の事実がなくても子の保護者として生計を一にする方（パートナー等）がいる場合は、相手方の保育の必要性を確認できる書類（P10・11 必要書類）が必要となります。

POINT

認定申請・認可保育所等の利用申込みができる保護者は、子ども・子育て支援法上、児童を現に監護するものとされています。

MEMO

[6] 延長保育について

延長保育とは、児童を保育所ごとの定員の範囲内で保育時間を延長してお預かりする制度です。希望する場合は申込みが必要です。なお、延長保育時間は保育所により異なります。P40～53をご確認ください。

電子申請可能
詳細は
裏表紙参照

① 区立保育園・小規模保育事業所(区立)

延長保育が必要な方(※)のために、利用調整を経て利用者を決定する「月ぎめ延長保育」と1回ずつご利用いただく「延長スポット保育」の2つの制度があります。

※延長保育が必要な方: 保育の必要性の認定事由により、やむを得ず午後6時30分までのお迎えが困難なご家庭。

● 月ぎめ延長保育

【対象】 杉並区在住の満1歳以上の児童(転入予定含む)で、1か月に10日以上延長保育を必要とする方(原則、入所後の延長スポット利用実績を見て判断します。産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務等を取得している場合は利用できません。)

【申込締切日】 入所申込みと同じです。(表紙とP7表1参照)

【必要書類】 ㊦「区立保育園 延長保育申込書」㊧保育の必要性を確認する書類(P10の【4】参照)
㊨「保育園延長保育実施のお願い」(保育の必要性の認定事由が「就労」の方のみ)

【利用調整結果】 各保育所よりお知らせします。

【延長保育料】 保育料とは別に月ぎめ延長保育料がかかります。(P56参照)

● 延長スポット保育(満1歳以上)

各保育所の延長保育に空きがある場合、1日単位で利用できます。利用希望日を保育所に予約のうえ、ご利用ください。料金は1回500円です。

● 区立保育園の例



② 私立保育園・小規模保育事業所(私立)

延長保育の申込み・利用の決定・延長保育料の決定及び徴収は各園で行います。 詳しくは各保育所に直接お問い合わせください。(対象年齢: 私立保育園・小規模保育事業所(私立)は各保育所により異なります)。なお、手続きについては入所決定後となります。延長保育定員の空き状況によっては、すぐに利用できない場合があります。

【7】これから生まれる予定の児童の申込みについて (1月、2月、4月入所申込希望の場合のみ)

1月、2月、4月入所の各申込締切日時点でまだ出生していない場合、0歳児クラスを対象に「仮受付」を行います。「仮受付」の対象は下表のとおりです。申込書類と同時に必要書類をご提出ください。

※1月、2月、4月入所以外の仮受付は行っていません。

【仮受付対象児童】

入所希望月	出産予定日
令和8年1月入所	令和7年11月19日まで
令和8年2月入所	令和7年12月20日まで
令和8年4月入所	令和7年11月18日～令和8年2月17日まで
令和9年1月入所	令和8年11月19日まで
令和9年2月入所	令和8年12月20日まで

【必要書類】

㊦区保育施設利用申込書類一式(㉒及び㉔を除く) ※P8～12参照

㊦母子健康手帳の表紙 ㊦母子健康手帳の分娩予定日のページのコピー

※母子健康手帳の分娩予定日が上表の「出産予定日」に該当しない場合、受付ができません。

※各保育所の受入れ週数・月齢に注意して希望園を記入してください。(P30参照)

【出産後の手続き】

- 保育課認定・入園係に児童の出生日と氏名を連絡してください。
- 申込書②「児童の状況」、母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピーを速やかにご提出ください。(郵送可)
【注意】書類の提出がないと受付完了とはなりません。そのため、結果のお知らせも発送できません。
- 育児休業制度を取る方は、育児休業取得(予定)証明書の提出も必要です。
- 児童のマイナンバーが付番もしくは個人番号通知書が交付されたら、④「マイナンバー記入用紙」を提出してください。

【8】就労要件で申込みの方へ

- 入所月中に申請時と同じ指数で就労を開始してください。(育児休業を取得していた方が復職する場合は**入所月中**に復職してください。)
- 申込有効期限内に育児休業が切れてしまう方は育児休業延長後に、再度、**育児休業取得(予定)証明書を提出してください**。様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。
- 育児休業を取得していた方が復職する場合、入所後、復職証明書を入所月の翌月20日までにご提出ください。復職証明書は**復職日以降**に証明を受けたものを提出してください。様式は区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードすることができます。
- 育児休業延長及び給付金受給の手続きについては勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

復職を希望するが、保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容でき、「育児休業確認書」の7で「ア」「イ」を選択した方

- 入所が決定しなかった場合に送付される「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)には、**【調整指数-20点】適用後の指数である、利用調整上の指数(基準指数+調整指数19～23の合計)が記載されます**。
例) 父母合わせて40点の基準指数があり、-20点の調整指数を希望した場合、20点と記載されます。
- 【調整指数-20点】を適用した場合でも、申込み状況等によっては内定する可能性があります。

【9】育児のための短時間勤務制度（所定労働日数を短縮する場合を含む）を利用予定または利用中の方へ

勤務先の短時間勤務制度（週又は月の所定労働日数を短縮する場合を含む）を利用する予定または申込日現在利用中の方で、通常勤務時間（契約時間）を変えずに勤務時間・勤務日数を短縮する場合（短縮後の勤務について、月80時間以上勤務している場合又は1月当たりの通常勤務時間の2分の1以上（月48時間以上である場合に限る）勤務している場合のいずれかに該当することが条件）には、通常勤務時間により、指数を付与します（P22・23参照）。なお、保育必要量は時間短縮後の勤務時間で認定します。

【10】別の保育施設へ転園を希望する方へ

- 入所申込みと同様に利用調整を行います。
- 転園の内定後は、元の園に戻ることはできません。
- 転園先で延長保育を必要とする場合は、別途、延長保育の申込みが必要です。
（区立園）保育課宛てに延長保育申込書等を提出してください。（P32参照）
（私立園）直接転園先の認可保育所にお問い合わせください。
- 杉並区外の保育所等へ転園を希望する場合は、P13を参照してください。

保護者が、下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童の転園申込みを希望する場合

- 保護者の復職希望の有無によって利用調整における児童の取扱いが異なります。
 - 通常の申込書類のほか、「育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書」の提出が必須です。申込みに必要な書類はP8～12をご確認ください。
 - 転園後も下の子の育児休業を取得し続けることを希望する場合、保護者の基準指数（P23参照）はいずれもNo.10（育児休業取得中の転園：1点）をつけます。
 - 育児休業からの復職を希望する場合、保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数をつけます。なお、次の①又は②に該当する場合、その後の利用調整において、当該児童及びその兄弟姉妹に対して、調整指数項番21（過去違反：－5点）を付します。（P25参照）また、「兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み（4月入所選考のみ適用）（P21参照）」による優先的な利用調整を行いません。
 - ①復職を予定したにもかかわらず、転園（入所）月の末日までに復職をしなかった場合
 - ②転園（入所）月の末日までに復職後、転園（入所）月の翌月以降に育児休業を取得していた児童の育児休業を再度取得した場合
- ※育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合を含みます。

【11】支援が必要な児童の申込みについて

- 障害や発達の遅れや、気になる症状がある児童については、以下の手続きが必要になりますので、お早めに保育課認定・入園係までご相談ください。※来庁の際は必ず事前にご連絡ください。

- ①申込みの際に、児童の状況について詳しくお聞きした上で、通所している施設等の所見やかかりつけ医師からの診療情報提供書（区所定の様式）を提出していただきます。
- ②申込み時の聞き取りや提出書類等により、特別な支援が必要であると思われる児童については、申込後、区立園で保護者と一緒に体験保育（2日間程度）等を受けていただきます。
- ③提出書類や体験保育の結果等をもとに、集団保育の可否や支援の必要性や支援内容等を保育所関係者で構成する会議で判断した後、利用調整いたします。

※③の判断を行う会議の開催時期によっては、利用調整をお待ちいただく場合があります。

※区立障害児指定園では3～7名まで、その他の区立・私立（新設園を除く）保育所では可能な範囲で2名まで、障害児・要配慮児認定された児童を受け入れています。

※地域型保育事業では受け入れできません。

※子どもセンターで相談・申込みはできません。

- 医療的ケアが必要な児童の保育施設の入所にあたっては、安全に児童をお預かりするために、関係機関と連携し児童の健康状態や医療的ケアの内容を把握しています。このために以下の手続きが必要となります。

- ①保健センター保健師へ相談
 - ②主治医との協議
 - ③保育施設見学
 - ④申請書類の提出
 - ⑤体験保育
 - ⑥審査会
- などを経て利用調整いたします。そのため保育施設利用をご希望の方は、まずはお早めに、お住まいの地域を管轄する保健センターの保健師に必ずご相談ください。

7 申込み後の手続き等について

各種届出は保育課認定・入園係または各子どもセンターで受付しています。郵送の場合は、簡易書留・レターパック等で締切日までに保育課認定・入園係に届くように送付してください（必着）。また、一部の届出については電子申請で行うことができます。太字の書類は杉並区所定の様式です。区ホームページの「申請書ダウンロードサービス」から印刷できます。右の二次元コードよりダウンロード可能です。

杉並区公式ホームページ



入園・転園に必要な書類
ページ ID : 1106

【1】申込み後に変更する場合の届出について

以下の変更事項に該当する場合は必要書類を提出してください。

以下の必要書類は、電子申請で提出いただくことが可能です。詳細は、二次元コードをご確認ください。

変更事項	必要書類
	認可保育所・地域型保育事業
希望保育施設を変更する	希望保育施設等変更届 ※変更を希望する月の締切日までに提出してください。
申込みを取り下げる	保育所等(利用・転園・延長)申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届 入所の意思がなくなった時点で速やかに提出してください。 ※4月(一次)入所を取下げの場合は、12月12日(金)までに提出してください。
内定を辞退する	保育所等(利用・転園・延長)申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届 保育課認定・入園係と内定した認可保育所等に辞退する旨を連絡のうえ、速やかに提出してください。 内定辞退後、改めて認可保育所等を希望する場合は、再度申込みが必要です。

【2】申込後、申込有効期間内に状況が変わった場合の届出について

- 利用調整は、申込締切日までに提出された保護者の保育が必要な事由に係る書類により指数を算定し、その指数をもとに行います。入所までの期間は提出された書類の状況に変更がないものとして利用調整を行います。状況が変わった場合は P36「状況が変わった場合の届出について」を確認のうえ、必要な手続きをしてください。
- 申込締切日の翌日以降に保護者の保育が必要な事由に係る状況に変更があった場合、必要に応じて変更理由を求めます。また、変更後の状況により指数が下がることとなった場合、その理由によっては、入所内定の取消し、または入所月の末日で退所となる可能性があります。
- 調整指数、同一指数の場合の優先順位に係る変更は、必要書類が各月の申込締切日から 2 開庁日後の午後 5 時までに提出された場合**、利用調整に反映します。

状況が変わった場合の届出について

変更事項	必要書類
住所が変わった（区内転居）	区内転居の手続き後に、保育課認定・入園係に速やかにご連絡ください。
出産休暇または育児休業を取得していた勤務先に復職をした	復職証明書 ※復職日以降に勤務先から証明を受けてください。
育児休業を延長した	育児休業取得（予定）証明書 ※延長後の育児休業期間を勤務先から証明を受けてください。
退職をして別の会社に就職した	① 変更理由申出書
	② 就労証明書 （就労開始）
	③前職の離職日がわかる書類
退職をして自営業を開始した	① 変更理由申出書
	② 就労証明書 （就労開始）
	③前職の離職日がわかる資料
	④仕事の内容がわかる資料（開業届・契約書等）コピー
退職をして、1か月以上求職活動をする	① 変更理由申出書
	② 変更認定申請書
	③前職の離職日がわかる書類
	④求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワーク受付票のコピー、面接の日程や就職サイトへの登録が確認できる書類等）
求職活動で申込後に、就労が内定した又は就労を開始した	① 変更理由申出書
	② 変更認定申請書
	③ 就労証明書 （就労予定）
	④ 就労証明書 （就労開始）
就労内定で申込後に、就労を開始した	就労を開始したら、 就労証明書 （就労開始）
就学予定で申込後に、就学を開始した	就学証明書 （就学開始）、在学証明書または学生証の写し
自営業で就労再開した	就労を再開したら、 就労証明書 （再開）
勤務日数・時間が変わった	① 変更理由申出書
	② 就労証明書
その他、家庭状況が変わった	結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は保育課認定・入園係までご連絡ください。

※太字の書類は杉並区所定の様式です。区ホームページの申請書ダウンロードサービス（ページID:1106）から印刷できます。

よくあるご質問 (FAQ)

Q①：申込児童が1歳の誕生日を迎えました。何歳クラスの申込みになりますか？

A：認可保育所等のクラスは令和8年4月1日時点の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。詳しくはP30を参照してください。

Q②：入園する前に園見学をしたい場合は、どうすればよいですか？

A：区内保育所等の見学をご希望の場合は、各園に直接ご連絡いただくか、保活ワンストップサービス（P65参照）のオンライン見学予約をご利用ください。（一部オンライン予約ができない施設がございます。）

Q③：不足書類があった場合は、利用調整の対象外になりますか？

A：P8～P11に記載の【1】・【2】・【3】・【4】・【5】に関しては必要書類になりますので、不足していた場合はご連絡いたします。【6】に関しましては、必須書類ではないため、ご連絡は控えさせていただきます。ただし、申込締切日（不足書類の場合は申込締切日の2開庁日後の午後5時）までに提出がなかった場合は利用調整の対象外になります。申込締切日の直前までのご連絡になってしまう可能性もありますので、ご自身で必要書類を確認のうえ、なるべく早めにご提出ください。

Q④：申込締切日までに短時間勤務制度を利用するか決まっておらず、保育所に内定した後に短時間勤務制度を利用することが決まった場合は入所内定の取消しになりますか？

A：以下の条件に該当する場合は入所内定の取消しにはなりません。勤務時間については復職後に提出していただく、復職証明書で判断します。

短縮後の勤務について、月80時間以上勤務している場合又は1月当たりの通常勤務時間の2分の1以上（月48時間以上である場合に限る）勤務している場合。

※条件に該当しない場合は申込締切日までに復職後の勤務時間について証明していただく必要があります。

Q⑤：調整指数項番20「希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得（延長）する場合」を適用した場合、育児休業延長及び給付金の受給はできますか？

A：育児休業延長および給付金の手続きについては、勤務先担当者またはハローワークへご確認ください。

Q⑥：これから生まれる予定の児童の申込みをする予定です。出産日が出産予定日より遅れてしまい、内定した園の受入れ週数・月齢に達していない場合、内定は取消しになりますか？

A：入所内定の取消しとなる可能性があります。状況がわかり次第、早急にご連絡ください。

Q⑦：保育園に内定したが、辞退したいです。辞退した場合、次の利用調整時に不利になりますか？

A：不利になることはありません。

MEMO

8 認可保育所等

- 4月入所における各歳児の募集予定人数は原則として1つ下の歳児との定員の差となりますが、区の待機児童対策等により表中の定員より多くの児童が在籍している場合は定員の差が募集予定人数とはなりません。
- 実際の募集予定人数は表中の定員数と異なる場合や募集停止となる場合があります。詳細は区ホームページに掲載する募集予定人数表をご確認ください。

認可保育所等索引

地区番号

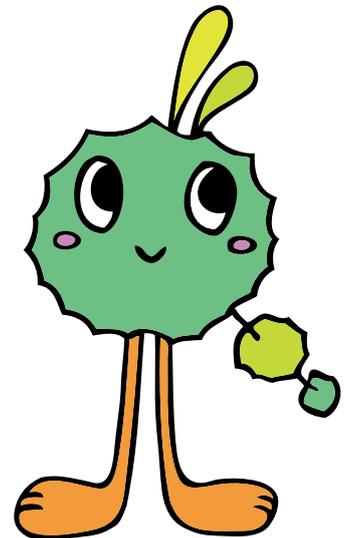
- ① 梅里・高円寺北・高円寺南・堀ノ内・和田
- ② 阿佐谷北・阿佐谷南・成田西・成田東・松ノ木
- ③ 井草・今川・上井草・清水・下井草・桃井
- ④ 荻窪・本天沼・天沼・南荻窪
- ⑤ 上荻・松庵・善福寺・西荻北・西荻南
- ⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸・高井戸西・高井戸東・宮前
- ⑦ 和泉・永福・大宮・浜田山・方南

園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.
2101900	AI AI NURSERY 荻窪	私立	P47	112
2105553	AI AI NURSERY 西荻北	私立	P49	141
2104798	AI AI NURSERY 西荻窪	私立	P49	145
2704713	doors 新高円寺	事業所 B	P41	34
2704712	doors 南阿佐ヶ谷	事業所 B	P43	67
2504698	Fun Fun 保育室	家庭的	P43	70
2104797	Gakken ほいくえん 浜田山	私立	P53	211
2101867	Gakken ほいくえん 桃井	私立	P45	77
2104805	HOPPA 阿佐谷南	私立	P43	48
2404681	HOPPA 中野富士見町	小規模 A	P41	31
2404685	Kanga ルーのへや	小規模 B	P43	65
2101857	Nicot 井荻	私立	P45	75
2101863	Pico ナーサリ久我山	私立	P51	166
2101878	Pico ナーサリ久我山駅前	私立	P51	167
2105864	Pico ナーサリ久我山ガーデン	私立	P50	182
2101927	Pico ナーサリ新高円寺	私立	P41	12
2104793	Pico ナーサリ玉川上水公園	私立	P51	177
2101903	Pico ナーサリ和田堀公園	私立	P52	199
2105230	アイグラン 保育園上荻	私立	P49	147
2101879	アイグラン 保育園久我山	私立	P51	168
2101893	アイグラン 保育園下井草	私立	P45	80
2101887	アウル宮前	私立	P51	169
2504699	あおぞら	家庭的	P47	126
2101840	阿佐谷	私立	P42	36
1101815	阿佐谷北(障5)	区立	P45	95
2101908	阿佐ヶ谷たいよう	私立	P43	45
1101810	阿佐谷東	区立	P43	57
1101798	阿佐谷南(障7)	区立	P43	58
2101859	アスクおぎぼ	私立	P45	76
2104774	アスク上高井戸保育園 ～都会のふるさと～	私立	P51	175
2101870	アスク西荻南	私立	P49	133
2704715	あすもベビーホーム松庵	事業所 A	P49	162
2105559	天沼	私立	P47	122
2404676	アロハエンジェルナーサリー 荻窪駅前園	小規模 A	P49	160
2104808	井荻	私立	P49	140
1101812	井草(障4)	区立	P45	98
1101797	和泉	区立	P53	225
2101899	和泉ここわ	私立	P52	197
2105228	樹	私立	P49	143
1101824	今川(障7)	区立	P45	96
2101860	ういず阿佐ヶ谷駅前	私立	P42	38
2101907	ういず杉並和泉	私立	P52	200
2101869	ういず成田東	私立	P42	40
2104803	ウィズブック保育園高円寺南	私立	P41	21
2104783	ウィズブック保育園東高円寺	私立	P41	13
2101886	ういず本天沼	私立	P47	110
2104911	ヴィラまなびの森保育園 高井戸	私立	P50	180
2101918	永福ここわ	私立	P52	203
1101817	永福南(障3)	区立	P53	224
2104777	えがおの森保育園・あさがや	私立	P43	55
2104781	エンジェル高円寺	私立	P41	19
2504700	おうち保育0・1・2	家庭的	P45	101
2404669	おうち保育園あさがや	小規模 A	P43	62
2404667	おうち保育園えいふく町	小規模 A	P53	226
2101916	大空と大地のなーさりい 高円寺南園	私立	P41	17
2101883	大空と大地のなーさりい 下井草駅前園	私立	P45	78
2104780	大空と大地のなーさりい 中野富士見町駅前園	私立	P41	18

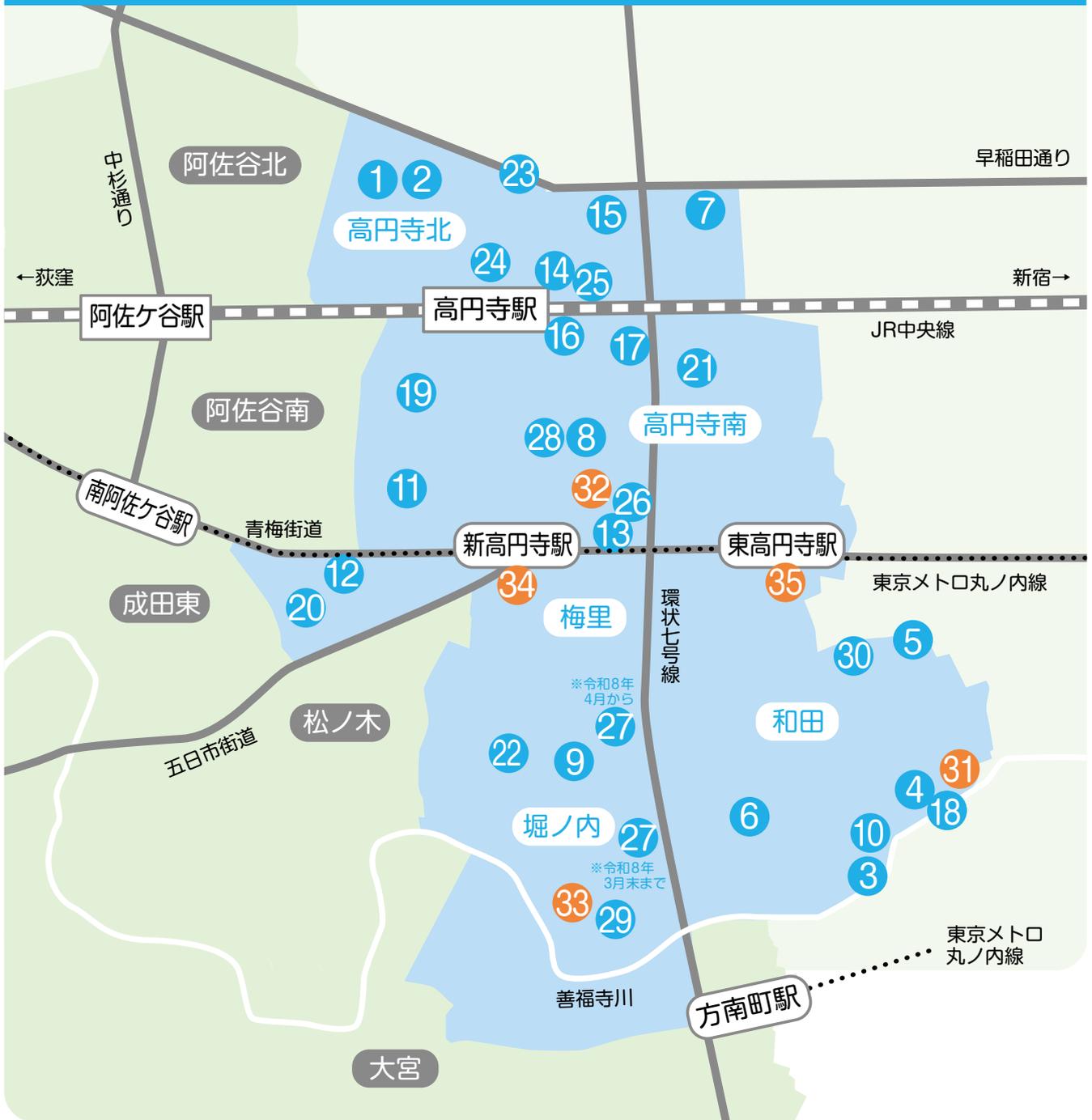
園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.
2105555	大宮	私立	P53	215
1101791	大宮前	区立	P51	187
2105242	荻窪	私立	P47	115
2105239	荻窪北	私立	P47	104
2104806	荻窪コスモ(本園)	私立	P47	102
2104782	荻窪すきっぷ	私立	P47	113
1101826	荻窪東	区立	P47	123
1101807	荻窪南(障5)	区立	P47	125
2101877	荻窪りとるばんぶきんず	私立	P47	108
2104807	おぎぶんコスモ(分園)	私立	P47	103
2104802	かえで保育園杉並いずみ	私立	P53	221
2504702	家庭的保育室のぞみ	家庭的	P41	35
2101921	上井草	私立	P45	83
1101811	上荻(障3)	区立	P49	151
2704714	かわきたおひさま保育所	事業所(保)	P43	66
2105236	キッズガーデン阿佐谷南	私立	P43	56
2104923	キッズガーデン高円寺北	私立	P41	25
2101915	キッズガーデン杉並和泉	私立	P52	202
2104913	キッズガーデン杉並堀ノ内	私立	P41	22
2104775	キッズガーデン浜田山	私立	P52	207
2104791	キッズフォレスト西荻窪	私立	P49	139
2104795	きらきらぼし	私立	P45	90
2404683	きらら保育園杉並松庵	小規模 A	P49	157
1101819	久我山	区立	P50	186
1101806	久我山東(障7)	区立	P50	184
2101868	グローバルキッズ荻窪	私立	P42	39
2101912	グローバルキッズ松庵園	私立	P49	136
2101929	グローバルキッズ浜田山園	私立	P52	206
2104787	京王キッズプラザ永福町	私立	P53	209
1101823	高円寺東(障3)	区立	P41	28
2105241	高円寺南	私立	P41	16
2101905	高円寺りとるばんぶきんず	私立	P40	7
2101836	佼成育子園	私立	P40	4
2404684	小鳥の詩	小規模 A	P41	33
2404668	こどもヶ丘保育園 阿佐谷南園	小規模 A	P43	61
2404662	こどもヶ丘保育園 成田西園	小規模 B	P43	64
2504695	こどもの広場ソレイユ	家庭的	P45	99
2404692	コロボックル保育室	小規模 A	P41	32
2105240	コンビプラザ高円寺北	私立	P41	15
2101885	コンビプラザ善福寺	私立	P49	134
2104804	コンビプラザ桃井	私立	P45	85
2105237	さくらさくみらい 荻窪	私立	P47	120
2104917	さくらさくみらい 西永福	私立	P53	214
2101911	さくらさくみらい 堀ノ内	私立	P41	9
2504701	サニーサイドキッズルーム	家庭的	P43	69
1101794	四宮	区立	P45	97
2504706	しまキッズナーサリー	家庭的	P47	127
2105802	清水	私立	P45	93
1101825	下井草	区立	P45	94
2104922	下井草すきっぷ	私立	P45	91
2105238	下高井戸	私立	P51	163
2104776	下高井戸ここわ	私立	P51	176
1101816	松庵	区立	P49	150
2101837	頌栄	私立	P49	142
2104914	頌栄しらゆり(本園)	私立	P44	74
2104915	頌栄しらゆり保育園杉並分園	私立	P44	73
2104784	小学館アカデミーにしおぎ駅前	私立	P49	137
2101854	小学館アカデミーにしおぎ南	私立	P49	132
2404689	小規模保育園 ぴーかーぶら	小規模 A	P53	229
1404707	(区立)小規模保育事業宮前北	小規模 A	P51	188
2101839	上水	私立	P51	164
2104788	杉並	私立	P41	20
2101914	杉並井荻雲母	私立	P45	82

	園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.	
さ 行	2101855	杉並大宙みたけ	私立	P51	165	
	2101889	杉並元氣	私立	P45	79	
	2104799	杉並コスモス	私立	P43	47	
	2101842	杉並さゆり(本園)	私立	P40	1	
	2101858	杉並さゆり保育園幼児分園	私立	P40	2	
	2101902	杉並たかいどいちご	私立	P51	173	
	2104801	杉並西荻窪雲母	私立	P49	146	
	2101845	杉並の家	私立	P52	192	
	2104794	杉並の家けやき	私立	P53	219	
	2101910	杉並の家ことり	私立	P52	201	
	2101926	杉並の家さくら	私立	P43	54	
	2101874	杉並の家ちゅうりっぷ	私立	P52	195	
	2104792	すぎなみのぞみ	私立	P45	89	
	2101924	杉並ひまわり	私立	P43	53	
	2404671	杉並保育園ソラグミ	小規模 A	P49	156	
	2101841	杉並ゆりかご	私立	P42	37	
	2404677	スクルドエンジェル保育園 下高井戸園	小規模 A	P51	190	
	2404678	スクルドエンジェル保育園 方南町園	小規模 A	P53	227	
	2101881	スマイスセレソソ井草	私立	P45	88	
	2101838	聖心	私立	P45	87	
	1101818	善福寺(障3)	区立	P49	152	
	2404674	ソーナナやなぎくぼ	小規模 A	P51	189	
	た 行	2104796	第二永福ここわ	私立	P53	220
		2106180	高井戸	私立	P51	179
1101809		高井戸東(障3)	区立	P50	185	
2105232		ちやいれつく和泉	私立	P53	222	
2101896		テンダーラビング保育園天沼	私立	P47	111	
2105233		同援いぐさ	私立	P45	92	
2101913		東京立正	私立	P43	46	
な 行	2504704	なないろ	家庭的	P45	100	
	1101802	成田	区立	P43	59	
	2101898	成田コスモ	私立	P43	44	
	2105234	にじいろ保育園荻窪一丁目	私立	P47	118	
	2104778	にじいろ保育園上井草	私立	P45	84	
	2101928	にじいろ保育園浜田山	私立	P52	205	
	2101875	にじいろ保育園南荻窪	私立	P47	107	
	1101808	西荻北(障3)	区立	P49	153	
	2104789	西荻窪きらさら	私立	P49	138	
	2101895	にじいろ保育園杉並井草	私立	P45	81	
	2101876	にじいろ保育園 杉並松の木	私立	P42	41	
2101856	のほら	私立	P43	52		
は 行	2404690	ハーモニー・キッズ	小規模 A	P51	191	
	2101925	パピーナ荻窪天沼	私立	P47	117	
	2104785	パピーナ荻窪北口	私立	P47	114	
	2104924	パピーナ久我山	私立	P51	178	
	2101906	パピーナ西荻北	私立	P49	135	
	2101861	パピーナ本天沼	私立	P47	105	
	2105235	パピーナ南荻窪	私立	P47	119	
	1101822	浜田山(障4)	区立	P53	223	
	2101888	ぴっころぎっず西荻窪北口園	私立	P49	144	
	2404687	ぴっぴのもり	小規模 A	P53	228	
	2104916	ピノキオ幼児舎阿佐谷北	私立	P43	49	
	2101897	ピノキオ幼児舎井荻	私立	P44	71	
	2104786	ピノキオ幼児舎井草	私立	P44	72	
	2105552	ピノキオ幼児舎荻窪	私立	P49	149	
	2105550	ピノキオ幼児舎高円寺南	私立	P41	26	
	2104800	ピノキオ幼児舎浜田山	私立	P53	212	
	2101853	ピノキオ幼児舎桃井	私立	P49	131	
	2101904	ピノキオ幼児舎和田	私立	P40	6	
	2101872	ひのまるキッズガーデン ナーサリー	私立	P47	116	
	2504703	ひまわり園	家庭的	P53	232	
	2406181	ピヨピヨおうちえん	小規模 A	P49	159	
	2404686	ピヨピヨおうちえん荻窪駅前	小規模 A	P49	158	
	2404666	ふたばクラブ西永福	小規模 A	P53	230	
	2404675	ふたばクラブ浜田山井の頭通り	小規模 A	P53	231	
	2104779	ふたばクラブ浜田山駅前	私立	P53	208	
	2104790	ふたばクラブ浜田山柏の宮	私立	P53	210	
	2105865	ベネッセ永福北	私立	P53	216	
	2101866	ベネッセ杉並和泉	私立	P53	217	
	2105231	ベネッセ西荻窪	私立	P49	148	
	2101847	保育センターこどもの木かげ 野のはな空のとり	私立	P49	130	
	2504696	保育ルーム方南	家庭的	P53	233	
	2101835	方南隣保館	私立	P52	193	
	2404679	ほっぺるランド西荻窪	小規模 A	P49	161	
2105227	ポピンズナーサリースクール 阿佐ヶ谷	私立	P43	51		
2101892	ポピンズナーサリースクール 久我山	私立	P51	171		
2101901	ポピンズナーサリースクール 方南町	私立	P52	198		

	園コード	保育所名	施設区分	ページ	No.
は 行	1101784	堀ノ内	区立	P41	29
	~2月入所 1101805 4月入所 2106334	堀ノ内東	公設民営	P41	27
ま 行	1101803	本天沼	私立	P47	124
	2404693	マグハウス西荻	小規模 A	P49	154
	2404682	マグハウス西荻第2	小規模 A	P49	155
	2104918	まことたかいど	私立	P50	181
	2504697	マザーズハート成田東園	家庭的	P43	68
	1101813	松ノ木(障3)	区立	P43	60
	2104912	まなびの森保育園永福町	私立	P53	213
	2101865	まなびの森保育園荻窪	私立	P47	106
	2101894	まなびの森保育園高井戸	私立	P51	172
	2105554	まなびの森保育園本天沼	私立	P47	121
	2101920	馬橋	私立	P41	11
	2101909	マミー高円寺	私立	P40	8
	2104921	マミーズエンジェル高円寺駅前	私立	P41	24
	2104920	マミーズエンジェル高円寺通り	私立	P41	23
	2105229	マリア	私立	P41	14
	2101871	ミアヘルサ保育園 ひびき永福町	私立	P53	218
	2101873	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪(本園)	私立	P48	128
	2106052	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪分園	私立	P48	129
	2404680	南阿佐ヶ谷どみそ	小規模 A	P43	63
	1101804	宮前	区立	P50	183
	2101891	宮前おおぞら	私立	P51	170
	2101834	むさしの	私立	P40	3
	2101849	むさしの保育園方南分園	私立	P52	194
	2101864	明愛	私立	P40	5
2104919	もりのなま保育園松ノ木園	私立	P43	50	
や 行	2101882	山吹あさがやきた	私立	P43	42
	2101880	ゆめの樹保育園おぎくぼ	私立	P47	109
	2101890	ゆめの樹保育園なりたにし	私立	P43	43
	2101922	よつぎ永福	私立	P52	204
ら 行	2101884	ラ・プリマプランカえいふく	私立	P52	196
	2101923	レイモンド下高井戸	私立	P51	174
	2104809	レイモンド中瀬	私立	P45	86
わ 行	1101820	和田(障5)	区立	P41	30
	2101917	和田ここわ	私立	P41	10



① 梅里・高円寺北・高円寺南・堀ノ内・和田



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
※1	1	2101842	杉並さゆり(本園) (7週目以上)	高円寺北 4-34-22	03-3337-1374	10	10	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
	2	2101858	杉並さゆり保育園幼児分園 (3歳以上)	高円寺北 4-33-1	03-5373-3530	—	—	—	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
私立 9W	3	2101834	むさしの	和田 1-8-20	03-3383-1589	15	22	22	27	54	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(満1歳以上)
	4	2101836	佼成育子園	和田 1-16-7	03-3381-0398	12	30	36	40	80	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00(平日・満1歳以上)
	5	2101864	明愛	和田 1-61-15	03-5340-7825	3	20	24	—	—	開)7:30~18:30 延)無
	6	2101904	ピノキオ幼児舎和田	和田 2-21-8	03-6382-4620	6	12	15	15	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
	7	2101905	高円寺りとるばんぶきんず	高円寺北 1-27-3	03-5318-5605	8	13	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
	8	2101909	マミー高円寺	高円寺南 2-40-45	03-6383-1348	6	12	13	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間			
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	9W	9	2101911	さくらさくみらい 堀ノ内	堀ノ内 3-5-12	03-5929-9322	6	8	10	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
		10	2101917	和田ここわ	和田 1-5-7	03-5340-7412	6	14	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	
		11	2101920	馬橋	高円寺南 3-16-14	03-3314-0287	6	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	
		12	2101927	Pico ナーサリ新高円寺	梅里 2-24-6	03-6304-9580	6	12	12	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
		13	2104783	ウィズブック保育園東高円寺 ※2	高円寺南 2-34-14 チアフルCOCO1階	03-5929-8718	6	7	7	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	
		14	2105229	マリア	高円寺北 2-2-18	03-3338-9634	3	10	12	13	26	開)7:30~18:30 延)18:31~20:30(平日のみ)	
		15	2105240	コンピプラザ高円寺北	高円寺北 2-32-7	03-3338-2110	9	14	14	18	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	
		16	2105241	高円寺南	高円寺南 4-44-11	03-3315-1391	12	18	22	30	60	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	
	1歳	17	2101916	大空と大地のなーさりい 高円寺南園	高円寺南 4-37-23	03-5929-8720	-	10	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	
		18	2104780	大空と大地のなーさりい 中野富士見駅前園	和田 1-1-6 アイビィアネックス杉並1階	03-6382-5950	-	6	9	11	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
		19	2104781	エンジェル高円寺	高円寺南 3-38-14	03-6304-9322	-	9	9	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
		20	2104788	杉並	梅里 2-34-22	03-3313-7508	-	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
		21	2104803	ウィズブック保育園高円寺南 ※2	高円寺南 5-23-25	03-6383-1791	-	9	9	13	27	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
		22	2104913	キッズガーデン杉並堀ノ内	堀ノ内 3-16-1	03-5929-9381	-	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	
		23	2104920	マミーズエンジェル高円寺通り	高円寺北 2-41-21	03-5327-8588	-	10	10	10	20	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	
		24	2104921	マミーズエンジェル高円寺駅前	高円寺北 3-20-4	03-3223-8882	-	9	9	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	
		25	2104923	キッズガーデン高円寺北	高円寺北 2-2-4	03-5356-9906	-	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	
		26	2105550	ピノキオ幼児舎高円寺南	高円寺南 2-35-10	03-5913-8645	-	8	8	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	9W	27	~2月入所1101805 4月入所2106334	堀ノ内東 ※3	令和8年3月末まで 堀ノ内3-49-19 令和8年4月から 梅里1-1	03-3315-7922	12	12	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	区立	9W	28	1101823	高円寺東(障3) ※4	高円寺南 2-40-24	03-3316-1938	6	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		8M	29	1101784	堀ノ内 ※4	堀ノ内 2-8-7	03-3313-7536	-	16	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		1歳	30	1101820	和田(障5) ※5	和田 1-66-19	03-3382-5218	-	7	13	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
	小規模A	9W	31	2404681	HOPPA 中野富士見町	和田 1-17-12 ソサエティ中野富士見町1階	03-5340-7266	6	6	7	-	-	開)7:15~18:15 延)18:15~19:15
			32	2404692	コロボックル保育室 ※6	高円寺南 2-32-5	03-3316-5041	3	8	8	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		7M	33	2404684	小鳥の詩	堀ノ内 2-6-21 パークハイム杉並 D-103	03-3315-1008	3	4	5	-	-	開)7:30~18:30 延)無
	事業所B	1歳	34	2704713	doors 新高円寺 ※7	梅里 1-8-10 ドゥエル佐藤1階	03-5913-7544	★	6	6	-	-	開)7:30~18:30 延)無
	家庭的	6M	35	2504702	家庭的保育室のぞみ ※8	和田 3-57-2 岸コーポ 101	03-6454-6900	1	2	2	-	-	開)8:00~18:00 ア)有

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。
 区立保育園延長時間の()内の数字は月ごめ延長保育定員数です。
 ※1：1と2に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番11は適用されません。
 ※2：ウィズブック保育園東高円寺は、ウィズブック保育園高円寺南と聖心学園幼稚園が連携施設として設定されています。ただし、ウィズブック保育園高円寺南は連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間で利用調整となります。
 ※3：区立堀ノ内東保育園は、令和8年3月末で閉園となり、令和8年4月から梅里1-1で、(仮称)ちゃいれっく堀ノ内東として私立保育園に転換する予定です。
 ※4：こども誰でも通園制度の実施に伴い、0歳児の定員数を減員します。
 ※5：区立和田保育園は、建て替えを検討しています(検討期間：令和7年度)。建替工事のため最も早く令和12年度に仮園舎(場所未定)へ一時移転する可能性があります。
 ※6：コロボックル保育室は、聖心学園幼稚園の連携施設として設定されています。
 ※7：doors新高円寺は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は18名となります。
 ※8：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。
 ★：0歳児保育も募集する場合があります。「認可保育施設の募集予定人数」をご覧ください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本荻窪
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

② 阿佐谷北・阿佐谷南・成田西・成田東・松ノ木



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立 9W	36	2101840	阿佐谷	阿佐谷北 3-36-20	03-3338-9418	12	20	20	20	48	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
	37	2101841	杉並ゆりかご	成田東 1-18-8	03-3312-5851	12	14	15	16	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15
	38	2101860	ういず阿佐ヶ谷駅前	阿佐谷北 1-15-3	03-5327-8622	6	14	15	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
	39	2101868	グローバルキッズ荻窪	阿佐谷南 3-13-12	03-3220-8686	9	14	16	17	34	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
	40	2101869	ういず成田東	成田東 3-17-32	03-6454-6974	6	9	10	11	24	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
	41	2101876	にじのいるか保育園 杉並松の木	松ノ木 1-12-39	03-6454-6625	6	12	15	15	32	開) 7:15~18:15 延) 18:15~20:15

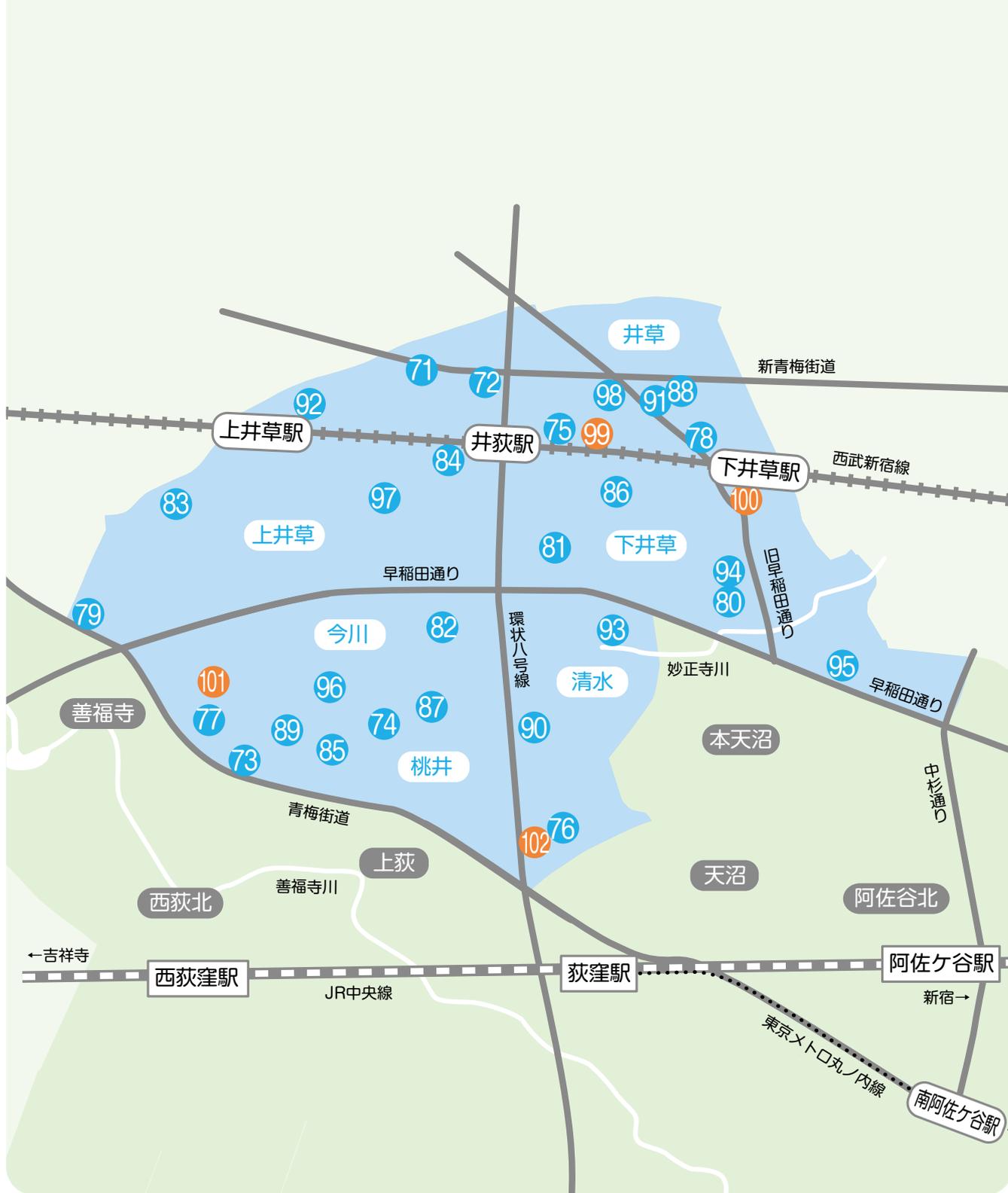
No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 延長保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4-5歳	
私立	9W	42 2101882 山吹あさがやきた	阿佐谷北 3-29-12	03-5356-5531	9	12	12	20	48	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(満1歳以上)
		43 2101890 ゆめの樹保育園なりたにし	成田西 2-24-20	03-6276-9805	9	15	18	22	44	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		44 2101898 成田コスモ	成田西 3-8-12	03-3311-6060	10	18	22	24	48	開)7:15~18:15 延)18:15~19:30(平日のみ)
		45 2101908 阿佐ヶ谷たいよう	阿佐谷南 1-48-5 み空ビル 2・3階	03-5378-7866	8	16	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		46 2101913 東京立正	松ノ木 2-29-19	03-3312-6600	6	17	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		47 2104799 杉並コスモス	成田東 4-24-2	0570-00-5363	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00
		48 2104805 HOPPA 阿佐谷南	阿佐谷南 1-9-8 アルファ1階	03-5913-7226	6	8	8	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		49 2104916 ピノキオ幼児舎阿佐谷北	阿佐谷北 6-26-13	03-6383-0791	9	20	20	23	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		50 2104919 もりのなかま保育園松ノ木園	松ノ木 1-2-23	03-6304-9703	6	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
	51 2105227 ポピンズナーサリー スクール阿佐ヶ谷	阿佐谷北 5-2-1	03-5356-6840	6	14	14	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00	
	1歳	52 2101856 のはら	成田東 2-16-5	03-5930-3236	—	14	16	16	33	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
53 2101924 杉並ひまわり※1		成田東 3-32-26	03-5913-8722	—	10	10	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
54 2101926 杉並の家さくら		成田東 4-9-19	03-6383-5615	—	18	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
55 2104777 えがおの森保育園・あさがや		阿佐谷北 4-21-9	03-3337-7521	—	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
56 2105236 キッズガーデン阿佐谷南		阿佐谷南 1-19-13	03-6383-2662	—	17	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	
区立	9W	57 1101810 阿佐谷東 ※2	阿佐谷南 1-42-7	03-3314-4535	6	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		58 1101798 阿佐谷南(障7) ※2	阿佐谷南 3-12-12	03-3398-2231	6	18	20	24	48	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
	1歳	59 1101802 成田	成田西 1-28-18	03-3315-6272	—	16	17	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		60 1101813 松ノ木(障3)	松ノ木 2-33-6	03-3315-4534	—	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
小規模A	9W	61 2404668 こどもヶ丘保育園 阿佐谷南園	阿佐谷南 1-13-16 フエンテTAMAKI 1階	03-4285-3997	3	7	7	—	—	開)7:30~18:30 延)無
		62 2404669 おうち保育園あさがや	阿佐谷北 5-47-11 ルセーヌ阿佐ヶ谷1階	03-5356-8337	4	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		63 2404680 南阿佐ヶ谷どみそ	阿佐谷南 3-5-2 牧野ビル1階	03-6276-9399	3	6	10	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00
小規模B	9W	64 2404662 こどもヶ丘保育園成田西園	成田西 3-19-6 菊地ビル1階	03-6279-9218	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)無
		65 2404685 Kangalルーのへや ※3	阿佐谷北 1-26-18 世尊院幼稚園 2階	080-3534-5772	3	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)無
事業所(保)	9W	66 2704714 かわきたおひさま保育所 ※4	阿佐谷北 1-3-10 Baum1階	03-5327-8671	2	2	3	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00
事業所B	3M	67 2704712 doors 南阿佐ヶ谷 ※5	阿佐谷南 1-11-8 Bell House Asagaya 101	03-5913-7377	4	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)無

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 アレルギー対応
					0歳	1歳	2歳	3歳	4-5歳	
家庭的	6M	68 2504697 マザーズハート成田東園 ※6、7	成田東 3-16-12 1階	03-5913-8553	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有
		69 2504701 サニーサイドキッズルーム ※7	阿佐谷北 3-26-8	03-3338-5505	1	2	2	—	—	開)8:00~18:00 ア)有
		70 2504698 Fun Fun 保育室 ※7	阿佐谷北 4-7-11 パルテールビル 1階	03-5364-9828	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。区立保育園延長保育時間の()内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。
 ※1：杉並ひまわり保育園の園舎は、定期建物賃貸借契約が令和11年3月末に満了します。そのため、移転などについては、令和8年9月までに改めてお知らせします。
 ※2：こども誰でも通園制度の実施に伴い、0歳児の定員数を減員します。
 ※3：Kangalルーのへやは、世尊院幼稚園が連携施設として設定されています。
 ※4：かわきたおひさま保育所は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は30名となります。
 ※5：doors 南阿佐ヶ谷は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は15名となります。
 ※6：マザーズハート成田東園は、杉並の家さくら保育園が連携施設として設定されています。
 ※7：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本荻窪
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

③ 井草・今川・上井草・清水・下井草・桃井



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立 ※1	71	2101897	ピノキオ幼児舎井荻 (9週目以上)	井草 4-15-16	03-5311-1055	9	12	13	20	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	72	2104786	ピノキオ幼児舎井草 (9週目以上)	井草 3-17-14 サイレンスミヨシ202	03-5303-2735	6	7	7	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	73	2104915	頌栄しらゆり保育園 杉並分園 (4か月以上)	桃井4-3-2 勤労福祉会館 ・西荻区民センター2階	03-6913-6148	6	10	12	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	74	2104914	頌栄しらゆり (本園) (1歳以上)	桃井 2-19-2	03-5311-1877	—	12	14	26	52	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立	9W	75 2101857 Nicot 井荻	井草 3-1-8 2 階	03-5311-8650	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		76 2101859 アスクおぎくぼ	清水 1-18-11	03-5311-5803	6	18	19	19	38	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		77 2101867 Gakkenほいくえん桃井	桃井 4-7-17	03-5311-7570	6	10	10	18	36	開)7:00~18:00 延)18:01~20:00
		78 2101883 大空と大地のなーざりい 下井草駅前園	井草 1-6-11	03-6913-7072	6	10	12	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		79 2101889 杉並元氣	上井草 4-6-6	03-3394-9300	12	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		80 2101893 アイグラン保育園 下井草	下井草 3-13-5	03-6454-7582	12	16	20	25	50	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		81 2101895 にじのいるか保育園 杉並井草	下井草 5-7-19	03-6913-7227	12	18	20	23	48	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15
		82 2101914 杉並井荻雲母	今川 1-15-16	03-5311-3031	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		83 2101921 上井草	上井草 3-25-19	03-3395-3648	10	35	35	35	70	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		84 2104778 にじいる保育園上井草	上井草 1-32-5	03-6913-9830	6	8	10	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
	85 2104804 コンビプラザ桃井	桃井 3-7-3 プロムナード 荻窪 3 号棟 1 階	03-5311-3255	6	6	7	7	14	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(1歳クラスから)	
	86 2104809 レイモンド中瀬	下井草 4-25-10	03-3399-9150	12	15	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	
	6M	87 2101838 聖心	桃井 2-24-18	03-3395-1005	9	10	10	11	22	開)7:30~18:30 延)無
		88 2101881 スマイスセレソン井草 ※ 2	井草 1-31-9 ピラニユロード 1 階	03-6454-7141	3	5	5	5	10	開)7:30~18:30 延)7:00~7:30,18:30~20:00
1歳	89 2104792 すぎなみのぞみ	桃井 4-13-19	03-6913-6340	—	6	6	9	19	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	
	90 2104795 きらきらぼし	清水 2-17-11	03-6915-0080	—	6	11	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	91 2104922 下井草すきっぷ	井草 2-17-12	03-6913-7871	—	12	12	12	24	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15	
	92 2105233 同援いぐさ	井草 5-6-16	03-5303-9467	—	12	12	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
	93 2105802 清水	清水 3-22-11	03-6454-7011	—	8	10	12	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
区立	9W	94 1101825 下井草 ※ 3	下井草 3-13-9	03-3394-4323	6	14	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)
		95 1101815 阿佐谷北 (障 5) ※ 3	下井草 1-25-9	03-3396-0051	6	15	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)
	8M	96 1101824 今川 (障 7) ※ 3	今川 3-3-18	03-3394-2831	6	14	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)
		97 1101794 四宮 ※ 4	上井草 2-28-3	03-3390-5288	—	13	14	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)
1歳	98 1101812 井草 (障 4)	井草 2-15-15	03-3395-8257	—	14	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30 (13)	

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
家庭的	9M	99 2504695 こどもの広場ソレイユ ※ 5	井草 2-2-9 シティドルチェ井荻101	03-5303-9353	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有
		100 2504704 なないろ ※ 5	下井草 2-39-8 プチフルール102	090-1105-2890	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有
	6M	101 2504700 おうち保育 0・1・2 ※ 5	今川 4-13-17	03-6762-9050	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。
 区立保育園延長保育時間の () 内の数字は月ごめ延長保育定員数です。
 ※ 1：71 と 72、73 と 74 に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番 11 は適用されません。
 ※ 2：スマイスセレソン井草は令和 8 年 4 月に運営事業者が変更になる予定です。
 ※ 3：こども誰でも通園制度の実施に伴い、0 歳児の定員数を減員します。
 ※ 4：区立四宮保育園は、周辺施設を含めて建て替え等を検討しています。(検討期間：令和 8 年度まで)
 ※ 5：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。
 開所時間を超えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本荻窪
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

④ 荻窪・本天沼・天沼・南荻窪



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立	※1	102 2104806	荻窪コスモ(本園) (9週目以上)	荻窪 5-6-5 ガーデンア荻窪 1階	03-3220-3535	6	12	12	—	—	開)7:15~18:15 延)18:15~19:30(平日のみ)
		103 2104807	おぎぶんコスモ(分園) (3歳以上)	天沼 3-11-1 シンフォ ニーフラット 1階	03-5347-1866	—	—	—	14	28	開)7:15~18:15 延)18:15~19:30(平日のみ)
	9W	104 2105239	荻窪北	荻窪 5-17-8	03-3391-5171	11	13	16	18	40	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		105 2101861	パピーナ本天沼	本天沼 3-35-4	03-6913-8911	6	10	12	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		106 2101865	まなびの森保育園荻窪	荻窪 4-11-23	03-3398-7400	6	16	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(平日のみ)
		107 2101875	にじいろ保育園南荻窪	南荻窪 2-33-5	03-5344-9450	9	12	14	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		108 2101877	荻窪りとるばんぶきんず	荻窪 3-7-29	03-5347-2088	6	12	16	18	38	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		109 2101880	ゆめの樹保育園 おぎくぼ	荻窪 1-3-16	03-6915-1457	6	12	12	16	34	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		110 2101886	ういず本天沼	本天沼 2-42-24	03-6454-7144	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		111 2101896	テングーラビング保育園天沼	本天沼 3-13-21	03-6913-7677	10	14	16	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		112 2101900	AIAI NURSERY 荻窪	荻窪 5-15-21 トライアード 2階	03-6915-1161	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		113 2104782	荻窪すきっぴ	荻窪 2-28-14	03-5335-9731	6	10	11	11	22	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15
		114 2104785	パピーナ荻窪北口	天沼 3-6-27 エクレール飯田	03-3391-0220	3	10	12	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		8M	115 2105242	荻窪	南荻窪 2-25-17	03-3333-6988	6	11	12	12	24
1歳	116 2101872	ひのまるキッズガーデン ナーサリー	荻窪 5-17-15	03-3391-1747	—	10	10	20	40	開)8:00~19:00 延)無	
	117 2101925	パピーナ荻窪天沼 ※2	令和8年3月末まで 天沼 3-15-20 令和8年4月から 天沼 2-42	03-3398-1155	6	18	20	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	118 2105234	にじいろ保育園荻窪一丁目	荻窪 1-57-3	03-6915-1394	—	10	12	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	
	119 2105235	パピーナ南荻窪	南荻窪 4-42-4	03-5941-7791	—	10	10	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	120 2105237	さくらさくみらい 荻窪	荻窪 3-28-5	03-6279-9339	—	9	9	10	20	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
	121 2105554	まなびの森保育園本天沼	本天沼 2-31-11	03-6913-6831	—	12	12	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	
122 2105559	天沼	天沼 2-30-4	03-3398-2207	—	18	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30		
区立	9W	123 1101826	荻窪東 ※3	荻窪 4-23-20	03-3220-1621	6	10	12	14	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
	8M	124 1101803	本天沼 ※3	本天沼 3-34-35	03-3395-3802	—	13	16	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
	1歳	125 1101807	荻窪南(障5)	荻窪 1-1-6	03-3398-9168	—	14	15	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 アレルギー対応	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
家庭的	9M	126 2504699	あおぞら ※4	天沼 3-2-3 光ビル 1 階	03-6276-9383	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有
	6M	127 2504706	しまキッズナーサリー ※4	荻窪 3-35-5 ハウス MM101 号	03-5364-9773	1	2	2	—	—	開)8:30~17:30 ア)有

区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の()内の数字は月ぎめ延長保育定員数です。

※1: 102 と 103 に関しては同園扱いとなるため、調整指数項番 11 は適用されません。

※2: パピーナ荻窪天沼保育園は、令和 8 年 4 月に天沼 2-42 に整備予定の園舎に移転します。

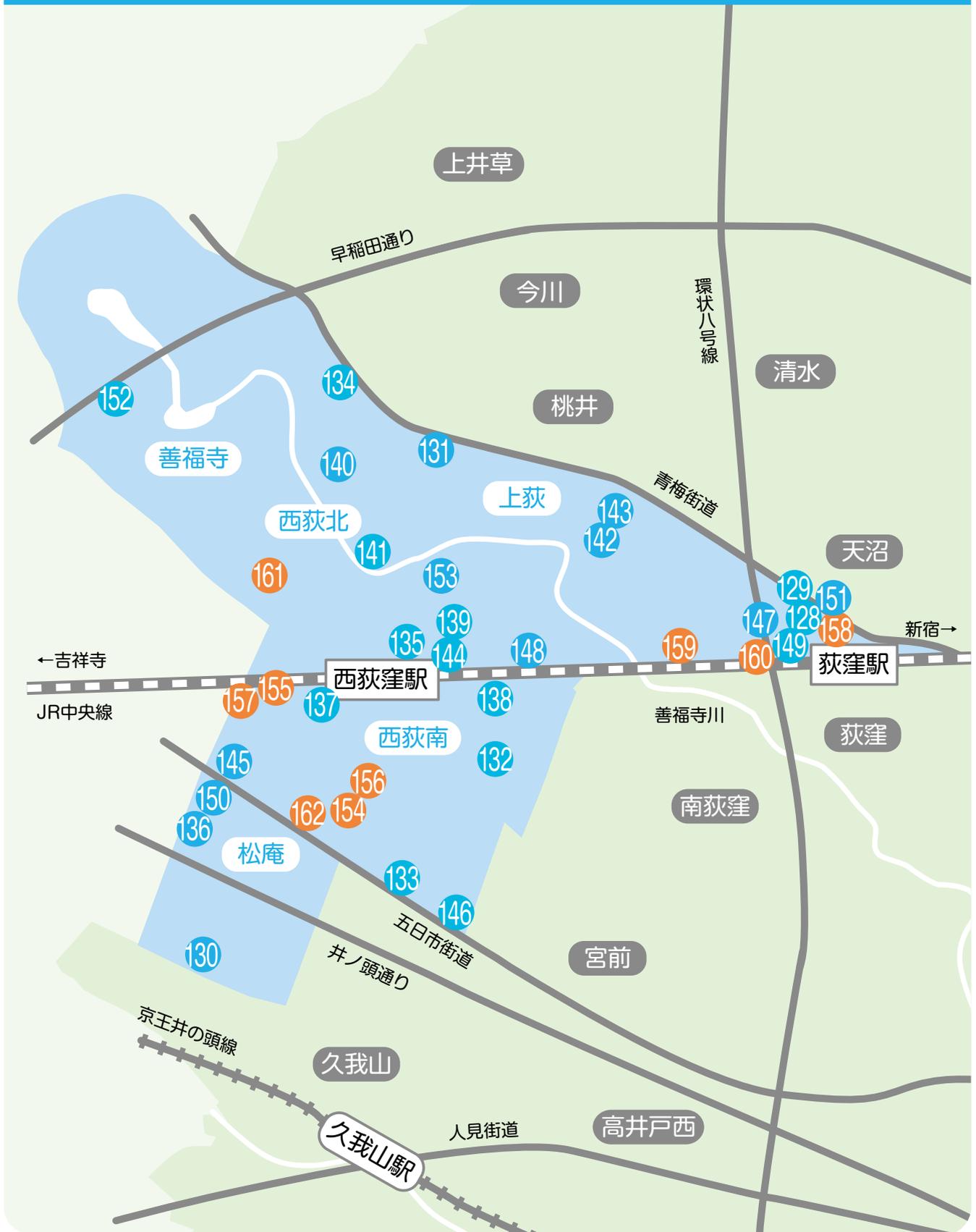
※3: こども誰でも通園制度の実施に伴い、0 歳児の定員数を減員します。

※4: 保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。

開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本天沼
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

⑤ 上荻・松庵・善福寺・西荻北・西荻南



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立 ※1	128	2101873	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪(本園)(9週目以上)	上荻 1-21-20 常磐レ ジデンシア荻窪 1階	03-5335-9613	12	—	—	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(1歳クラス以上)
	129	2106052	ミアヘルサ保育園 ゆらりん荻窪分園(1歳以上)	上荻 1-22-16 アジール コート荻窪 1階	03-5335-9613	—	15	15	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30※2

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員(名)					開所時間 延長保育時間
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
私立	9W	130 2101847 保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり ※3	松庵 1-9-33	03-3332-5345	9	10	11	—	—	開)7:30~18:30 延)無
		131 2101853 ピノキオ幼児舎桃井	上荻 4-29-15 さくら上荻ビル 2F	03-5303-2761	6	10	12	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		132 2101854 小学館アカデミーにしおぎ南	西荻南 4-14-4	03-5336-6141	6	10	16	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		133 2101870 アスク西荻南	西荻南 1-6-3	03-5336-9077	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		134 2101885 コンビプラザ善福寺	善福寺 1-16-19	03-6913-5081	6	10	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		135 2101906 パピーナ西荻北	西荻北 2-4-8	03-3395-1313	6	15	15	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		136 2101912 グローバルキッズ松庵園	松庵 2-23-6	03-5344-9733	3	12	13	14	28	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
		137 2104784 小学館アカデミーにしおぎ駅前	松庵 3-35-15	03-5336-7861	9	10	10	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		138 2104789 西荻窪きらきら	西荻南 4-30-9	03-5336-0231	6	9	10	12	30	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		139 2104791 キッズフォレスト西荻窪	西荻北 2-15-12	03-6913-5907	6	7	7	10	20	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15
		140 2104808 井荻	善福寺 1-5-17	03-3399-7267	12	15	15	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
	141 2105553 AIAI NURSERY 西荻北	西荻北 5-3-4	03-6915-0388	6	10	12	14	28	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30	
	4M	142 2101837 頌栄	上荻 3-15-12	03-3399-8585	9	11	11	12	24	開)7:30~18:30 延)無
	8M	143 2105228 樹	上荻 3-22-13	03-6913-5210	3	10	10	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
1歳	144 2101888 ぴっころきっず西荻窪北口園	西荻北 2-5-3 杏順ビル 1階	03-6454-7780	—	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	
	145 2104798 AIAI NURSERY 西荻窪	松庵 3-15-3	03-5941-5802	—	17	17	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	146 2104801 杉並西荻窪雲母	西荻南 1-1-27	03-5336-3201	—	10	11	13	26	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
	147 2105230 アイグラン保育園上荻	上荻 1-22-9	03-5335-7408	—	12	12	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	148 2105231 ベネッセ 西荻窪	西荻北 1-5-7	03-5311-1680	—	14	14	14	28	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
	149 2105552 ピノキオ幼児舎荻窪	上荻 1-14-12	03-5335-9512	—	7	7	8	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
区立	9W	150 1101816 松庵 ※4	松庵 2-23-34	03-3332-1751	6	16	20	21	42	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
	8M	151 1101811 上荻(障3) ※4 ※5	上荻 1-20-13	03-3392-6742	—	16	18	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		152 1101818 善福寺(障3) ※4	善福寺 2-26-18	03-3394-8961	6	15	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
	1歳	153 1101808 西荻北(障3) ※6	西荻北 2-27-18	03-3396-8427	—	14	18	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
小規模A	9W	154 2404693 マグハウス西荻	西荻南 2-8-16 メゾン・ド・エテルナ 1階	03-5941-3150	5	6	6	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00
	5M	155 2404682 マグハウス西荻第2	松庵 3-41-1	03-5344-9130	4	7	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00
	6M	156 2404671 杉並保育園ソラグミ	西荻南 2-18-20 若見ハイツ 101	03-5941-9370	3	3	3	—	—	開)7:30~18:30 延)無
		157 2404683 きらら保育園杉並松庵	松庵 3-18-17 オールメゾン西荻窪 1階	03-5941-6972	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		158 2404686 ピヨピヨおうちえん荻窪駅前	上荻 1-18-3	03-6383-5928	5	7	7	—	—	開)7:30~18:30 延)無
		159 2406181 ピヨピヨおうちえん ※7	上荻 2-7-9 イタル上荻 1階	03-6913-5617	2	5	5	—	—	開)7:30~18:30 延)無
	7M	160 2404676 アロハエンジェルナーサリー荻窪駅前園	上荻 1-20-6 スターフィールド上荻2階	03-6915-1191	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)無
		161 2404679 ほっぺるランド西荻窪	西荻北 4-8-2 ベルハイム西荻窪Ⅲ 104号室	03-5382-8777	6	6	7	—	—	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00
事業所A	9W	162 2704715 あすもべビーホーム松庵 ※8	松庵 3-1-3	03-5930-0415	2	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)無

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。区立保育園延長保育時間の()内の数字は月ごめ延長保育定員数です。
 ※1：128と129に関しては同園扱いとなるため、調整指数番11は適用されません。
 ※2：延長保育時間帯は、ミアヘルサ保育園ゆりん荻窪へ移動しての保育になります。
 ※3：保育センターこどもの木かげ野のはな空のとり保育園は、玉成幼稚園が連携施設として設定されています。
 ※4：こども誰でも通園制度の実施に伴い、0歳児の定員数を減員します。
 ※5：区立上荻保育園は、建て替えまたは旧若杉小学校跡地(天沼3-15)への移転を検討しています(検討期間：令和7年度)。建替工事等のため最も早く令和12年度に旧若杉小学校跡地へ一時移転または移転する可能性があります。
 ※6：区立西荻北保育園は、建替工事のため最も早く令和11年度に仮園舎(西荻北1-9)へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
 ※7：ピヨピヨおうちえんは、グローバルキッズ荻窪が連携施設として設定されています。ただし、連携枠に限りがあるため、希望者が複数いた場合、希望者間での利用調整となります。
 ※8：あすもべビーホーム松庵は、区内の事業所が従業員の保育枠とは別に、地域の保育枠を設けています。上記は、地域枠の定員数であり、全体的な定員数は15名となります。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本天沼
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸・高井戸西・高井戸東・宮前



No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立 9W	163	2105238	下高井戸	下高井戸 3-31-11	03-3303-1221	8	16	20	24	48	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
	164	2101839	上水	高井戸東 2-3-4	03-3333-8626	22	36	48	50	104	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15 (平日のみ)
	165	2101855	杉並大宙みたけ	上高井戸 2-12-30	03-3334-6711	9	15	18	20	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	166	2101863	Picoナーサリ久我山 ※1	久我山 3-37-24	03-5941-3020	3	10	18	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	167	2101878	Picoナーサリ久我山駅前 ※1	久我山 4-2-15	03-3332-7776	9	15	18	—	—	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	168	2101879	アイグラン保育園久我山	久我山 5-28-13	03-5941-8784	12	15	15	18	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30
	169	2101887	アウル宮前	宮前 2-11-11	03-5941-5112	9	20	30	30	60	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
私立	9W	170 2101891	宮前おおぞら	宮前 2-24-22	03-5336-1234	10	20	20	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		171 2101892	ポピンズナーサリー スクール久我山	久我山 5-12-23	03-5941-5174	9	15	15	20	50	開)7:30~18:30 延)18:30~20:00
		172 2101894	まなびの森保育園高井戸	高井戸西 1-9-4	03-3334-8686	12	20	22	22	44	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30(平日のみ)
		173 2101902	杉並たかいどいちご	高井戸東 4-5-7	03-3334-1555	9	15	18	20	40	開)7:15~18:15 延)18:15~20:15
		174 2101923	レイモンド下高井戸	下高井戸 3-23-10	03-6379-8742	3	13	13	17	34	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		175 2104774	アスク上高井戸保育園 ~都会のふるさと~	上高井戸 1-7-6	03-5316-2281	6	10	11	11	22	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00
		176 2104776	下高井戸ここわ	下高井戸 2-6-19	03-6379-2041	6	10	11	11	22	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)
		177 2104793	Pico ナーサリ 玉川上水公園	久我山 1-6-12	03-3333-1808	3	8	8	9	18	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		178 2104924	パピーナ久我山	久我山 3-1-24	03-5941-9022	5	10	10	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		179 2106180	高井戸	高井戸西 1-31-3	03-3332-0124	11	14	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30
1歳	180 2104911	ヴィラまなびの森保育園高井戸	高井戸西 2-7-32	03-5941-5130	-	12	12	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	
	181 2104918	まことたかいど	高井戸西 1-26-1	03-5941-5152	-	10	10	10	20	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	182 2105864	Pico ナーサリ久我山ガーデン	久我山 1-4-15	03-3333-1777	-	10	16	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
区立	9W	183 1101804	宮前 ※2	宮前 2-24-38	03-3333-1935	6	16	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		184 1101806	久我山東(障7) ※2	久我山 5-17-17	03-3333-7450	6	15	16	16	32	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		185 1101809	高井戸東(障3) ※2 ※3	高井戸東 3-14-9	03-3304-9572	-	16	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		186 1101819	久我山 ※2	久我山 5-8-8	03-3331-5141	3	15	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)

※区立子供園はP62、私立幼稚園はP60参照



- (障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。
 区立保育園延長保育時間の()内の数字は月ごめ延長保育定員数です。
 ※1：Picoナーサリ久我山及びPicoナーサリ久我山駅前、久我山幼稚園が連携施設として設定されています。
 ※2：こども誰でも通園制度の実施に伴い、0歳児の定員数を減員します。
 ※3：区立高井戸東保育園は、建替工事のため令和10年度に仮園舎(浜田山4-15)へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
 ※4：区立大宮前保育園は、建替工事のため令和13年度に仮園舎(宮前2-24)へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
 ※5：ソーナやなぎくぼは、ゆめの樹保育園おぎくぼとゆめの樹保育園なりたにしが連携施設として設定されています。

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
区立	1歳	187 1101791	大宮前 ※4	宮前 5-19-8	03-3333-7609	-	13	14	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
小規模A	9W	188 1404707	(区立)小規模保育事業所宮前北	宮前 3-9-3 シャトー51階	03-3334-7971	6	6	6	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00
		189 2404674	ソーナやなぎくぼ ※5	高井戸東 4-10-30 サンハイム高井戸101	03-5941-3988	6	6	6	-	-	開)7:00~18:00 延)18:00~19:00
		190 2404677	スクルドエンジェル保育園 下高井戸園	下高井戸 3-3-6 ヒデ.スタープラザ1階	03-6379-9790	3	8	8	-	-	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
		6M	191 2404690	ハーモニー・キッズ	高井戸東 2-29-13	03-5941-5960	3	8	8	-	-

⑦ 和泉・永福・大宮・浜田山・方南



区立子供園は P62、私立幼稚園は P60 参照

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員 (名)					開所時間 延長保育時間			
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳				
私立	7W	192	2101845	杉並の家	浜田山 4-31-5	03-3312-3737	12	13	14	14	28	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00(満1歳以上)	
		193	2101835	方南隣保館	方南 1-4-7	03-3321-4815	12	20	23	25	50	開) 7:15~18:15 延) 18:15~19:15	
		194	2101849	むさしの保育園方南分園	方南 1-51-2	03-3327-7552	8	10	11	—	—	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00(満1歳以上)	
		195	2101874	杉並の家ちゅうりっぷ	浜田山 2-23-13	03-6379-7861	6	12	12	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00	
		196	2101884	ラ・プリマブランカえいふく	永福 2-17-12	03-6304-3245	6	10	12	13	28	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	
		197	2101899	和泉ここわ	和泉 2-17-5 オイスカビル1階	03-6265-7228	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30(平日のみ)	
		198	2101901	ポピズナーサリースクール方南町	方南 2-14-1 シティテラス杉並方南町1・2階	03-5913-8077	9	15	17	19	40	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:00	
		199	2101903	Pico ナーサリ和田堀公園	大宮 1-20-22	03-5913-9888	12	18	21	23	46	開) 7:30~18:30 延) 18:30~19:30	
		9W	200	2101907	ういず杉並和泉	和泉 2-42-12	03-6379-0620	6	13	15	15	30	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
			201	2101910	杉並の家ことり	浜田山 4-9-15	03-6383-2161	4	11	11	11	22	開) 7:00~18:00 延) 18:00~20:00
			202	2101915	キッズガーデン杉並和泉	和泉 3-15-4	03-6304-7861	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30
			203	2101918	永福ここわ	和泉 2-23-4	03-6379-3061	6	10	11	11	22	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30(平日のみ)
			204	2101922	よつぎ永福	永福 1-7-6	03-6304-3195	3	10	12	16	32	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
			205	2101928	にじいろ保育園浜田山	浜田山 3-17-8 グリナーージュ浜田山1・2階	03-6304-9231	6	12	12	14	28	開) 7:30~18:30 延) 18:31~20:30
			206	2101929	グローバルキッズ浜田山園	浜田山 3-22-13	03-6379-6881	3	12	13	13	26	開) 7:30~18:30 延) 18:30~20:30
			207	2104775	キッズガーデン浜田山	浜田山 2-7-14	03-6379-7052	6	9	9	12	24	開) 7:30~18:30 延) 18:31~19:30

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 延長保育時間		
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
私立	9W	208 2104779	ふたばクラブ浜田山駅前	浜田山 3-24-4	03-5357-8328	5	7	7	7	14	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	
		209 2104787	京王キッズプラッツ永福町	永福 2-60-31 京王リ ナード永福町 3階	03-5376-1555	4	12	13	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~20:30	
		210 2104790	ふたばクラブ浜田山柏の宮	浜田山 2-8-11	03-6304-6528	2	7	7	8	16	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	
		211 2104797	Gakkenほいくえん浜田山	浜田山 3-18-8 ケイワンビル 1階	03-5305-6133	6	6	6	6	12	開)7:00~18:00 延)18:01~20:00	
		212 2104800	ピノキオ幼児舎浜田山	浜田山 3-27-2 YOU I COURT 1階	03-6383-2446	3	10	10	12	24	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
		213 2104912	まなびの森保育園永福町	和泉 4-13-2	03-6304-3553	6	12	13	13	26	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00(平日のみ)	
		214 2104917	さくらさくみらい 西永福	大宮 2-10-25	03-5913-9439	6	11	11	12	24	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
		215 2105555	大宮	大宮 2-16-16	03-5913-8261	9	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
		216 2105865	ベネッセ永福北	永福 3-51-17	03-3325-6761	9	15	17	17	34	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30	
	1歳	217 2101866	ベネッセ杉並和泉	和泉 2-32-6	03-5355-6700	—	10	13	13	28	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
		218 2101871	ミアヘルサ保育園ひびき永福町	永福 2-54-8 プレミ ール永福 1・2階	03-6379-2815	—	10	12	16	32	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
		219 2104794	杉並の家けやき	浜田山 1-33-1	03-3329-3737	—	18	18	24	48	開)7:00~18:00 延)18:00~20:00	
		220 2104796	第二永福ここわ	和泉 2-23-3	03-6304-7841	—	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	
		221 2104802	かえで保育園杉並いずみ	和泉 4-42-23	03-5305-3070	—	10	12	12	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	
		222 2105232	ちゃいれっく和泉	和泉 4-44-6	03-5929-7390	—	10	11	13	26	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(平日のみ)	
	区立	9W	223 1101822	浜田山（障4） ※1	浜田山 4-18-31	03-3315-7811	6	15	17	18	36	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		8M	224 1101817	永福南（障3） ※1	永福 2-6-12	03-3323-4151	6	17	19	20	40	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
		1歳	225 1101797	和泉	和泉 4-16-22	03-3323-7249	—	12	13	15	30	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30(13)
	小規模A	9W	226 2404667	おうち保育園 えいふく町	大宮 2-1-4 1階	03-5913-9223	4	4	4	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
			227 2404678	スクルドエンジェル保育園 方南町園	方南 2-12-16 トウトハウス 1・2階	03-5929-7440	4	7	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
			228 2404687	ぴっぴのもり	永福 4-18-5 フェリーチェ杉並 2階	03-6315-6908	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:00(平日のみ)
			229 2404689	小規模保育園ピーカーぶっ	和泉 4-42-5 方南会館 2階	03-3311-4141	3	8	8	—	—	開)7:30~18:30 延)18:30~19:30
230 2404666			ふたばクラブ西永福	永福 4-19-17 1階	03-5913-8728	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	
231 2404675			ふたばクラブ浜田山井の頭通り	浜田山 4-10-5 稲葉ビル 2階	03-6383-2287	6	6	7	—	—	開)7:30~18:30 延)18:31~19:30(平日のみ)	

No.	園コード	保育所名	所在地	電話	定員（名）					開所時間 アレルギー対応	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳		
家庭的	7W	232 2504703	ひまわり園 ※2	和泉 3-13-15 プラザ永福町	03-6379-5239	1	2	2	—	—	開)8:00~18:00 ア)有
	6M	233 2504696	保育ルーム方南 ※2	方南 1-46-2	03-5932-1051	1	2	2	—	—	開)8:00~18:00 ア)有

(障○)は障害児指定園であり、横の数字は障害児の定員数です。

区立保育園延長保育時間の()内の数字は月ごめ延長保育定員数です。

※1：こども誰でも通園制度の実施に伴い、0歳児の定員数を減員します。

※2：保育時間は各施設により、異なります。保育日は原則、月曜日から金曜日までです。開所時間を越えた延長保育は、原則行っておりません。
 アレルギー対応「有」としていても、一部品目については、対応できない場合があります。また、「無」としていても、弁当持参等の
 家庭対応により、入所可能な場合があります。アレルギー対応状況の詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

① 梅里・高円寺北
高円寺南・堀ノ内・和田
② 阿佐谷北・阿佐谷南
成田西・成田東・松ノ木
③ 井草・今川・上井草
清水・下井草・桃井
④ 荻窪・本荻窪
天沼・南荻窪
⑤ 上荻・松庵・善福寺
西荻北・西荻南
⑥ 上高井戸・久我山・下高井戸
高井戸西・高井戸東・宮前
⑦ 和泉・永福・大宮
浜田山・方南

9 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業は、ご自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する単年度事業です。詳細は、[区ホームページ](#)をご確認ください。ご自宅に派遣される保育者は、年齢、性別等のご指定はできません。

園コード	名称	運営法人・電話番号	対象年齢・利用期間	申込窓口	利用条件等
—	アニー	認定NPO法人 フローレンス 03-6811-0907	1歳～5歳 8時～18時のうち最大8時間（土・日・祝日を除く）	事業者	障害、疾病の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる児童に対する事業。

以下の事業は、希望順位に関わらず、認可施設（当事業を除く。以下この項目について同じ。）の利用調整後に選考を行います。そのため、希望順位の最後にご記載ください。事業の性質上、単願で申込みされた場合は利用調整を行いませんのでご注意ください。4月入所の利用申込みは二次からとなります。入所が決まった場合は、入所翌月の転園申請を必ず行っていただきます。

園コード	名称	運営法人・電話番号	対象年齢・利用期間	申込窓口	利用条件等
2602013	マミー東京	株式会社ニューマン 0422-38-6314	9週目～5歳 8時～19時（日・祝日を除く）	保育課 認定・ 入園係	待機児童対策として認可施設へ入所を希望したものの、入所できなかった児童を対象に、認可施設に入所するまでの間利用できる事業。
2602014	ル・アンジェ 保育訪問サービス	ル・アンジェ株式会社 03-3477-1287	6週目～3歳 7時30分～20時30分（日・祝日を除く）		

※保育者の交通費として日額1,000円×利用日数の実費負担（上限20,000円）があります。

10 今後の保育施設の整備予定について

●区立保育園等の移転予定

既存の区立保育園・子供園は、「区立施設マネジメント計画」等に基づき、老朽化に伴う移転改築等を進めています。発行時点の予定は下表のとおりです。追加や変更等がある場合は、随時、区ホームページや窓口等にて最新情報をご案内していきます。

施設名	移転時期等（予定）
堀ノ内東保育園	令和8年4月に、梅里1-1に整備予定の園舎に移転し、私立保育園へ転換する予定です。
高井戸東保育園	高井戸東保育園は、建替工事のため令和10年度に仮園舎（浜田山4-15）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
高井戸西子供園	高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。
西荻北保育園	西荻北保育園は、建替工事のため最も早く令和11年度に仮園舎（西荻北1-9）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
大宮前保育園	大宮前保育園は、建替工事のため令和13年度に仮園舎（宮前2-24）へ一時移転する予定です。一時移転している間に現在の用地で改築し、新園舎での運営を開始します。
和田保育園	和田保育園は、建て替えを検討しています（検討期間：令和7年度）。建替工事のため最も早く令和12年度に仮園舎（場所未定）へ一時移転する可能性があります。
四宮保育園	四宮保育園は、周辺施設を含めて建て替え等を検討しています（検討期間：令和8年度まで）。
上荻保育園	上荻保育園は、建て替えまたは旧若杉小学校跡地（天沼3-15）への移転を検討しています（検討期間：令和7年度）。建替工事等のため最も早く令和12年度に旧若杉小学校跡地へ一時移転または移転する可能性があります。

●区施設運営パートナーズ制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換について

区施設運営パートナーズ制度を導入している区立保育園については、以下のとおり私立保育園に転換する予定です。

施設名	民営化の時期（予定）	園舎等	運営事業者
堀ノ内東保育園	令和8年4月	梅里1-1に移転し、私立保育園に転換。	株式会社プロケア

11 杉並区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）

認可保育所等の利用ができない保護者や夜間保育を必要とする保護者の負担軽減を図るため、利用料の減額・助成を受けながらベビーシッターを定期利用できる事業です。

対象者 ①認可保育所等の利用調整の結果、利用が不可となった児童の保護者の方
②夜間保育を利用する保護者の方

補助内容 ①ベビーシッターを1時間150円で利用できます。

【利用上限】・保育標準時間認定の方及び夜間保育の保護者の方…1日11時間 月220時間
・保育短時間認定の方…1日8時間 月160時間

②事業者を支払った利用料を償還払いにより助成します。【助成上限…月額33,000円】

③事業者を支払ったベビーシッターの交通費を償還払いにより助成します。【助成上限…月額20,000円】

申込方法・助成要件の詳細につきましては、区のホームページをご参照ください。



【注】「杉並区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」とは異なる事業です。

12 こども誰でも通園制度の実施について

「こども誰でも通園制度」は、満3歳未満の未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる制度として、令和8年4月から全国の自治体において本格実施されます。

令和8年度における対象児童、利用時間等の詳細は未定です。決まり次第、区ホームページでお知らせします。

（参考）令和7年度における対象児童、利用時間、利用料金

対象児童	杉並区在住で認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない、利用日現在0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の2日前まで）のお子さん ※認可外保育施設を利用している、利用日現在0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の2日前まで）のおさんは対象	
利用時間	月10時間	
利用料金	区立保育所	月額2,750円
	私立保育所	1時間あたり275～300円
※区の助成制度により無償化の対象となります。		



13 認可保育所等保育料について【全世帯無償化】

令和元年10月から国・都の制度を基に段階的に認可保育所等の保育料の無償化を進めてきました。

令和7年9月に、0～2歳児（課税世帯）第1子の保育料を無償化したことにより、認可保育所等を利用する全ての世帯の保育料が、年齢や所得階層等に関わらず無料となりました。

対象区分ごとの無償化の根拠となる国・都の制度名及び無償化開始時期については、下表のとおりです。

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

対象区分			制度名	無償化開始時期
3～5歳児			国制度「幼児教育・保育の無償化」	令和元年10月から
0～2歳児 (非課税世帯)				
0～2歳児 (課税世帯)	第3子以降	第1子 就学前	都制度「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」	令和5年10月から
		第1子 就学後		
	第2子以降		都制度「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」	
	第1子		都制度「保育所等利用世帯負担軽減事業」	

○入所と同時に保育料は無料となるため、特段の手続きは不要です。

○杉並区では、給食費（主食費・副食費）も無料としています。

○延長保育料、その他実費負担額（おむつ代・写真代など）については無償化の対象外です。

区立保育所の延長保育料

区立保育所の月ぎめ延長保育の保育料につきましては、世帯の所得階層に応じた保育料が発生します。金額は下表にてご確認ください。

階層	税額区分		0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
A	生活保護世帯		0	0	0	
B	区民税非課税世帯		500	500	500	
C	区民税均等割のみ課税世帯		600	600	600	
D1	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額	5,000円未満	600	600	600
D2		5,000円以上 8,200円未満	600	600	600	
D3		8,200円以上 11,100円未満	900	900	900	
D4		11,100円以上 20,000円未満	900	900	900	
D5		20,000円以上 33,300円未満	1,100	1,000	1,000	
D6		33,300円以上 48,600円未満	1,800	1,600	1,100	
D7		48,600円以上 57,700円未満	1,800	1,700	1,200	
D8		57,700円以上 77,100円未満	2,200	2,100	1,300	
D9		77,100円以上 97,000円未満	2,500	2,300	1,500	
D10		97,000円以上 128,500円未満	2,800	2,500	1,700	
D11		128,500円以上 169,000円未満	3,000	2,800	1,800	
D12		169,000円以上 183,500円未満	3,300	3,000	2,000	
D13		183,500円以上 211,200円未満	3,500	3,200	2,100	
所得階層	税額区分		0歳児	1・2歳児	3歳以上児	
D14	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額	211,200円以上 233,700円未満	3,700	3,400	2,200
D15		233,700円以上 256,300円未満	3,900	3,500	2,300	
D16		256,300円以上 283,700円未満	4,100	3,700	2,400	
D17		283,700円以上 301,000円未満	4,200	3,900	2,500	
D18		301,000円以上 338,500円未満	4,400	4,000	2,500	
D19		338,500円以上 366,000円未満	4,600	4,200	2,500	
D20		366,000円以上 397,000円未満	4,800	4,400	2,600	
D21		397,000円以上 435,400円未満	5,200	4,700	2,600	
D22		435,400円以上 481,300円未満	5,800	5,300	2,700	
D23		481,300円以上 540,800円未満	6,400	5,900	2,800	
D24		540,800円以上 616,100円未満	6,900	6,300	2,800	
D25		616,100円以上 715,000円未満	7,300	6,700	2,900	
D26		715,000円以上 850,900円未満	7,700	7,100	3,000	
D27		850,900円以上 1,150,000円未満	8,200	7,500	3,100	
D28		1,150,000円以上 1,300,000円未満	8,900	8,200	3,400	
D29		1,300,000円以上	9,200	8,900	3,700	

○区立保育所のスポット利用の延長保育料は、1回500円です。利用方法は各園にお問い合わせください。

○私立保育所の延長保育料については、各園にお問い合わせください。

(参考) 認可保育所等保育料表

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

所得階層	税額区分		保育料(月額)					
			0歳児		1・2歳児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯		2,200	2,100	2,000	1,900	0	0
D1	区民税所得割課税世帯	区民税所得割額 5,000円未満	2,800	2,700	2,600	2,500	0	0
D2		5,000円以上 8,200円未満	3,700	3,600	3,400	3,300	0	0
D3		8,200円以上 11,100円未満	8,000	7,800	7,300	7,100	0	0
D4		11,100円以上 20,000円未満	9,900	9,700	9,100	8,900	0	0
D5		20,000円以上 33,300円未満	11,200	11,000	10,300	10,100	0	0
D6		33,300円以上 48,600円未満	18,400	18,000	16,900	16,600	0	0
D7		48,600円以上 57,700円未満	18,800	18,400	17,200	16,900	0	0
D8		57,700円以上 77,100円未満	22,920	22,500	21,000	20,600	0	0
D9		77,100円以上 97,000円未満	25,800	25,300	23,600	23,100	0	0
D10		97,000円以上 128,500円未満	28,300	27,800	25,900	25,400	0	0
D11		128,500円以上 169,000円未満	30,600	30,000	28,000	27,500	0	0
D12		169,000円以上 183,500円未満	33,000	32,400	30,200	29,600	0	0
D13		183,500円以上 211,200円未満	35,000	34,400	32,100	31,500	0	0
D14		211,200円以上 233,700円未満	37,200	36,500	34,100	33,500	0	0
D15		233,700円以上 256,300円未満	39,000	38,300	35,700	35,000	0	0
D16		256,300円以上 283,700円未満	41,000	40,300	37,600	36,900	0	0
D17		283,700円以上 301,000円未満	42,800	42,000	39,200	38,500	0	0
D18		301,000円以上 338,500円未満	44,600	43,800	40,900	40,200	0	0
D19		338,500円以上 366,000円未満	46,200	45,400	42,300	41,500	0	0
D20		366,000円以上 397,000円未満	48,000	47,100	44,000	43,200	0	0
D21	397,000円以上 435,400円未満	52,000	51,100	47,700	46,800	0	0	
D22	435,400円以上 481,300円未満	58,600	57,600	53,700	52,700	0	0	
D23	481,300円以上 540,800円未満	64,400	63,300	59,000	57,900	0	0	
D24	540,800円以上 616,100円未満	69,000	67,800	63,200	62,100	0	0	
D25	616,100円以上 715,000円未満	73,200	71,900	67,100	65,900	0	0	
D26	715,000円以上 850,900円未満	77,500	76,100	71,000	69,700	0	0	
D27	850,900円以上 1,150,000円未満	82,200	80,800	75,300	74,000	0	0	
D28	1,150,000円以上 1,300,000円未満	89,000	87,400	82,200	80,800	0	0	
D29	1,300,000円以上	92,400	90,800	89,000	87,400	0	0	

○0～2歳児の保育料は、保育料表により決定後、区の条例・規則により無料としています。無償化前の所得階層に応じた保育料については、保育料表によりご確認ください。

○3歳以上児の保育料は、国の法律に基づき保育料表にて無料としています。

14 家庭福祉員・家庭福祉員グループ・グループ保育室

利用者と保育施設の直接契約になります。保育内容・保育時間・児童の体質などについて十分話し合ったうえで契約してください。なお、利用にあたっては「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。(P17・18参照)

●家庭福祉員(保育ママ)・家庭福祉員グループ

一定の資格を持ち、区長の認定を受けた保育経験者が、家庭的な雰囲気を大切にしながら保育します。

(令和7年10月1日現在)

	氏名	定員	電話番号	住所	最寄駅
家庭福祉員 (保育ママ)	中田 美香 [青空みかん]	5名	03-6762-1122	成田東2-9-6	JR阿佐ヶ谷駅より関東バス 善福寺川緑地公園前下車(徒歩5分)
	石川 禎子 [さっちゃん家]	5名	03-5377-7451	高円寺南3-7-6	丸ノ内線 新高円寺駅(徒歩6分)
	木村 環※ [家庭的保育室] 「ブディバ」	5名	03-5942-1231	永福2-6-21	京王線 下高井戸駅(徒歩9分)、京王井の頭線 永福町駅(徒歩10分)
家庭福祉員 グループ	今井七津子 [アレーズ]	6名	03-3337-4337	高円寺北3-28-12 メゾンあづみ野101	JR高円寺駅(徒歩7分)

※給食の提供があります。

【対象児童】

- ①杉並区に住居登録のある方(杉並区外に転出すると、杉並区の家福祉員には預けられません)
- ②「保育の必要性の認定」を受けた方(P17・18参照)
- ③生後7週～2歳児で、健康であること
- ④児童をお預かりする家庭福祉員と3親等以内の親族関係にないこと

【保育内容】

保育日:月曜日から土曜日(祝日・年末年始・家庭福祉員の休暇(年次・夏期・慶弔)・家庭福祉員の研修日(年に数回あります)を除く)

保育時間:午前8時30分から午後5時まで

【保育料】

令和7年9月から家庭福祉員・家庭福祉員グループの保育料は第1子から無料になりました。

時間外料金及びその他雑費については有料となります。

時間外料金:1時間につき500円

【保護者が毎日用意するもの】 ミルク・食事・おむつ・着替えなどの月齢に応じたもの等

●グループ保育室

杉並区から事業委託を受けた、保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営しています。

保育料については、P59の保育料助成制度の対象となります。(別途申請が必要です。)

(令和7年10月1日現在)

保育室名(運営事業者)	所在地・電話	定員 7週目～2歳児	開所時間	保育料			
				8時間まで	～9時間まで	～10時間まで	～11時間まで
桃井グループ保育室 (保育室モモ)	桃井1-35-2 ☎03-3399-5188	21名	月～土曜日 開:7時30分～18時30分	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円

※保育料には、ミルク代・給食費・おやつ代を含みます。 ※契約した保育時間を超えた場合は、30分につき250円の延長保育料がかかります。

※保育料の見直し等により、保育料や保育料に対する補助金が改定されることがあります。

【対象児童】

- ①杉並区に住居登録のある方(杉並区外に転出すると、グループ保育室には預けられません)
- ②「保育の必要性の認定」を受けた方(P17・18参照)
- ③生後7週～2歳児

15 認証保育所

東京都が定める設置運営基準を満たした施設です。産休明けから保育します。利用にあたっては、施設と直接契約となります。利用料のほかに入園料が必要となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。なお、P59の保育料助成制度の対象となります。(別途申請が必要です。)

【A型】0歳(産休明け)～就学前の児童をお預かりします。

(令和7年10月1日現在)

施設名	運営事業者	所在地・電話	定員	保育料(参考)	開所時間
保育園 夢未来 井荻園	(株)我喜大笑	上井草1-23-15 シャルマン井荻1階 ☎03-6913-8691	33名	0歳児(生後43日～)を 週5日1日8時間月額65,000円	7時30分～20時30分

記載内容については、今後変更になる可能性があります。

16 認証保育所・認可外保育施設・一時預かり事業の保育料助成制度

認証保育所・認可外保育施設等の保育料については、国の「施設利用費」と都の「認可外保育施設利用支援補助金」の交付により、認可保育所等と同等の無償化を図っています。

また、一時預かり事業の保育料についても、国の「施設利用費」の助成対象となっています。

助成上限額・補助要件等一覧

※児童の年齢は、4月1日現在の満年齢

	施設・事業類型	対象区分		助成上限額			主な補助要件
				施設利用費	利用支援補助金	合計	
定期的な保育に対する補助	○認証保育所 ○認可外保育施設 ※1 ・杉並区グループ保育室 ・ベビーホテル ・事業所内保育施設 ・院内保育施設 ・居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) ・その他認可外保育施設	0～2歳児	課税世帯	—	月額 80,000円	月額 80,000円	①「保育の必要性の認定」を受けていること。 ②保育施設と定期利用契約を締結していること。
			非課税世帯	月額 42,000円	月額 38,000円	月額 80,000円	
		3～5歳児		月額 37,000円	月額 40,000円	月額 77,000円	
	○企業主導型保育事業	0～2歳児	課税世帯	—	月額 80,000円	月額 80,000円	
			非課税世帯	※2	月額 38,000円	月額 38,000円	
		3～5歳児		※2	月額 40,000円	月額 40,000円	
一時的な保育に対する補助 ※3	○一時保育 ・子育てサポートセンター ・ひととき保育 ・子ども・子育てプラザの一時預かり ・私立保育所の一時預かり ○子育て園児活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ○病児保育事業	0～2歳児	非課税世帯	月額 42,000円	—	月額 42,000円	①「保育の必要性の認定」を受けていること。 ②認可保育所等 ※4、区立子供園、幼稚園 ※5 を利用していないこと。
		3～5歳児		月額 37,000円	—	月額 37,000円	

※1 国の認可外保育施設の基準を満たす等の要件を備えた認可外保育施設が補助対象

※2 (公財) 児童育成協会から保育施設運営事業者に「標準的な利用料」に相当する給付金が交付されており、保育料があらかじめ減額されているため、保護者の方への給付はありません。

※3 認証保育所・認可外保育施設と一時保育を併用している場合、施設利用費の月額上限額(3～5歳児 月額 37,000円、0～2歳児非課税世帯 月額 42,000円)を超えて助成を受けることはできません。

※4 認可保育所、特定地域型保育事業、認定こども園、新制度幼稚園

※5 幼稚園の開所日数が一日8時間未満又は開所日数が年間200日未満の場合は補助対象(助成上限…月額11,300円)

申込方法・助成要件の詳細につきましては、区のホームページをご参照ください。

杉並区公式ホームページ



認証保育所等保育料補助金
・利用費給付について

ページID: 19941

17 私立幼稚園

幼稚園は学校教育のはじまりの場であり、遊びや豊かな体験を通して、健康的な心と体を育み、学ぶ楽しさを知る場でもあります。

現在、区内には私立幼稚園が32園あります。創立者の教育理念のもとに設立され、各園ともそれぞれの特色を活かした施設や園庭を備え、創意工夫溢れる幼児教育を行っています。全園で3年保育を行っています。満3歳保育(満3歳の誕生日を迎え、3歳児クラスへ入園するまでの幼児に対する保育)を実施している園があります。

また、保護者の就労や通院、リフレッシュ等に対応するため、教育時間の前後に預かり保育を実施している園も多くあります。

教育・保育時間、保育料※¹等は各園によって異なります。また、利用にあたっては園と直接契約となります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。

幼稚園に関するよくあるご質問 FAQ

Q 私立幼稚園にはどのような特色がありますか。

A 杉並区の私立幼稚園は長い歴史を持ち、長年にわたり地域に親しまれています。

また、各園では集団活動を通じた生活習慣の確立を基本に、独自の教育理念に基づく教育活動を行っています。例えば、学校生活での学習を意識した、文字、数、音楽及びスポーツ教育や、食育、自然教育など様々な教育を行っています。各園の教育内容や行事などは、園のホームページ等でご覧いただけます。

Q 幼稚園と保育園はどのような違いがありますか。

A 幼稚園は、幼児の「学びの場」を提供する、学校教育法に基づいた学校です。1日の中で昼食時間を挟んだ4～5時間程度の教育時間を設けている施設です。なお、多くの幼稚園では、教育時間の前後に預かり保育を実施しています。

保育園は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設として、乳幼児の「養護及び教育を一体的に行う場」として位置づけられています。家庭の状況により、1日8時間以上の保育時間を設けている施設です。

このような設置目的(制度)の違いから、幼稚園と保育園は対象年齢や保育(教育)内容、設置主体など様々な相違点があります。一方で、同じ就学前教育施設として、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期における幼児教育の場としての役割を担っています。

Q 幼稚園の預かり保育について教えてください。

A 現在、区内には両親がフルタイム勤務であるなど、年間を通して預かり保育が必要な方に対応している「TOKYO子育て応援幼稚園※²」が8園あります。

原則として、満3歳児以上の在園児で、教育時間と合わせて9時間以上の預かり保育を継続的に必要と認められる方が対象です(園で個別に利用条件等を定めている場合があります。)

また、独自の預かり保育(日数・保育時間)を実施している園(23園)もありますので、フルタイム勤務ではない方でも、ご家庭の条件に合う園があれば通うことができます。

いずれの場合も詳細については、各園へ直接お問い合わせください。

Q 区内の私立幼稚園の新年度入園児の募集時期はいつごろですか？

A 各園にて募集要項等の配布を10月15日、申込受付を11月1日に行う予定です。

詳細については各園に直接お問い合わせください。

定員に空きがある場合は、年度途中の入園を受け付けている園もあります。

※¹ 保育料は、幼児教育・保育無償化により上限内で無償となります。その他入園料等に対しても補助を行っています。

詳細は、区ホームページをご覧ください。

※² 「TOKYO子育て応援幼稚園」とは、東京都及び区の補助要綱に基づき、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する幼稚園です。原則、平日5日間、年間を通じて200日以上預かり保育を実施しています(夏休み等の長期休業日も実施しています)。

私立幼稚園一覧（令和7年9月1日現在）

※所在地を示した地図は P62 参照

No.	幼稚園名	設置	所在地	電話	最寄駅	定員	新制度	送迎バス	預かり保育	補助活動	満3歳	プレ
①	アサガヤ 阿佐谷幼稚園	宗教	阿佐谷北 5-13-2	☎ 3339-8401	JR 高円寺 阿佐谷	140	○		○		○	○
②	イオギセイボ 井荻聖母幼稚園	宗教	井草 4-19-21	☎ 3395-4040	(私) 井荻	480		○	○		○	○
③	イグサ 井草幼稚園	学幼	善福寺 1-17-1	☎ 3399-4131	JR 西荻窪 荻窪	70	○		○		○	○
④	イズミチヨウ 和泉町幼稚園	個人	和泉 2-25-7	☎ 3321-4510	(私) 明大前	160			○	○	○	○
⑤	オオミヤ 大宮幼稚園	宗教	大宮 2-3-1	☎ 3313-7373	(私) 西永福	315		○	○		○	○
⑥	カンセンジ 観泉寺幼稚園	宗教	今川 2-20-7	☎ 3399-5613	(私) 上井草 (バ) 農芸高校前	180			○			
⑦	ゴウフセイ 玉成幼稚園	学幼	松庵 1-9-33	☎ 3332-5954	(私) 三鷹台 JR 西荻窪	270			◎	○	○	○
⑧	クガヤマ 久我山幼稚園	学幼	久我山 3-37-24	☎ 3333-7777	(私) 久我山	320		○	◎	○	○	○
⑨	くまの幼稚園	宗教	和泉 3-21-29	☎ 3323-0189	(私) 永福町	120			○	○	○	○
⑩	コウエン 光塩幼稚園	学高	高円寺南 5-11-35	☎ 3315-0512	JR 中野 (私) 東高円寺	175			○	○	○	○
⑪	コクガクインダイガクフゾク 國學院大學附属幼稚園	学大	久我山 1-9-1	☎ 3334-4761	(私) 久我山	135			○	○		○
⑫	スギナミ 杉並幼稚園	学幼	阿佐谷南 2-4-36	☎ 3311-2733	JR 阿佐ヶ谷	175			○			○
⑬	スギナミキョウカイ 杉並教会幼稚園	宗教	和田 3-48-8	☎ 3313-7171	(私) 東高円寺	50	○		○			○
⑭	スギナミトウヨウ 杉並東洋幼稚園	個人	成田東 3-7-36	☎ 3311-0086	(私) 新高円寺	310		○	○	○	○	○
⑮	スギナミヒノデ 杉並日の出幼稚園	学幼	成田西 2-12-29	☎ 3391-8938	(バ) 高井戸境 (私) 浜田山	190		○	○	○	○	○
⑯	セイシンガクエン 聖心学園幼稚園	学幼	高円寺南 2-32-30	☎ 3312-5701	JR 高円寺	140			◎	○	○	○
⑰	セゾンイン 世尊院幼稚園	宗教	阿佐谷北 1-26-18	☎ 3338-6368	JR 阿佐ヶ谷	200			◎	○		○
⑱	タカチホ 高千穂幼稚園	学大	大宮 2-19-1	☎ 3315-4171	(私) 西永福	230			○	○	○	○
⑲	たから幼稚園	個人	西荻南 1-12-12	☎ 3333-9162	JR 西荻窪 (私) 久我山	140		○	○	○	○	○
⑳	トキワガオカ 常盤ヶ丘幼稚園	学幼	高井戸東 3-5-23	☎ 3302-0683	(私) 浜田山	120		○	○	○		
㉑	ナカセ 中瀬幼稚園	学幼	下井草 4-20-3	☎ 3395-3636	(私) 井荻	245			○	○	○	○
㉒	ニシオキガクエン 西荻学園幼稚園	学幼	西荻北 2-11-3	☎ 3396-8466	JR 西荻窪	105			○	○	○	○
㉓	ニシオキ 西荻まこと幼稚園	学幼	松庵 3-37-14	☎ 3334-7223	JR 西荻窪	90		○	◎	○	○	○
㉔	ニホンダイガク 日本大学幼稚園	学大	天沼 1-31-14	☎ 3392-8118	JR 荻窪	210			○	○		
㉕	のぞみ幼稚園	学幼	阿佐谷北 6-25-17	☎ 3337-6633	JR 阿佐ヶ谷	80			○	○		○
㉖	ハチマン 八幡幼稚園	宗教	善福寺 1-33-11	☎ 3399-8134	JR 西荻窪 (バ) 桃井第四小学校前	280			○	○	○	○
㉗	ひこばえ幼稚園	学幼	井草 1-45-15	☎ 3399-9527	(私) 下井草	240			◎	○	○	○
㉘	フジ 富士幼稚園	個人	南荻窪 4-5-7	☎ 3332-2111	JR 荻窪	80				○		
㉙	ホウヨウ 宝陽幼稚園	個人	上高井戸 2-16-31	☎ 3332-5916	(私) 富士見ヶ丘 芦花公園	240			◎	○		○
㉚	メイアイ 明愛幼稚園	学幼	和田 1-61-18	☎ 3381-4590	(地) 新中野 中野富士見町	140		○	◎	○	○	○
㉛	モモイ 桃井幼稚園	個人	清水 2-18-16	☎ 3301-1123	JR 荻窪 (私) 井荻 (バ) 清水二丁目	220	○		○	○		
㉜	レストナック幼稚園	学幼	和泉 2-41-18	☎ 3323-1666	(私) 明大前 (地) 方南町	175	○		○	○	○	○

(注)

- 1 設置者は、学幼・学高・学大=学校法人立、宗教=宗教法人立、個人=個人立です。
 - 2 「新制度」とは、[子ども・子育て支援新制度]（平成27年施行）に移行した園です。原則、新制度園は利用者負担額（保育料）は無償です。
※実費分(文房具費、行事費等)やそれ以外の上乗せ分(教育・保育の質の向上を図るための費用=特定負担額)はこれまでどおり施設に支払います。
 - 3 「預かり保育」とは、教育時間開始前又は、教育時間終了後に希望者を対象に行なう教育活動です。
 - 4 「預かり保育」の◎は、長時間預かり保育実施園（「TOKYO 子育て応援幼稚園」）です。
 - 5 「補助活動」とは、園児のうち希望者に対し、正規の保育時間外に行なう課外活動（音楽教室、体操教室、英会話教室など）をいいます。
 - 6 「満3歳」は、満3歳児（満3歳の誕生日を迎え入園してから3歳児クラスに進級するまでの幼児）を受け入れている園です。
 - 7 「プレ」は、未就園児（主に当該年度に満3歳の誕生日を迎える2歳児）を対象に幼稚園における活動を実施している園です。
- 上記の(注)3～7の活動名称、実施時期、対象年齢等は各園により異なります。詳細については、各園に直接お問い合わせください。
(参考) 杉並区私立幼稚園連合会ホームページ【<http://www.ans.co.jp/u/suginami/>】

18 区立子供園

区立子供園は保護者の就労形態の有無にかかわらず幼児を受け入れ、教育及び保育を提供する区独自の幼保一体化施設です。短時間保育(午前9時から午後2時までの保育)と長時間保育(保護者の就労等により午前7時30分から午後6時30分までの保育)があります。保育料は、幼児教育・保育無償化により無料です。給食費(実施園のみ)、搬入弁当代(希望者のみ)及び行事費等は別途負担があります。

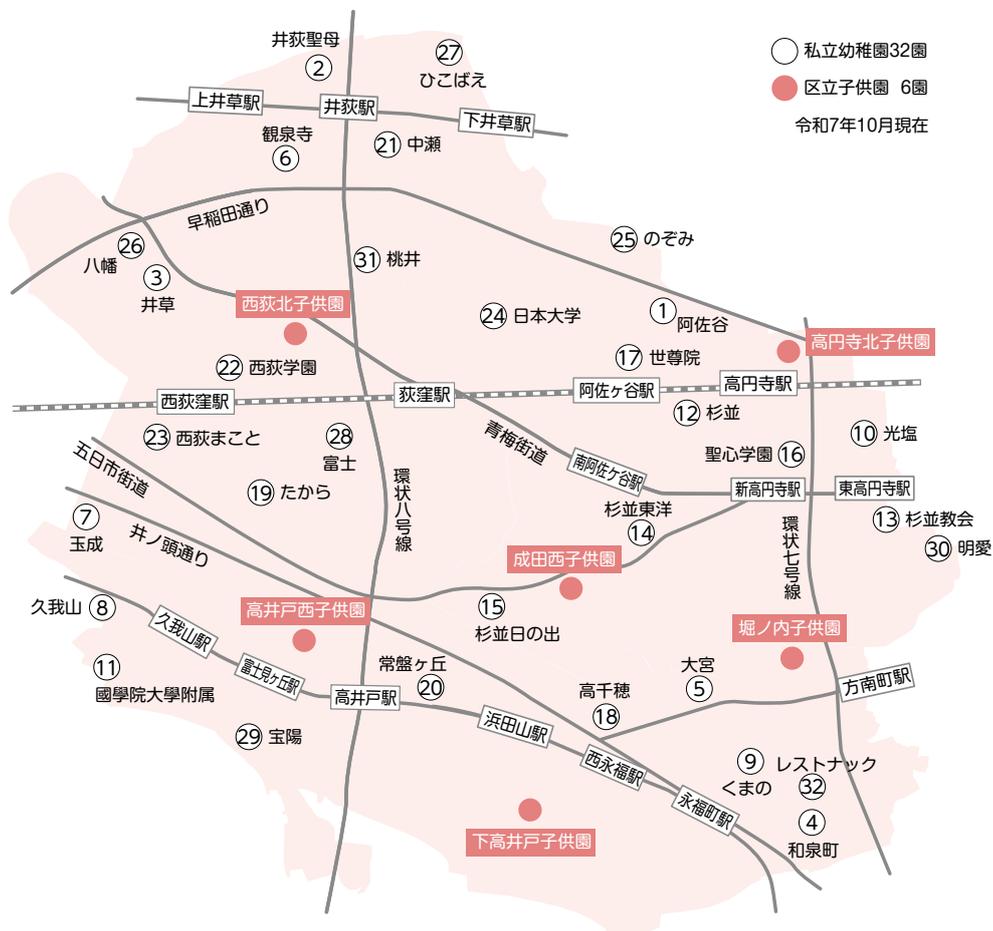
申込方法等は、子供園の【短時間保育・長時間保育】利用案内をご覧ください。利用案内は区ホームページに掲載しています。また、区役所保育課、各子どもセンター窓口、児童館及び各子供園で配布しています。長時間保育の申込については、申込できる要件が認可保育所と異なるのでご注意ください。

子供園名	所在地・電話	保育種別	3歳児		4歳児		5歳児	
下高井戸	下高井戸 4-38-15 ☎ 03-3303-9485	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
堀ノ内	堀ノ内 1-9-26 ☎ 03-3313-3437	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
高円寺北	高円寺北 2-14-13 ☎ 03-3330-0340	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
成田西	成田西 2-24-21 ☎ 03-3311-3876	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
高井戸西 ※1	高井戸西 3-15-4 ☎ 03-3332-9020	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名
西荻北	西荻北 1-19-22 ☎ 03-3399-0848	短時間	1学級	定員9名	1学級	定員21名	1学級	定員21名
		長時間		定員14名		定員14名		定員14名

※1：高井戸西子供園の改築計画は、これまでの計画の見直しに伴い、休止中です。見直し後の計画内容については未定です。

※下高井戸子供園、高円寺北子供園、成田西子供園では、給食を原則週5日提供します。給食のない日はお弁当を持参していただきます。

※堀ノ内子供園、高井戸西子供園、西荻北子供園では、保護者の希望による搬入弁当の提供を週5日行います(ただし、アレルギー対応はできない場合があります)。搬入弁当のない日や、搬入弁当を希望されない場合は、お弁当を持参していただきます。



19 主な変更点とお知らせ

申込みをされる方、既に保育所等に入所されている方にお知らせしたい事項等、重要なお知らせとなっておりますので必ずお読みください。

【1】 利用調整に係る指数の見直しについて

(1) 「就労内定」及び「就学・職業訓練（予定）」の基準指数

これまで、入所希望月以降に就労・就学・職業訓練を開始する予定の保護者の基準指数は、「就労内定」又は「就学・職業訓練（予定）」のいずれかを付していましたが、当該基準指数を改め、入所希望月の就労等の状況をもとに「就労」又は「就学・職業訓練」の基準指数を付与します。

(2) 「就学・職業訓練」の基準指数

これまで、「就学・職業訓練」の基準指数は、就学時間及び就学種別の2つの区分に分けてそれぞれ定めておりましたが、就学種別による基準指数を改め、保護者の入所希望月の就学等の状況をもとに就学時間により基準指数を付与します。

(3) 育児休業取得時の継続利用中の在園児の転園に関する基準指数

保護者が、下の子の育児休業を取得している場合または転園希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設または教育施設に在園中の児童について、転園後も下の子の育児休業を取得し続けることを希望する転園申込みを行う場合に適用する基準指数を新たに決めました。詳細につきましては、P23のNo.10をご確認ください。

※育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合があります。

(4) 65歳未満の同居人がいないひとり親世帯で、就労内定の証明(月20日以上)が提出されている場合の調整指数

65歳未満の同居人がいないひとり親世帯で、就労内定の証明(月20日以上)が提出されている場合、該当する世帯の児童に調整指数を加算していましたが、当該調整指数を廃止しました。

(5) 提出書類で1か月以上の就労実績が確認できない場合の調整指数

提出書類で1か月以上の就労実績が確認できない場合、状況に応じて減算していましたが、当該調整指数を廃止しました。

【2】 育児休業取得時の継続利用中の在園児の転園申込みについて

育児休業取得時の継続利用中の児童について、別の保育施設への転園を希望する場合、これまでは転園月中に復職することが必要でしたが、上記【1】(3)のとおり基準指数を新設するとともに、育児休業から復職せず転園申込みを行えるルールを定め、転園に際して復職するか育児休業を継続するか選択できるようになりました。詳細は、P34「【10】別の保育施設へ転園を希望する方へ」をご確認ください。

※育児休業には、自営業等で育児休業制度のない保護者が出産後に事業を休止する場合があります。

【3】 自営業等で育児休業が取得できない場合の在園児の在園期間について

自営業等で育児休業制度がない保護者が、在園児の次のお子様の出産により仕事を休む場合、出生されたお子様の預け先を探す期間等として、在園児の特例的な在園期間を出産月の翌月から4か月間と定めていましたが、その特例的な在園期間を出生されたお子様が1歳に達する月の末日の前日までに延長しました。

【4】 短時間勤務制度(所定労働日数を短縮する場合を含む)を利用予定又は利用中の保護者の基準指数について

勤務先の短時間勤務制度を利用予定又は利用中の保護者の基準指数について、通常勤務時間(契約時間)を変えずに勤務時間を短縮する場合には、「短縮後の勤務について勤務日数が減らないかつ1日4時間を下回らないこと」を条件に通常勤務時間により指数を付与していましたが、通常勤務時間により指数を付与する条件を「短縮後の勤務について、月80時間以上勤務している場合又は1月当たりの通常勤務時間の2分の1以上(月48時間以上である場合に限る)勤務している場合のいずれかに該当すること」に変更するとともに、週または月の所定労働日数を短縮する場合にも変更後の条件を満たせば通常勤務時間により指数を付与することに見直しを行いました。

20 保活ツール

【1】杉並区公式LINE

令和7年10月から保育施設や入園手続の情報をLINEに集約しました。

保護者のみなさんの保活に役立つ情報を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

①



区公式LINEのトーク下部メインメニューより「子ども・子育て」ボタンを選択

②



左下の「保育園・幼稚園」ボタンを選択

③



機能名	関連ページ・詳細
A 保育施設利用のご案内	当冊子をPDFでご覧いただけます。
B 保育施設の空き状況	過去1年間の保育施設の空き状況を公開しています。
C 保育施設・幼稚園マップ	現在地、指定の位置からの保育施設・幼稚園を検索することができます。
D 申請書類 (申請書ダウンロード・電子申請)	申込みに必要な申請書をダウンロードできます。電子申請のリンクも掲載しています。
E 保活ワンストップサービス	詳細はP.65【4】をご覧ください。
F 保育課窓口予約	保育課の窓口相談をご希望の方はこちらから予約いただけます。(子どもセンターの予約は裏表紙)
G 必要書類チェックシート	詳細はP.65【7】をご覧ください。
H 保育相談チャットボット	詳細はP.65【6】をご覧ください。
I 保育園申込案内動画「はじめての入園準備」	詳細はP.65【5】をご覧ください。

【2】4月入所利用調整の参考データはこちら

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1062.html>

- 「認可保育所等の利用申込状況」「保育施設別指数一覧」「保育所申込者一覧 指数別集計表」の3つデータがございます。希望保育施設の参考としてご確認ください。



【3】保育施設の空き状況はこちら

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1068.html>

- 募集予定人数が0の保育施設でも申込みすることができます。募集予定人数以外に在園児の退園により、新たに空きが生じた場合は利用調整の対象とします。
- 募集予定人数が「—」となっているクラスの募集はありません。



【4】オンライン見学予約はこちら（保活ワンストップサービス）

<https://hokatsu-onestop.metro.tokyo.lg.jp/>

- 東京都とGovtech 東京と協働で、保活ワンストップサービスを進めています。保育施設の情報収集や見学予約を行えるほか、入園申請や手続情報サイトに簡単にアクセスできるオンライン・サービスです。保護者の方の「保活」に役立つサービスですので、ぜひご利用ください。



【5】保育園申込案内動画はこちら

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/22529.html>

- 保育園入園の流れを分かりやすくまとめた動画を作成しました。本冊子の概要を動画にしていますので、入園準備の第1歩として是非ご覧ください。（本冊子内のすべての情報を反映しているわけではございません。ご注意ください。）



【6】保育相談チャットボットはこちら

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/12453.html#p1>

- いつでもどこでも保育施設の利用申し込み等について対話形式で問い合わせができます。（注）ご利用いただくには、杉並区 LINE（ライン）公式アカウントの友だち追加が必要です。



【7】必要書類チェックシートはこちら

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/1106.html>

- 入園・転園申込みを進める前に、就労証明書等のあらかじめ準備が必要な書類を確認することができます。



【8】窓口予約はこちら

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s058/12453.html#p3>

- 保育課や子どもセンター等でご相談いただく際に事前に窓口予約ができます。（注）予約は、1世帯20分の枠で予約日前日まで受け付けます。



認可保育所入所申込方法について

杉並区では令和7年10月現在、下記の申請・申込みで電子申請手続きが可能です。

原則電子申請でのお申込みをお願いいたします。

電子申請

保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※マイナンバー記入用紙は電子申請で提出できません。別途郵送または窓口で提出していただく必要があります。	 杉並区公式ホームページ 検索メニューから ページID: 1106 からも検索できます。
保育所等転園申込書	
希望保育施設等変更届	
区立保育園 延長保育申込書	
保育所等(利用・転園・延長)申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届	

郵送受付

送付先 ※簡易書留・レターパックなど発着記録が残る方法でご送付ください。

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
子ども家庭部 保育課 認定・入園係

代表: 03-3312-2111 ダイヤルイン: 03-5307-0657

窓口受付

区役所 東棟3階6番窓口	予約受付: 以下のサイトか、右の二次元コードから事前予約してください https://logofom.jp/form/Y4gR/26095 ※予約なしでも受付は可能ですが、予約の方を優先にご案内するため、お待たせする場合があります。 ※障害や発達遅れの遅れなどの支援が必要な児童は認定・入園係にご相談ください。	1世帯 20分以内	
------------------------	---	--------------	---

※杉並区外の保育施設を申込みの場合は、受付期間が異なる場合がありますので、必ず各自治体にご確認ください。

※申込書の未着や同封漏れなどについて、区は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

子どもセンターのご案内

子どもセンターは保育所の申込みや子育て支援サービスの相談・情報提供を行う窓口です。窓口利用の予約は不要ですが、利用日の1か月前から予約することもできます。ただし、10月、11月は予約制になります。以下の二次元コードから事前予約してください。

〈受付時間〉月～金 午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休み)



荻窪子どもセンター	03 (5347) 2081
高井戸子どもセンター	03 (5941) 3839
高円寺子どもセンター	03 (3312) 2811
上井草子どもセンター	03 (3399) 1131
和泉子どもセンター	03 (3312) 3671

※高円寺子どもセンターは令和8年6月から、工事のため一時休止を予定しています。



杉並区公式LINEを
ご活用ください。



※保育所・幼稚園アプリすぎぼよは令和8年3月31日でサービスを終了します。

P65に保活ツールの
案内があるよ♪
LINEも利用してみてね!

